

2005年(平成17年)8月30日

法務省 民事局 参事官室 御中

大阪弁護士会

会長 益田哲生

信託法改正要綱試案に対する意見書

先般、法務省民事局より、「信託法改正要綱試案」に関する意見募集が行われた。

よって、大阪弁護士会は、上記「信託法改正要綱試案」につき、以下意見を述べる。

1 はじめに

現行信託法は大正11年(1922年)に制定されたもので、今回の信託法改正は制定以来80年を経てなされる大改正であり、平成16年11月の信託業法改正とあわせて、今後我が国における信託制度の発展や定着を方向付ける重要な改正である。

当会としても、このような信託制度の全般的な見直しは望ましいものと考える。信託法改正要綱試案補足説明に記載されているように「今回の改正では、金融、資産流動化、投資、事業経営など様々な方面での活用が考えられる商事信託分野のみならず、少子高齢化社会の進展に伴い今後はその社会的需要がいっそう高まることが予想される民事信託分野、民間ボランティア活動の受け皿としての発展が期待される公益信託分野など、信託利用のあらゆる場面を見据え、現在及び将来の社会的経済的ニーズに柔軟かつ的確に対応できるルールの法制化を目指して」銳意検討されているご努力に敬意を表するものである。

2 しかし、信託法改正要綱試案は、我が国における信託制度の歴史的な経緯からか、ともすれば資産流動化実務の流れに主眼が置かれている。そこで、

当会としては、基本的に次の視点から意見を述べる。

- (1) 信託法は民事法の一つであり、民法の特別法として位置づけられるもので、その根本を忘れてはならない。そこで、民事信託を念頭において、問題を指摘する。
- (2) 信託法改正要綱試案が、規制色の強い現行法を任意法規化する方向で検討していることについては、信託の自由と創造性の観点から、賛成できる。しかしながら、信託は、委託者や受益者と受託者の信認関係を基礎とするものであるから、信認関係を害するような信託を認めることはできない。そこで、受益者が自己の権利を守るために与えられている基本的な権利の確保という視点から意見を述べる。
- (3) 信託は、倒産隔離機能を有するところから、その濫用される危険も大きい。特に、信託の担い手である受託者に、今後様々な者が参入する。そこで、濫用防止のための手当を十分に検討することについて指摘する。
- (4) 我々、弁護士も、依頼者からの預り金だけではなく、今後は、遺言信託や成年後見信託なども想定されるところから、弁護士あるいは弁護士法人も受託者となりうる。さらに、委託者、受託者、受益者、信託債権者、受託者固有財産の債権者の各代理人や相談を受ける者、あるいは、信託財産管理人、信託管理人等、信託財産の倒産の場合の破産管財人などとして、積極的に信託に関わり、信託制度を育ててゆく重要な職責を担う。そこで、弁護士業務との関連からの問題点を指摘する。
- (5) 信託法は、民法、民事訴訟法、民事執行法、各種倒産法とも十分に整合性を保ったものでなければならない。特に、(4)の職責を担う弁護士としては、訴訟手続や執行方法などが重要となる。さらに、信託財産の破産の場合における破産法の各条項の適用関係の整備があって破産管財人としての職責を果たすことができる。そこで、信託法上の権利を実現するための訴訟手続や、執行手続きから見た問題点や倒産手続の整備について指摘した。

第1 信託の意義について

1 信託の意義

信託とは、次の要件が満たされるものをいうものとする。

- a 財産の譲渡、担保権の設定その他の処分があること。
- b 財産の処分を受けた者が、一定の目的（自己の利益を図るもの）のために、当該財産の管理又は処分その他の当該目的の達成に必要な行為を行うこと。

2 信託契約の効力

信託契約は、委託者となる者と受託者となる者との合意のみによって、その効力を生じるものとする。

3 信託契約の効力発生時における債務の引受け

信託契約の効力が生じる時に、受託者となる者は、委託者となる者が負担している債務を信託財産に属する債務として引き受けることができるものとする。

<現行法の関連条文> 第1条

1について

[結論] 賛成する。但し、セキュリティ・トラストを認めるにあたっては、債権者と担保権者が異なることを特に想定していない関係法令の各規定の整備を併せて行うべきである。

[理由] いわゆるセキュリティ・トラストを認めた場合、債権者と担保権者が分離することが問題となるが、信託制度においては、信託財産の独立性及びその倒産隔離機能から、担保権の実行により回収された金員が被担保債権の債権者に分配されることが制度上確保できるので、これを認めて構わないと考える。但し、各法令（例えば、民事執行法、不動産登記法、会社更生法等）上、債権者と担保権者が異なることを特に想定していない規定があると思われることから、この点に関して整備が必要である。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 契約の成立時期が明確となるし（例えば、財産を少しづつ順次移転していった場合、要物契約とするとどの時点で信託契約が成立するのか判断が困難である。）、また当事者間で合意がある以上、自由に意思表示の撤回を認めず契約の拘束力を認めるべきであって、妥当である。

3について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託設定後においても、債務引受により委託者が負担していた債務を信託債務として引き受けることが可能であって、信託設定の段階で認めても

問題ない。

全般について

[問題点] 次のような意見があることを付記する。

信託契約は書面によって契約しなければならないものとし，同契約書面には，信託の目的その他法定の事項を記載しなければならないとする必要はないか。いわゆる商事信託においては，実務上，書面による契約がなされている。民事信託においては，今後，信託業法の法制及び実務の運用がどのようになるか予想が困難であるが，口頭による合意のみで信託契約が成立するとするときは，例えば，信託契約と評価すべきかどうか自体についても意思表示の解釈に苦しむあいまいな信託契約も生じることになる。新信託法においては信託契約関係について相応に複雑な法律関係が規定される予定であるところ，当事者の契約意思としても，法律の規定の内容を理解したものでなければ，契約当事者，受益者等に不測の損害を与える可能性がある。また，取引の安全にも支障が生じるおそれがある。他方，受託者には帳簿作成義務，分別管理義務等相応に高度な義務が課せられるのであるから，それらを遵守する前提においては，契約時において書面によることとし，信託の目的等主要な事項について明記することとしても，契約当事者に不当に過大な負担を強いることにはならないと考える。

第2 脱法信託及び訴訟信託について

1 脱法信託の禁止

現行法第10条の規定の趣旨を維持し，法令により財産権を享有できない者は，受益者としてその権利を有するとの同一の利益を享受することができないものとする。

現行法の関連条文 第10条

2 訴訟信託の禁止

現行法第11条の規定の趣旨を維持し，信託は訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができないものとする。

<現行法の関連条文> 第11条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行規定を維持するものであって，賛成する。なお，補足説明が指摘するに，法令上の財産権の享有禁止の脱法にあたるか否かは形式的に判断するのではなく，当該法令の趣旨，信託目的，受益権の内容等を総合的

に勘案して決すべきこと、特定の法令に違反して財産権を享有するに至ったとしても私法上の効力が否定されるものではない場合には、当該信託の私法上の効力まで否定されるものではないとする点にも賛成する。

2 について

[結論] 要綱試案が「正当な理由のある場合」についての例外規定を設けないものであることを前提として、賛成する。

[理由] 現行規定を維持するものであって、賛成である。他人間の紛争に介入し司法手続を利用して不法な利益を得る場合については、公序良俗違反ないし脱法行為であり無効とができるとしても、少なくとも、弁護士代理の原則に違反して他人のために代理する場合、弁護士法72条に違反して業として法律業務を行う場合を無効とするには現行規定を維持する必要がある。

「正当な理由のある場合」の例外については、要綱試案の補足説明ではセキュリティトラストの場合等一定の正当な理由のある場合に訴訟信託の禁止の例外を認めるか否か更に検討する必要があるとされている。しかしながら、敢えて「正当な理由のある場合」に関する例外規定を置くと、例外を大きく認める余地を残すことになり、訴訟信託の禁止の趣旨を没却することにつながりかねない。訴訟信託の禁止の例外は最小限にとどめられるべきであるから、現行法と同様、解釈に委ねるべきであって、「正当な理由のある場合」についての例外規定を設けるべきではない。

第3 詐害信託について

1 詐害行為の取消しの特則

(1) 受託者の下にある信託財産の取戻し

委託者がその債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受託者において、その債権者を害することを知って信託を設定したことを知らなかったときであっても、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者の全部又は一部が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(2) 受益者に給付された信託財産の取り戻し

(1)の場合において、更に受益者が信託財産の給付を受けたときは、債権者は、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

2 惡意の受益者に対する受益権の譲渡請求

委託者がその債権者を害することを知って信託を設定した場合には、債権者は、受益者に対して、受益権を委託者に譲渡するよう請求することができるものとする。ただし、受益者が、受益者として指定されたことを知った当時において、委託者がその債権者を害することを知って信託を設定したことを重大な過失によることなく知らなかったときは、この限りでないものとする。

(注) 受益者として指定された者がいまだ受益権を取得していない場合並びにいわゆる目的信託(第69参照)及び公益信託(第70参照)の場合にあっては、債権者は、委託者に詐害意思のある限りにおいて常に取消しが可能であるとするものとする。

<現行法の関連条文> 第12条

1 (1)本文について

[結論] 賛成する。ただし、取消の効果につき不明確であり、検討が必要である。また破産法の詐害行為の否認に関する160条1項についても同様の特則を設けるべきである。

[理由] 債務者たる委託者が信託を設定した行為が詐害行為に該当する場合には、受託者は信託財産に対して固有の利益を有しないから、受託者が善意であっても、民法424条1項による信託行為に対する詐害行為取消権による受託者の下にある財産の取り戻しを認めるべきであり、現行法第12条1項を維持する要綱試案に賛成する。

信託行為の詐害行為取消は、受託者下の信託資産の取戻しであるから、まず受託者が取消訴訟の被告になり、受託者が1(1)ただし書の善意無重過失の受益者の存在の抗弁を主張することになるのは理解できる。しかしながら、債権者・受託者間の訴訟において受託者が敗訴した場合の、詐害行為取消の効果は、判例の相対的取消説の立場からすると、債権者・受託者間にのみ生じ、受益者には取消の効果は及ばず、受託者・受益者間の信託関係は存続することになるはずであるが、要綱試案が、このように考えるのか、あるいは受託者に対する詐害行為取消によって受益者の受益権も消滅するとするのかどうか不明確である。こうした効果を踏まえて、別途受益者の利益保護・手続保障を図る制度の必要性や制度の内容を検討する必要があろうか。この点について、補足説明は、受託者が善意無重過失の受益者の存在の抗弁につき十分な主張立証をしなかった場合には善管注意義務違反とするなど、受益者に訴訟告知し、受益者が補助参加できるとしているが、こうした規定が妥当であるか、更に検討が必要である。

なお、破産法上の詐害行為の否認に関する同法第160条1項に関しても、委託者たる委託者の受託者に対する信託行為が同条項に該当する場合

には、受託者の善意悪意は問わずに詐害行為の否認を認める旨の特則を設けるべきである。先般の破産法の改正においては、詐害行為の否認に関しては同法160条1項、既存債務に対する偏頗行為の否認に関しては同法162条1項と、条文が整理された。信託行為においては既存債務に対する偏頗行為としてなされることは考えにくく、詐害行為のみが問題となると思われるが、民法上の詐害行為取消の適用場面には、常に破産手続開始決定があれば破産法上の詐害行為の否認の問題が生じうるから、信託行為についての詐害行為を問題とするのであれば、民法第424条の特則を設けるだけでなく、同時に破産法上の詐害行為の否認についても、委託者破産の場合には、受託者の善意悪意を問わず否認できる旨の特則を設けるべきである。

1(1)ただし書について

[結論] 賛成する。但し、受益者の一人が善意無重過失であるために、信託行為自体を取消すことができない。

[理由] 現行法第12条2項では、現実に利益を受けるまでは受益者が善意でも信託行為の詐害行為取消が認められ、受益者が現実に利益を受けた場合でも、現実の利益を受けた時点で悪意又は重過失であれば受益権取得時に善意であっても詐害行為取消が認められることとなり、善意の受益者の保護に欠けていた。

そこで、この受益者の利益を考慮して、規定を簡明にし、債務者たる委託者がその債権者を害することを知って信託をしたことについて受益者が善意無重過失であれば、受益者を保護して信託行為の詐害行為取消を否定する点については、賛成する。

受益者の善意無重過失の判断時期については、「受益権を取得したとき」とすると、信託行為時となれば自益信託の場合を除く受益者の大半が善意無重過失となってしまい早すぎ、判断時期を遅くすると受益者が悪意となる可能性が高まるから妥当ではない。受託者は当該者を受益者とする信託が設定された事実を受益者に通知する義務を負うことに鑑み、「受益者として指定されたことを知ったとき」を受益者の善意無重過失の判断時期とすることには賛成する。

1(1)ただし書において、受益者の善意無重過失の立証責任を受託者ないし受益者側に負担させていることについては、受益者の主觀的要件である悪意重過失の立証責任を債権者に負担させると、詐害行為取消権の行使が事実上不可能となりかねないから、詐害行為取消の必要性と受益者の利益の均衡から、受益者の善意無重過失の立証責任を受託者ないし受益者側に負担させることに賛成する。

受益者が複数の場合には、受益者の一部が債務者たる委託者がその債権者を害することを知って信託をしたことについて善意無重過失であれば、

信託行為の詐害行為取消権を行使できないとする点については、各受益者の利益を考えると致し方ないと思われる。

しかしながら、これによって、詐害行為取消が否定される場面が多くなることから、委託者と受託者の共謀等による濫用的な詐害的信託行為を許容する余地が生じ、委託者の債権者の利益を害する可能性がある。これについて、補足説明は債権者の受託者に対する不法行為に基づく損害賠償請求の可能性を指摘するが、受益者の一人が善意無重過失であるために信託行為自体を詐害行為取消できない場合に、悪意の受託者に対して価格償還責任を負わせる余地はないだろうか。

1 (2)について

[結論] 賛成する。なお、破産法上の転得者に対する否認の特則も検討すべきである。

[理由] 受益者が、受託者から現に信託財産の給付を受けている場合に、民法424条第1項による詐害行為取消権の行使がみとめられるのは、当然の帰結である。そして、判例の相対的取消説の立場からすれば、補足説明にもあるとおり、1(1)による受託者に信託行為の詐害行為取消請求をしなくても、現に給付を受けた受益者のみを被告として詐害行為取消請求が認められるべきであるし、かつ全ての受益者を被告とする必要はなく、当該給付を受けた受益者のみを被告として詐害行為取消が認められるべきであって、この点についても、要綱試案について賛成する。

ただし書については、善意無重過失の受益者を保護すること、その判断時期を民法424条第1項とは異なり、当該給付の取得時ではなく、1(1)と同様受託者と指定されたことを知ったときとすること、及び善意無重過失の立証責任を受益者に負担させることにつき、1(1)と同じ理由で賛成する。

なお、補足説明は、受益者に現に給付された財産が第三者に譲渡された場合の債権者と当該第三者の規律について、民法424条1項によって処理され、受益者悪意・第三者善意の場合に受益者に価格賠償責任を負担させるとするが、こうした規律が妥当か、妥当としても明確な規定を設けるべきではないか等、更に検討すべきである。

また、1(1)と同様、1(2)についても破産法の詐害行為の否認について転得者に対する否認に関する破産法170条の特則が問題となる。破産者たる委託者による信託行為が破産法160条の詐害行為の否認の対象となる場合に、現に給付を受けた受益者に対しては、同法170条の適用場面となるが、1(2)と同様の善意の受益者保護規定を設けるかどうか検討すべきである。

2について

[結論] 規定を設けることには賛成するが、要綱試案では制度として不明確な点が多い。また、委託者たる破産者の信託行為に対する破産法上の詐害行為

の否認の場合にも悪意の受益者に対する譲渡請求の特則を検討すべきである。

[理由] 悪意又は重過失の受益者から詐害行為による信託行為に基づく受益権という利益を奪おうとするものである点については評価できる。主として受益者の一部が善意無重過失であるために 1(1)の詐害行為取消による信託財産の取戻しが認められない場合に、悪意又は重過失である受益者から利益を取り戻す意味で有益である。

しかしながら、判例の相対的取消説的な考え方からは、委託者の債権者が敢えて受託者に対する信託行為の詐害行為取消権を行使しない場合でも、受益者が悪意又は重過失である限り、受益者への現実の給付がなされる前の段階の救済手段として、受益権の譲渡請求は認められるべきであって、この点も明確にすべきである。

また、譲渡請求の相手方についても、判例の相対的取消説的な考え方からは、個別に当該受益者のみを相手方とすれば足りる。

ただし、この悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求権の行使方法については、民法424条と同じく訴訟によらなければならないとするのか、訴訟外でも行使できるとするのかについては、要綱試案では明確ではない。民法424条第1項と同じく訴えによって行使すべきとも思えるが、受益者が多数の場合等を考えると、信託法上の特別の請求権であることを根拠に訴訟外でも請求によって行使できると考える余地もある。

受益者に対して受益権を債務者たる委託者へ譲渡するよう請求できるとすることについては、民法上の詐害行為取消の相対的取消という法的性質から考えても、現行民法の特別法としての信託法において、理論的に根拠付けることができるかどうか問題があるが、詐害行為に関する信託法上の特別の請求権であるとすれば足りるであろうか。

また、債権者が受益者に対して受益権を譲渡するように請求した場合に、いかなる効果が生じるのか不明確である。受益権が委託者に帰属するに至ると考えるとしても、何時の時点でどのようにして、そうなるのか、取消訴訟の判決によって判決の時点で初めてそうなるのか、訴訟外の請求の時点で当然に受益権が委託者に帰属するのか等が不明確である。また、詐害行為をした債務者たる委託者に悪意の受益者の受益権を帰属させることが、委託者たる債務者の責任財産保全にとって妥当か、委託者が受領を拒否したり、返還された受益権を再譲渡されないか等の問題点がある。

さらに、受益権の譲渡請求権の行使によって（あるいは判決によって）当然に受益権が委託者に帰属することとなつても、委託者の債権者は、直ちに金銭請求権たる被保全債権を満足させられないから、受益権自体を差押えるのか、受益権から生じる受託者に対する将来の具体的な給付請求権（受益債権）自体を差押えたり、これを債権者代位権によって代位行使することにな

ろうか。

ただし書については、善意無重過失の受益者を保護すること、その判断時期を民法424条第1項とは異なり、当該給付の取得時ではなく、1(1)と同様受託者と指定されたことを知ったときとすること、及び善意無重過失の立証責任を受益者に負担させることにつき、1(1)及び(2)と同じ理由で賛成する。

また、1(1)及び(2)と同様、破産者たる委託者の信託行為について、破産法上の詐害行為に対する否認（同法160条1項）が問題となり、その受益者について転得者に対する否認（同法170条）が問題となる場合にも、悪意の受益者に対して受益権の譲渡請求を検討する余地がある。この場合、受益権の譲渡先は、委託者たる破産者ではなく、破産管財人とすべきである。

（注）について

[結論] 賛成する。

[理由] これらの場合には、善意無重過失の受益者の保護を考える必要がないから、要綱試案に賛成する。

全般について

[問題点] 次のような意見があることを付記する。

悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求権については、詐害行為取消権の行使と異なり、訴訟による必要がないとの趣旨か。債権者の受益者への裁判外の請求のみによって受益権の移転が生じるとすると、その後、直ちに、債権者は同受益権を委託者に帰属する財産として差し押えることができるのか。また、同受益権に基づく受益債権を差し押えることができるのか。特に受益債権の差押えの場合において、譲渡の対抗要件は、受託者に対する通知又は受託者の承諾とされることとの関係において問題が生じないのか。受益権が有価証券化されているときは、どうなるのか。これらについてよくわからない。

第4 受託者不適格者について

受託者不適格者から破産者を除くものとし、未成年者、成年被後見人又は被保佐人は、受託者になることができないものとする。

<現行法の関連条文> 第5条

[結論] 賛成する。

[理由] 株式会社の取締役欠格事由について破産者が除かれていること（会社法331条1項）等とも整合しており妥当である。

第5 受託者の利益享受の制限について

受託者が受益権の全部を固有財産で保有する状態が継続した場合には、信託は、存続させないものとする（第57の1d参照）。

（注）第三者の名義をもって信託の利益の全部を享受する場合についても、同様とする。

＜現行法の関連条文＞ 第9条

[結論] 本文及び注ともに賛成する。

[理由] 受託者を監督すべき受益者が存在しないような信託を認めるべきではない。

また、注記によって、受託者の信託の利益の享受についての判断が実質的観点からなされるべきであることが明確となり、再信託の場合に本規律によって信託が終了するものではないことも、解釈上明らかとなる。

なお、いつ終了になるのか明確ではないが、第57の1eで明確化が図られている。

第6 信託の公示について

現行法第3条第1項の規定の趣旨を維持し、登記又は登録すべき財産については、信託は、その登記又は登録をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

（注）現物の有価証券に係る公示方法を定めた現行法第3条第2項の規定は削除し、株券廃止会社の株式に係る公示方法を定めた同条第3項の規定の趣旨は維持するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第3条

本文について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産の独立性及び取引の安全等の観点から、現行法3条1項の規定は維持すべきである。

[問題点] 不動産登記法97条は、受益者の氏名・住所等、信託目的、信託財産の管理方法等が信託登記の登記事項となっているが、信託財産の独立性等の観点と、不動産以外の信託財産の公示方法との比較において、不動産登記法の規定をより簡略化する方向で検討すべきである。

（注）について

[結論] 賛成する。

[理由] 現物の有価証券に現行法第3条2項を適用することは、煩雑で実務的にも不可能であり、削除に賛成する。

現物の有価証券について現行法3条2項を削除するのであれば、株券廃止会社の株式についても同条3項を削除すべきかとも考えられる。しかし、現物の有価証券は信託財産として分別管理が可能であるが、株券廃止会社の株式においては、現物がなく信託財産として公示するには、現行法同条3項の方法が適切と考えられる。

第7 裁判所の監督について

現行法第41条第1項の規定（非営業信託に関する裁判所の監督）は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第41条第1項

[結論] 賛成する。

[理由] 一般的に、裁判所の監督に服する旨の規定は、信託の自由に反し、信託法の任意規定化の方向に逆行するものである。他の規定で、個別に与えられる受益者等の監督等の権限に委ねることとなる。

第8 信託財産の範囲について

現行法第14条の規定の趣旨を維持し、信託財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者の得た財産は、信託財産に属するものとする。

<現行法の関連条文> 第14条

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第14条は、信託財産を構成する財産を明らかにした規定であり、基本的かつ重要規定である。

第9 信託財産の付合等について

現行法第30条の規定の趣旨を維持し、信託財産につき付合、混和又は加工があった場合においては、各信託財産及び固有財産は各別の所有者に属するものみなして、付合、混和又は加工に関する民法の規定（民法第242条から第248条まで）を適用するものとする。

（注）各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を

設けるものとする。

<現行法の関連条文> 第30条

本文について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第30条は、信託財産の独立性の位置づけで、信託財産について付合、混和又は加工があった場合、信託財産と固有財産とは各別の所有者に属するとみなす規定であり、基本的かつ重要規定である。

(注)について 第10で述べる

第10 信託財産と固有財産等との識別不能について

1 信託財産と固有財産とで識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の信託財産に属する財産と当該信託の受託者の固有財産に属する財産とを識別することができなくなったときは、信託財産及び固有財産がその当時における価格の割合に応じて各財産をそれぞれ共有するものとして取り扱うものとする。

2 信託財産間で識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができない状態に至ったときも、1と同様とするものとする。

3 共有持分の割合

1及び2による共有に係る共有持分の割合は、均等であるものと推定するものとする。

(注)各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 賛成する。

[理由] 共有擬制により、識別不能状態になった後に、受託者の固有の債権者から識別不能財産に対する差押がなされた場合には第三者異議の訴えにより、受託者が破産した場合には破産管財人に対する持分権確認訴訟により、受益者はいずれも物権的な救済を得ることができることになり、相當である。

また、価格割合の算定が不能の場合に、持分割合を均等と推定することについても、受益者と受託者・受託者の債権者との衡平の観点から、相當

である。

なお、分割に関する規律を設けることについても、賛成する。同規律については、以下の点に配慮すべきである。

- (1) 固有財産と信託財産とで共有するものとされた財産の分割については、受託者が利益相反関係に立つので、原則として、受託者単独によるのではなく、受託者と受益者との協議によるものとすべきである。
- (2) 信託財産間で共有するものとされた財産の分割については、(1)と同様の理由で、原則として各信託の受益者間の協議によるものとすべきである。
- (3) 上記の各協議が整わない場合には、協議の各当事者から裁判所に対して、民法上の共有物分割の請求ができることとすべきである。
- (4) 分割については、識別不能による共有擬制の場合のみならず、固有財産に属する金銭と信託財産に属する金銭とを合わせて不動産を購入した場合等においても問題になるので、各場合を通じて齟齬のないような規定を設ける必要がある。

第11 受託者の相続財産からの分離について

現行法第15条の規定（受託者の相続財産からの分離）は削除するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第15条

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者の死亡によりその任務が終了した時には、新受託者が就任しない限り、信託財産は法人とするとの規定を設ける（第41）とすれば、現行法第15条は不要である。

第12 信託財産に対する強制執行等について

1 信託財産に対する強制執行等の禁止

次の(1)から(4)までに掲げる権利に基づく場合を除き、信託財産に対しては、強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができないものとする。

- (1) 信託財産について信託前の原因によって生じた権利
- (2) 信託財産のためにする行為であって受託者の権限に属するものにより生じた権利
- (3) 受託者の権限に属しない行為であって第31の1により取消しがされてい

ないもの（当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が知っている場合に限る。）により生じた権利

（4）受託者の権限に属しない行為であって信託財産に属する財産について権利の設定又は移転をするもの（当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が知らない場合に限る。）により生じた権利

2 受益者等の異議（ ）

1に違反して強制執行、仮差押え、仮処分又は競売に対しては、受益者又は受託者は、異議を主張することができるものとする。この場合においては、民事執行法第38条及び民事保全法第45条の規定を準用するものとする。

（注）受託者が信託事務の処理につき不法行為をした場合において、当該不法行為に基づく損害賠償に係る債権者が、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第16条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産の独立性を確保するためには、信託財産に対する強制執行等を一定の範囲に制限する現行法16条の趣旨を維持することが相当である。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 1の信託財産に対する強制執行等の禁止の実効性を確保するためには、1に違反する強制執行等に対する異議申立権は不可欠である。

また委託者は、信託設定後は信託財産について利害関係を有しなくなることから現行法16条と異なり、異議申立権者から委託者を除外したことも相当である。

(注)について

[結論] 「信託事務の処理につき」なされた不法行為に限定するなど一定の要件のもとで不法行為の相手方（被害者）からの信託財産に対する強制執行等を認めるべきである。

[理由] 信託財産の独立性も絶対のものではなく、一定の場合には受託者の不法行為による責任を信託財産に負担させることで不法行為の相手方（被害者）を保護する必要がある。問題はどういった場合に信託財産の負担により不法行為の相手方を保護するかであるが、これについては民法44条や同法715条などの趣旨を勘案して要件を定立すべきである。

この場合、信託財産（受益者）は、受託者に対して求償権行使すること（損失填補責任）で回復可能であるので受益者の保護に欠けることもな

い。

第13 受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について

1 受託者の破産手続との関係

- (1) 受託者につき破産手続が開始された場合においては、信託財産は、破産財団に属しないものとする。
- (2) (1)の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、破産管財人に対し、これをやめることを請求することができるものとする。()
- (3) (1)の場合においては、受託者が信託行為により受益者に対して負担する債務に係る債権(以下「受益債権」という。)は、破産債権としないものとする。
- (4) (1)の場合においては、信託財産に属する債務に係る債権(受益債権を除く。以下「信託債権」という。)の免責許可の決定(破産法第252条第1項参照)による免責は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (5) (1)の場合において、破産手続の開始により受託者の任務が終了しないときは、破産者が受託者の職務を行うものとする。

2 受託者の再生手続との関係

- (1) 受託者につき再生手続が開始された場合においては、信託財産は、再生債務者財産に属しないものとする。
- (2) (1)の場合において、再生債務者等(民事再生法第2条第2号参照)が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、再生債務者等に対し、これをやめることを請求することができるものとする。()
- (3) (1)の場合においては、受益債権は、再生債権としないものとする。
- (4) (1)の場合においては、信託債権の再生計画による免責又は変更は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (5) (1)の場合において管理命令があったときは、受託者の職務を遂行する権利並びに信託財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属するものとする。ただし、再生手続の開始により受託者の任務が終了する場合は、この限りでないものとする。

(注1) なお、有限責任信託(仮称)(第66参照)を創設し、信託財産のみを責任財産とする信託債権を認めることとする場合には、受託者倒産の場合における信託と倒産手続との関係に関しては、当該信託債権は受益債権と同様に取り扱うものとする。

(注2) 受託者の更生手続との関係については、2に倣い規律を整備するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1 (1)について

[意見] 賛成

[理由] 受託者に権利を移転しつつ、受託者の倒産から財産を隔離するというのが信託の存在意義であり、現行法16条はそれを前提としている。

1 (2)について

[意見] 反対

[理由] 差止請求権が提案されるに至った理由は、確認訴訟では、制度としての実効性を考慮すると判決効の拡大をすることができないこと、保全処分の本案としては確認訴訟では困難であることがあると思われる（法制審信託法部会第13回議事録参照）。

しかし、受益者には確認訴訟の原告適格があり、受益者が、保全処分（仮の地位を定める仮処分）の申立てをすることができる。

仮の地位を定める仮処分によって保全されるのは、「争いがある権利関係」であり「権利」である必要はない。また「争いがある権利関係」については、特に制限はない。従って、受益者として信託財産について有する権利関係に基づいて、その財産が信託財産に属しないことを理由として、破産管財人が行う信託財産の処分の差止を行うことは可能なのである。

ここで問題となるのは、破産管財人が信託財産であることを知りながら処分するという状況ではなく、破産管財人が信託財産であることを知らずに処分するという状況である。すると、破産管財人が、本来、信託財産であるものについて、受益者等から信託財産であるとの主張がなされつつ、それとは異なる見解の元に処分を行おうとする状況である。

仮の地位を定める仮処分には「著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要」という要件が必要である（民事保全法23条2項）が、これが、前記の状況における破産管財人に対する仮処分であることを考えると、むしろ、この要件が相当である。

なお、補足説明は「受益者は、この差止請求権を被保全権利として民事保全法に基づく仮処分を得ることにより、破産管財人による信託財産の処分を仮に差し止めることも可能となる」（24頁）とするが、この仮処分も、民事保全法23条2項の仮の地位を定める仮処分であり、「著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要」という要件が必要であることは同様であるから、差止請求権を認めることにより、仮処分の可否が実質的に変わるものではない。

従って、保全処分の被保全権利として、実体法上にない差止請求権を認める必要はない。

1 (3)について

[意見] 賛成

[理由] 信託の倒産隔離機能のために，当然に必要である。

1 (4)について

[意見] 賛成

[理由] 信託の倒産隔離機能のために，当然に必要である。

1 (5)について

[意見] 賛成

[理由] 現行法 5 条は，破産者を受託無能力者としているが，取締役について，破産者が欠格事由ではなくなつた（会社法 331 条）のと同様，破産を信託受託の終了原因とする論理必然性はない。要綱試案第 4 で，受託者不適格者から破産者を除くとされていることを受けて，信託行為で破産手続の開始により受託者の任務が終了しないと定められた場合には，受託者の職務を破産者が行うことを認めることが相当である。

2 (1)について

[意見] 賛成

[理由] 受託者に権利を移転しつつ，受託者の倒産から財産を隔離するというのが信託の存在意義であり，現行法 16 条はそれを前提としている。

2 (2)について

[意見] 反対

[理由] 1 (2)の理由と同様である。

2 (3)について

[意見] 賛成

[理由] 信託の倒産隔離機能のために，当然に必要である。

2 (4)について

[意見] 賛成

[理由] 信託の倒産隔離機能のために，当然に必要である。

2 (5)について

[意見] 賛成

[理由] 民事再生管財人には「業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利」が専属するのであり（民事再生法 66 条），再生会社が受託者として有する信託財産の管理及び処分をする権利は，受託者としての任務が継続する以上，管財人に専属することが当然である。

（注 1）について

[意見] 賛成

[理由] 受託者に対する債権であつてその責任が信託財産に限定されたものが創設される場合には，その債権は，受託者固有の資産負債とは隔離されるべきものであるから，受益債権と同様に取り扱うことが相当である。

（注 2）について

[意見] 賛成

[理由] 信託の倒産隔離の必要性は破産手続、再生手続と共に、更生管財人には「事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利」が専属する（会社更生法72条）のであるから、2に倣った規律が相当である。

全般について

[問題点] 次のような意見があることを付記する。

信託債権について破産配当を行った場合、破産財団は、信託財産に対して求償権（受託者として弁済するのではないので、要綱試案第32の1(3)による代位ではない？）を取得し、これを回収して、再度破産配当を行うという求償権と破産配当の循環が起こると思われる。特に、信託財産が資産超過である場合には、その実益的な結果に比して煩雑である。同様のことは、資産超過の債務者に対する債権に係る保証債務履行請求権が破産債権として届けられたときも生じることであり、仕方がないと割り切るべきなのか。

第14 相殺に関する規定の取扱いについて

1 第三者が信託財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

固有財産又は他の信託財産に属する債務に係る債権を有する者は、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができないものとする。ただし、受託者による利益相反行為の禁止の例外（第19の2(2)参照）に該当する場合において、受託者がその承認をしたときは、この限りでないものとする。

2 第三者が固有財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

信託財産に属する債務に係る債権（信託財産のみを責任財産とするものに限る。）を有する者は、当該債権をもって受託者の固有財産に属する債権に係る債務と相殺することができないものとする。ただし、受託者がその承認をしたときは、この限りでないものとする。

（注1）1の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

1 固有財産又は他の信託財産に属する債務に係る債権を有する者が当該者に対して受託者が有する債権は固有財産又は他の信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

2 信託財産に属する債権に係る債務者が受託者に対して当該債務者が有する債権は信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

（注2）2の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

信託財産に属する債務に係る債権（信託財産のみを責任財産とするものに限る。）を有する者が、当該者に対して受託者が有する債権は信託財産に属すると信じるに足りる正当な理由がある場合には、この限りでないものとする。

<現行法の関連条文> 第17条

[結論] 賛成する。（注1）,（注2）については、いずれも同規定をもうけることに賛成する。ただし、（注1）,（注2）の相殺後の受託者の固有財産と信託財産の関係について、検討を要する。

[理由] 相殺禁止の範囲が具体的に明示され、受託者からの相殺および相殺契約については、利益相反行為の例外に該当するか否かによって判断されることとなり、信託財産の独立性と忠実義務との調和が図られており賛成である。

（注1）,（注2）について

このような場合の相殺の期待は保護されるのが公平であり、明確な規定がもうけられるべきである。表見（外觀）法理によって救済できるといつても、具体的な規定がなければ困難なことと考えられる。

[問題点] （注1）,（注2）について

相殺後は、（注1）では固有財産が利益を得て信託財産が減少する、（注2）では、信託財産が利益を得て固有財産が減少する結果となる。そのため信託財産と固有財産の間で求償関係が生じる。仮に、受託者の固有財産が債務超過など、価値がない場合を想定すると、次のことについて検討すべきである。

信託財産から固有財産に対する求償権行使について、受託者が同一人で、受託者が固有財産から信託財産への求償債務の履行をしない場合、信託債権者や受益者の権利行使方法について明確にされたい。

受託者の債権者や信託債権者、受益者との間で利害が対立するところ、相殺が認められる正当な理由の有無について、受託者の債権者や信託債権者は債権者代位権の行使によって、相殺が無効であることを前提に第三者に対し債務の履行を求めるることは可能かと思われる。しかし、受益者については、どのような権利行使が可能なのか明確ではない。第31の権限違反行為の取消権との関係も考慮のうえ、さらに検討されたい。

第15 信託財産に係る混同について

1 物権に係る混同

ある財産を目的とする権利と当該財産とが、信託財産と固有財産又は他の信

託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その権利は混同によって消滅しないものとする（民法第179条参照）。

2 債権に係る混同

債権と債務とが、信託財産と固有財産又は他の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その債権は混同によって消滅しないものとする（民法第520条参照）。

＜現行法の関連条文＞ 第18条

[結論] 賛成する。

[理由] 現実に混同が生じる場合について混同によって消滅しないことを現行法より拡大して規定したものであり、信託財産の独立性保持の観点から賛成である。

第16 委託者の占有の瑕疵の承継について

【甲案】

現行法第13条の規定（委託者の占有の瑕疵の承継）は、削除するものとする。

【乙案】

現行法第13条の規定の趣旨を維持し、受託者は信託財産の占有につき委託者の占有の瑕疵を承継するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第13条

[結論] 乙案に賛成する。

[理由] 現行法第13条の立法趣旨については、元来受託者は自ら信託財産の利益を享受するものではなくて、委託者以上にこれを保護すべき必要もなければ理由もないから、とも説明されているところである（入江『全訂信託法原論』91頁）。

現行法第13条を削除する甲案は、占有の瑕疵を治癒するために善意の受託者を介在させ信託を濫用的に利用するケースについては脱法信託や公序良俗違反として排除できるとしているが、甲案を採用した場合、濫用目的でない信託設定については対応できなくなる。例えば、委託者が無権利者から財産を取得する際、委託者は悪意ではないものの過失があって即時取得が認められない場合においても、信託設定がなされ受託者が善意・無過失であれば即時取得を認めてよいとは考えられない。特に自益信託では問題と思われる。

第17 信託事務遂行義務について

受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならないものとする。

<現行法の関連条文> 第4条

[結論] 賛成する。

第18 善管注意義務について

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもってしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 現行法第21条の規定(信託財産に属する金銭の管理方法)は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第20条及び第21条

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第21条の規定の削除につき、異論はない。信託財産を安全性の高い方法で運用しなければならないかどうかは、当該信託の目的(単なる管理のための信託か、それとも投資を目的とする信託か等)にしたがって個別に考えられるべき事柄であって、信託財産の運用方法は一律に法令によって特定の管理方法に限定すべきものではない。また、信託財産の運用の安全性を確保するために、安全性の高い特定の運用方法に限定しようとするなら、金銭と金銭以外の財産とで分ける必然性がない。

第19 忠実義務

1 受託者の忠実義務等

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、法令及び信託行為の定めに従い、受益者のために忠実かつ公平に行動しなければならないものとする。

2 受益者の利益と相反する行為(3の競合行為を除く。)の禁止

(1) 受託者は、受益者の利益と自己又は第三者の利益とが相反する行為をしてはならないものとする。ただし、受託者が第三者とする取引であって受益者の利益と第三者の利益とが相反するものについては、受託者が受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的をもってされるものに限るものとする。

- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
- 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。
 - 受益者の利益を害しないことが明らかであって、かつ、受託者がその行為をすることについて合理的な必要性が認められるとき。

3 競合行為の禁止

- (1) 受託者は、受益者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る目的をもって、固有財産又は他の信託財産の計算で、受託者として有する権限に基づき行うことができる取引と同一の取引をしてはならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
- 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

4 利益取得行為の禁止

- (1) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

【甲案】

- 信託財産を利用して不当な利益を取得する行為
- 信託事務の処理に当たって不当な利益を取得する行為

【乙案】

信託財産を利用して不当な利益を取得する行為

【丙案】

特段の規定を設けないものとする。

- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
- 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - 受託者がその行為について重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

5 1つの信託の受益者間の利益が相反する行為の禁止

- (1) 受益者が複数存在する信託においては、受託者は、受益者間の利益が相反する行為をしてはならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。
- 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。
 - 受託者がその行為について重要な事実を開示して、不利益を受けるおそれのある受益者の承認を得たとき。
 - 受託者がその行為を行うことについて正当な理由があるとき。

(注1) 2(2)c及び5(2)cの場合においては、受託者は、受益者に対し、その行為について重要な事実を事前又は事後に通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがある場合には、その定めに従うも

のとする。

- (注2) 受益者の承認は、事前だけでなく事後でもよいことを前提としている。
- (注3) 受益者の承認については、これに代え、又はこれに加えて委託者等の承認を要する旨の定めを信託行為に置くことを許容することを前提としている。

<現行法の関連条文> 第22条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第22条は、忠実義務に関する規定としては狭きに失すること、強行規定であるから例外の余地がないこと、忠実義務違反の効果規定がないことから、これらの規定を設ける方向で改正すべきであり、その前提として、要綱試案のとおり、忠実義務違反に関する効力規定としての総則規定を設けることに賛成する。以下の各規定においてカバーされない忠実義務違反類型が生じたときには、かかる総則的規定においてカバーすべきであり、そのためには、総則的規定は、訓示規定ではなく、効力規定とすべきである。

2(1)について

[結論] 一部賛成する。但し、受託者が第三者とする取引であって受益者の利益と第三者の利益とが相反するものについては、「受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的」の要件を客観的要件とすべきである。

[理由] 受託者による利益相反行為の類型としては、自己取引（固有財産化、権利取得等）・対第三者取引、自己の利益との相反・第三者の利益との相反、複数の信託間の利益相反等多数の類型が考えられるが、これらを包摂するものとして、要綱試案に賛成する。

また、利益相反行為に該当するかについては、受託者の主観的要件を要求するのではなく、行為の客観面で利益相反行為か否かを判断すべきであり、この点も要綱試案に賛成する。

しかしながら、第三者との取引の利益相反行為に関するただし書において「受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的」を要件とすることについては、受託者が通常の信託目的に従って行う第三者との取引を利益相反行為から区別をするという意図は理解できるが、可能な限り主観的要件ではなく、客観的要件として規定すべきである。主観的要件とすると、立証が困難になることが考えられるし、結局のところ客観的事実によって主観的要件を立証することになるとも考えられる。受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る取引とは、信託財産を適正価格より安価に売却したりするなど、通常の取引より信託財産にとって不利益な条件によるもの

が大半であろうが，それは受託者の主觀ではなく，客觀的に判断が可能ではないか。

あるいは，「受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的」という主觀的要件によって区別するとしても，少なくともその立証責任は受託者にある点を明確にすべきである。

2 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第22条が強行規定として例外を認めないという硬直したものであったことから，利益相反行為の禁止の例外規定を設けることには賛成する。

許容される例外の範囲については，a ないし b の場合には受益者に不利益はないから，妥当である。ただし，a については如何なる信託行為上の定めが許されるものではなく，信託目的に反する定めは許されるべきではないし，公序良俗違反等の制約があるのはもちろんである。

b については，受益者の承認にあたって重要な事実の開示を要求して，受益者の利益保護を図っている点も賛成する。

また，c については，濫用の危険が問題となるが，(注1)の手当てがなされること，c に該当することの立証責任が受託者にあることを前提に，賛成する。

3 (1)について

[結論] 一部賛成する。ただし「受益者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る目的をもって」とする主觀的要件は，客觀的要件とすべきである。

[理由] 受託者は，信託財産の取引の機会を奪って，自己又は第三者，他の信託財産の利益を図る取引をしてはならないから，競合行為に関する規定を設ける点について要綱試案に賛成する。

しかしながら，受託者が信託財産の取引の機会を奪う行為自体が，受益者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る行為につながるのであって，信託制度の信頼性を高めるためには，受託者がこのような主觀的意図を持っていない場合であっても競合行為を否定すべき場合があり，競合行為の成否は客觀的に行われるべきである。確かに，受託者が固有資産による取引行為をする場合があり，それに対する不利益や萎縮効果も考えられるが，こうした利益に対する配慮は，競合行為の成否につき，信託財産の機会を奪ったか，信託財産に不利益が生じたか，信託財産の擬制のもとに受託者ないし第三者が利益を得たかを客觀的要件として判断することで回避できるのであり，受託者の目的という主觀的要件は要求すべきではない。主觀的要件とすると，立証が困難になることが考えられるし，結局のところ客觀的事実によって主觀的要件を立証することになるとも考えられる。また，受託者において，信託財産と同種の財産を固有勘定において保有することが類型的に予想される場合には，信託行為において予め例外を

設けておくことで対応は可能であるから、「受益者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図る」ことについては、主観的要件ではなく客観的要件として規定すべきである。

あるいは、「受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的」という主観的要件によって区別するとしても、少なくともその立証責任は受託者にある点を明確にすべきである。

3 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 例外についても、a および b の場合は受益者に不利益はないから妥当である。ただし、a については如何なる信託行為上の定めが許されるものではなく、信託目的に反する定めは許されるべきではないし、公序良俗違反等の制約があるのはもちろんである。

なお、競合行為の場合は、信託財産の機会を奪うことを許容する必要性は認められないから、利益相反行為の と同様な例外を認めないことについても、賛成する。

4 (1)について

[結論] 規定を設けることには賛成するが、「受託者は、受託者としての報酬以外に、信託財産を利用して、あるいは信託財産の事務処理に当たって利益を取得してはならない。」とすべきである。

[理由] 利益取得行為は、信託財産に損失は生じない場合ではあるが、こうした利益は、本来、信託財産、即ち受益者に帰属すべきものであって、受託者は、かかる利益が生じる可能性のある場合は、受益者に対して通知・説明する義務を負うべきともいってよい。信託を適正なものとして、社会的に委託者・受益者からの信頼にたる制度にするためには、受託者の利益取得行為は禁止しなければならない。利益取得行為は、利益相反行為ないし競合行為に包摂されないものもありうるから、独立の規定を設ける必要性がある。

そして、禁止の範囲としては、忠実義務の趣旨からすると、受託者は本来受託者としての報酬以外に信託財産ないし信託事務から利益を得てはならないのは当然である。要綱試案のごとく「不当な利益」を要件とすると、具体的な適用場面で不当かどうかの問題を生じることとなり妥当でないし、また、受託者が報酬以外に信託財産ないし信託事務から得ることを許容できる正当な利益を具体的に想定することができないから、単純に、「受託者は、受託者としての報酬以外に、信託財産を利用し、あるいは信託事務処理に当たって利益を得てはならない。」旨を規定すべきである。

なお、情報利用行為については、現時点では忠実義務違反として否定すべきものを限定することに困難をともなうことから、明示 はせずに 1 の総則的規定の範囲として、将来の解釈に委ねることも賛成する。

4 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] かかる場合には、受益者に対する不利益がないから、賛成する。

ただし、a については如何なる信託行為上の定めが許されるものではなく、信託目的に反する定めは許されるべきではないし、公序良俗違反等の制約があるのはもちろんである。

5について

[結論] 賛成する。

[理由] これは、一つの信託における、複数の受益者を公平に扱うべき公平義務を規定するものであって、利益相反行為等との平仄を合わせる形で規定するものとして、例外を含め、賛成する。ただし、例外の a については如何なる信託行為上の定めが許されるものではなく、信託目的に反する定めは許されるべきではないし、公序良俗違反等の制約があるのはもちろんである。

(注1)について

[結論] 一部賛成する。ただし書の信託行為の定めのある場合についての例外の例外については反対する。

[理由] 2 (2)c 及び 5 (2)c の例外の濫用の防止策として賛成する。しかしながら、かかる通知の 2 (2)c 及び 5 (2)c の例外の濫用の防止策としての重要性に鑑みれば、信託行為の定めによっても通知義務を省略することは認められるべきではなく、(注1)のただし書きは削除されるべきである。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 事後の承認(追認)があれば受益者の不利益はないから賛成する。

(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 忠実義務は、受託者の信託財産に対する信頼性という信託の根幹にかかるものであるから、信託行為の定めによって、委託者の関与を認めるこには賛成する。

第20 忠実義務違反等の効果

1 受益者の利益と相反する行為(第19の3の競合行為を除く。)の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

a いわゆる自己取引及び信託財産間取引は、無効とするものとする。

b aにかかわらず、受益者は、当該行為を追認することができるものとする。

- c aの取引に係る信託財産について更に受託者と第三者との取引がされた場合には、当該取引は、第三者が当該aの取引が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
 - d 受託者と第三者との取引（以下「第三者間取引」という。）は、第三者が当該行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- 2 競合行為の禁止及び利益取得行為の禁止に違反する行為の効果
 これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。
- a 当該行為は、有効とするものとする。
 - b 受益者は、当該行為が信託財産のためにされたものとみなすことができるものとする。ただし、第三者の利益を害する場合には、この限りでないものとする。
- 3 1つの信託の受益者間の利益が相反する行為の禁止に違反する行為の効果
 これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。
- a いわゆる自己取引及び信託財産間取引は、無効とするものとする。
 - b aにかかわらず、不利益を受けるおそれのある受益者は、当該行為を追認することができるものとする。
 - c aの取引に係る信託財産について更に受託者と第三者との取引がされた場合には、当該取引は、第三者が当該aの取引が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、不利益を受けるおそれのある受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
 - d 第三者間取引は、第三者が当該行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、不利益を受けるおそれのある受益者が第31の規律に従い取り消すことができるものとする。
- 4 利益の返還に関する特則（いわゆる利益吐き出し責任）
- 【甲案】
 受託者が第19に違反することにより得た利益の額は、信託財産が被った損失の額と推定するものとする。
- 【乙案】
 受託者が第19に違反する行為をしたときは、受益者又は他の受託者は、受託者に対し、その行為によって得た利益を信託財産に返還することを請求することができるものとする。
 <現行法の関連条文> なし

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者の利益相反行為は、自己取引ないし信託財産間取引については、第三者の取引の安全を考慮する必要がないから、(物権的に) 無効とすべきである。そして利益相反取引は、受益者が認める限り有効としてよいから、追認も許容すべきである。また、c の利益相反取引にかかる信託財産と取引関係に入った第三者ないし d の第三者間取引については第三者との取引の安全を図る必要があるが、悪意又は重過失の第三者については保護する必要はなく、第 3 1 の規律に従い取り消しとするのは妥当である。

c ないし d において、相手方が善意無重過失であるために当該利益相反行為を取消すことができなかった場合の受益者の救済手段としては、受託者に対する後記の利益吐き出し責任と損失てん補責任等の追及によることになるが、この点を明確にすべきである。

2 について

[結論] 賛成する。ただし、その権利の行使方法や、具体的な効果については要綱試案においても不明確であるから、詳細な規定を設けるべきである。

[理由] 競合行為及び利益取得行為は、専ら第三者との間で受託者名でなされることから、取引の安全に鑑み第三者との関係では有効とした上で、第三者の利益を害しない限り、信託財産のためになされたものとみなして、信託財産にその効果を帰属させれば足りるから、基本的に要綱試案に賛成する。

ただし、受益者としては、その権利行使をどのようにすればよいのか問題があるし、またその効果についても、権利行使したとしても、当該権利関係が当然に(物権的に) 信託財産に属するものとなるのか、債権的効果にとどまるのか、物権的効果としても登記・登録を要する資産の名義やその移転方法については、どう考えるか等の問題がある。

b において競合行為の相手方の利益を害するために、当該競合行為を信託財産のためになされたものとみなすことができなかった場合の受益者の救済手段としては、受託者に対する後記の利益吐き出し責任と損失てん補責任等の追及によることになるが、この点を明確にすべきである。

3 について

[結論] 賛成する。

[理由] 一つの信託における受益者間に対する受託者の公平義務違反の行為の効果については、利益相反行為と平仄を合わせて規定するものとして、賛成する。

4 について

[結論] 乙案に賛成する。

[理由]

1 必要性

委託者は、受託者に対して信頼関係を基礎に信託財産につき信託事務処理を委託するものである。受託者は信託行為の定めに従った信託事務処理のみを期待されているのであって、それを超えて信託財産をもって自己又は第三者の利益を図り、または自己又は第三者において利益を得るという忠実義務違反行為は、委託者ないし受益者としては全く想定していないことである。受託者がこうした行為を法的になしうる余地を認めるようであれば、委託者は受託者に対して、安心して信託財産を託すことができず、信託制度を広く利用しやすいものとするという信託法の改正の趣旨を阻害する。信託を広く委託者に対して安心できる制度とするためには、受託者の忠実義務違反行為に対して利益吐き出し責任を創設して、受託者が不当な利益を得ることの余地のないものとする必要がある。

2 理論的根拠

利益吐き出し責任を裏付ける根拠としては、不当利得ないし準事務管理なども考えられるが、これらに加えて、端的に、信託においては、委託者ないし受益者は受託者との信頼関係の下に、受託者に対して信託財産の管理を信託するのであるから、かかる信認関係を根拠に、受託者は信託行為に定められた範囲を超えて信託財産を使用したり、受託者としての地位を利用したりすることによって、仮に信託財産に損失は生じていなくても利益を得てはならず、よって仮に受託者に利益が生じた場合には、それを信託財産に帰属させなければならないという債務を負担していると考えることができる。

かかる利益が本来受託者ではなく受益者に帰属すべきものであることを法的に明確にできれば、かかる受託者の利益は受益者の損失と考えることができ、不当利得にもなじむ。

3 萎縮効果に対する反論

乙案に対しては、受託者に対して過大な萎縮効果があるとの批判がある。しかしながら、利益吐き出し責任による萎縮効果は抽象的・理論的に生じうると指摘されているにとどまり、実務上具体的にどのように萎縮効果が生じるかは、全く検証されていない。現行法上の信託実務において、利益相反行為、競合行為のみならず不当な利益取得行為が委託者ないし受益者の承諾なしに行われているとは思われないから、利益吐き出し責任が規定されたとしても、実務の運用に具体的に支障があるとは考えられない。とすれば、改正後の信託法をより適正かつ信頼にたるものにするためには、忠実義務違反に対する効果として利益吐き出し責任を認めるべきである。

4 甲案に対する反論

受託者が忠実義務違反することにより得た利益の額は、信託財産が被った損失の額と推定するものとした場合には、(特許法第102条第2項からすると)受託者から主張されると予想される抗弁としては、「そもそも委託

者ないし受益者においては当該忠実義務違反により生じた利益を取得する能力も資力もなく、かかる利益は受託者固有の能力によって生じたものであるから、受益者に損失は生じていない」というものが考えられる。かかる抗弁を許容すると甲案自体が有名無実化する結果となり妥当でない。甲案においては、損失の推定規定とした上で、受託者と受益者の利益のバランスを図るというなら、損失の推定に対して許容される抗弁を明確にしておく必要があるにもかかわらず、こうした抗弁が全く検討されていない。上記の「委託者ないし受益者においては当該忠実義務違反により生じた利益を取得する能力も資力もない」との抗弁はそもそも許されるべきでないものの、それ以外に許容される抗弁も考えにくい。許容される抗弁自体を想定できないなら、利得返還の特則を損失の推定規定の形式で設けること自体に意味がない。

5 損失てん補責任等との関係について

受託者に忠実義務違反行為があった場合の受託者に対する責任追及としては、受託者に利益が生じている場合には、利益吐き出し責任を追及し、信託財産に損失が生じている場合には、忠実義務違反行為は任務違反行為となるから、損失てん補責任を追及するうことになる。なお、損失てん補責任は、要綱試案第25の補足説明においては、基本的に債務不履行として故意又は過失の存在を前提としたものとされているが、忠実義務違反については過失責任か、無過失責任かについても意見が分かれているところであるから、忠実義務違反行為によって信託財産に損失が生じた場合には受益者は受託者に対して損失てん補責任を追及できることを明記すべきである。

第21 分別管理義務について

1 分別管理の原則（ ）

受託者は、信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなければならないものとする。ただし、信託財産について信託の登記又は登録をすることができないものである場合において、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 金銭に関する特例

信託財産が金銭である場合には、第23の1(1)の措置を講じることをもって1の措置を講じたものとする。

<現行法の関連条文> 第28条

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者の倒産から信託財産を隔離すること、受託者の義務の範囲が明らかになることなどから、受託者に対し、原則として物理的な分別管理義務を果たすことが妥当である。

1 のただし書及び 2 の場合についても、受託者に信託帳簿の作成が義務付けられていること、識別不能財産は共有とみなされるので、識別不能となつた信託財産および固有財産のすべてに受託者は善管注意義務を尽くさなければならないことなどから問題ない。

[問題点] 次のような意見があることを付記する。

信託財産に属する債権と固有財産に属する債権がある場合において、根担保権及び根保証についての分別管理はどのようにして行うべきなのか。そもそも、分別管理の前提として、同根担保権及び根保証契約に基づく債権者の権利は、どのような基準ないしルールに基づき信託財産ないし固有財産に帰属するのか。むろん、当該根担保設定契約ないし根保証契約において被担保債権ないし被保証債務の範囲について信託財産に属する債権かどうかを明確にして合意すれば、上記は明らかになりえるが、そのように明確にして合意しなければ、分別義務等に反することになるか。よくわからない。

第22 信託事務の処理の委託について

1 信託事務の処理を委託する権限

現行法第26条第1項に定める自己執行義務を見直し、受託者は、信託行為の定めによる場合その他他人に信託事務の処理を委託することが信託目的に照らして相当な場合には、他人に処理を委託することができるものとする。

2 信託事務の処理を委託した受託者の責任

(1) 1により他人に信託事務の処理を委託した場合

【甲案】

受託者は、選任及び監督について過失がなければ、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

【乙案】

受託者は、信託事務の処理を委託された者に故意又は過失がなければ、その責任を免れるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 1に違反して信託事務の処理を委託した場合

受託者は、信託財産に損失又は変更が生じたときは、1に違反することがなかった場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由としてその責任を免れることはできないものとする。

3 信託事務の処理を委託された者の責任

現行法第26条第3項の規定（受託者から信託事務の処理を委託された者の責任）は、削除するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第26条

[結論] 賛成する。ただし、2(1)については、乙案に賛成する。

[理由]

1 分業化・専門化が進む現代社会の実情に照らし、受託者の自己執行義務を緩和することは妥当である。

2 1のように、信託事務処理の他人への委託を広く認めた場合、受託者の責任を甲案のように限定することは、民法の復代理の規定・解釈と整合しない。

信託の基本は、受託者に対する信頼にあることからすれば、受託者側で生じた損害は基本的に受託者においてそのリスクを負うべきである。また、受託者から委託を受けた者の故意・過失によって信託財産に損害が生じた場合、その損害賠償請求権は当然に信託財産となることから、受託者は義務としてその損害賠償請求権を行使しなければならないはずである。

したがって信託事務の処理を委託された者に故意又は過失がなかったことを証明しなければ、受託者は原則としてその責任を免れないとする乙案が、信託の構造により合致すると考える。

また、3において、信託事務の処理を委託された者の受益者に対する直接的義務負担の規定が削除されることにより、原則として信託事務の処理を委託された者に対する責任追及は受託者のみに委ねられることになるが、この受託者の責任追及の実行を促す観点からも乙案が妥当である。

3 広く信託事務処理の委託を認める以上、委託を受けた者の責任は、受託者との契約内容によるとするのが簡明である。

委託を受けた者の責任の追及は、2の乙案を採用することによって、受託者に期待することができる。

すなわち、現行法第26条の削除は、2において乙案が採用されることが前提である。

第23 帳簿作成義務等

1 帳簿等の作成義務等（ ）

(1) 受託者は、信託事務の処理及び計算を明らかにするため、帳簿その他の書類を作成しなければならないものとする。

(2) 受託者は、(1)の書類及び信託事務の処理に関する書類を作成した時から10年間、これらの書類を保存しなければならないものとする。ただし、これ

の書類を受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。

- (3) 受託者は、毎年1回一定の時期において、その受託する信託財産について、信託財産の状況に関する書類を作成しなければならないものとする。
- (4) 受託者は、(3)の書類を作成した時から10年間、その書類を保存しなければならないものとする。ただし、これを受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。
- (5) 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、(1)の書類及び(3)の書類のそれぞれ全部又は一部の提出を命ずることができるものとする。

2 信託財産の状況に関する報告義務

受託者は、1(3)の書類を作成したときは、その内容につき、受益者に報告しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 帳簿閲覧等請求権及び説明を求める権利()

- (1) 利害関係人は、1(3)の書類の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。
- (2) 受益者は、理由を明示して、1(2)の書類の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理に関する説明を求めることができるものとする。
- (3) (2)による請求があったときは、受託者は、一定の事由に該当すると認めるべき相当の理由がある場合でなければ、請求を拒むことができないものとする。

(注1) 3(3)において、請求を拒むことができる「一定の事由」は、会計帳簿の閲覧等請求権に関する会社法第433条第2項の規定を参考に規律を設けるものとする。

(注2) 委託者及び受益者の意思の尊重と受益者が有する監督的権能の実効性確保との調和の観点から、信託財産の状況に関する書類(1(3)参照)を作成する基礎となった資料のうち重要なものを除き、1(2)の書類については、信託行為においてその旨を定めるなどの一定の要件の下で、閲覧等請求権の対象としないこともできるものとするかどうかについて、なお検討するものとする。

(注3) 信託行為に別段の定めを置き、当該信託の受益者以外の第三者(例えば、当該信託と合同運用を行う他の信託の受益者などが想定される。)が帳簿等の閲覧等をすることを許容することも可能であるものとすることを前提としている。

1について

[結論] 1(1)ないし(5)のいずれも賛成する。

[理由] 受託者の記帳義務は、信託事務が適正に行われることを担保するもので、

強行規定にすることが肝要である。1(5)は、商法35条などの規定に倣ったものと理解され、民事訴訟法における文書提出義務以外の根拠を与えるもので、妥当である。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者は信託事務に関する情報を積極的に受益者に開示することを規律したもので、妥当である。

3について

[結論] 反対はしない。ただし、「理由の明示」については受益者の権利行使であることが判明すればそれで足りると考えるべきで、「理由の明示」を規定に記載するかどうかは慎重に検討されたい。

[理由]

1 帳簿閲覧請求権などは、受益者の監督的権能を行使するための基礎になるもので、例外を設けるべきではない。そして、「理由の明示」については、権利の濫用を防止することで十分で、受益者の権利行使であることが明らかであればそれで足りるとすべきである。

2 なお、受益者複数の場合の自己以外の他人の受益権について知ることができることの規律については、確かに、集団的信託の場合は、自分が受益者であることを知られたくない利益も考慮すべき場合や他人の受益権の内容について受託者が守秘義務を負うこととの問題がある。

しかし、受益者複数の場合でも、個人間の民事信託のように受益者同士が他の受益権の内容を知っている、あるいは知りうる立場にある、不動産信託のように他の受益権の内容を知ることに利害を有するなどの場合は、自分が受益者であることを知られたくない利益よりも受益者の監督的権能を優先させるべきであることを考えるべきである。

その制限条項については、慎重に検討されるべきである。

(注1)について

[結論] 反対はしないが、慎重に検討されたい。

[理由] 会社法とは異なり個人的主観的信頼を基礎とする財産管理制度である民事信託における場合も念頭に、制限条項を検討すべきで、制限が過度にならないように慎重に検討すべきである。

(注2)について

[結論] 反対する。

[理由] 少額の事務用品の購入伝票等、重要性の低い資料や、貸借対照表、損益計算書作成の際に基礎とならない資料の閲覧は不要であるかもしれないが、受益者の閲覧等の過程で疑問が生じた場合、細かい資料も閲覧等することで、初めて実態が明らかになる場合もある。一規の規制で、閲覧等の制限を掛けることは、受益者が有する監督的権能の実効性確保の観点から

疑問である。例えば、通常閲覧は不要とされる一定の資料は、同資料を閲覧等する必要性があることを条件に閲覧等できると規定するなど、工夫を要する。

(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 当該信託と合同運用を行う場合は、合同運用している財産全体の帳簿が作成され、同帳簿の閲覧請求権等を認めることとなる。補足説明では、受益者が自己の情報の秘匿する利益を放棄していると説明しているが、合同運用の信託の性質と受益者の監督的権能から導かれるのではないか。

第24 受益者名簿作成義務について

1つの信託で複数の受益者があるときは、受託者は、受益者名簿を作成しなければならないものとする。ただし、信託行為にその旨の定めがある場合に限るものとする。

(注1)受益者の氏名又は名称及び住所、受益者の有する受益権の内容、受益者が受益権を取得した日を受益者名簿の法定の記載事項とするものとする。

(注2)受益者は、理由を明示して、受益者名簿の閲覧等を求めることができるものとする。受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)(第44参照)についても同様とするものとする。

(注3)受益者集会(第47参照)の招集権限を有する者(その他の方法による決議の実施権限を有する者も同様とする)は、決議の実施のために必要があるときは、受益者名簿の閲覧等を求めることができるものとする。

(注4)受益者名簿の閲覧等に関しては、受益者の個人情報の保護や受託者の営業上の秘密の保護を考慮する必要があると考えられることから、閲覧等の拒絶事由を法定する方向で検討するものとする。さらに、信託行為の定め等により受益者名簿の閲覧等請求権を制限することの可否については、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者が複数の信託において、受益者が自らの意思を信託上で実現するためには、他の受益者の同意を得る必要があるが、受益者名簿がなければ他の受益者を知りえず、意思の実現が不可能となることに鑑み、受益者名

簿を作成することに合理的な理由がある。

ただし、自己の個人情報を他の受益者に知られたくないという受益者の存在や受託者自身がそもそも受益者を把握していない投資信託のような信託類型も存在することから、受益者名簿の作成を強制することは現実的ではないので、これを任意規定とすることも妥当である。

(注1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者名簿作成の目的からすれば、氏名（名称）、住所、受益権の内容及び取得日がわかれれば十分であり、それ以上の情報収集は個人情報保護の観点から妥当でない。

(注2)(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者の利益保護の観点からすれば、受益者の利益を代表すべきこれらの者に閲覧等を認める必要がある（受益者集会の招集等と関連）

(注4)について

[結論] 反対はしない。ただし、閲覧等の拒絶事由については慎重に検討されたい。

[理由] 第23の3に関する[理由]の2で述べたように受益者の個人情報の保護や受託者の営業上の秘密を保護する必要性も否定しえないが、基本的には、受益者名簿の閲覧等の必要性がそれに優ると考えられるので、両利益の調整は慎重に検討されたい。

第25 受託者の損失てん補責任等

1 損失てん補責任等

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合において、次のa又はbに掲げる事由に該当するときは、受益者又は他の受託者は、受託者に対し、それぞれa又はbに定める事項の請求をすることができるものとする。ただし、bに掲げる事由に該当する場合において、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復を要する程度が大きくなきときであって原状の回復をするには過分の費用を要するときその他特別の事情があるときは、この限りでないものとする。

- a 信託財産に損失が生じたとき 当該損失のてん補
- b 信託財産に変更が生じたとき 原状の回復

2 分別管理義務違反の場合の責任

受託者が分別管理義務（第21参照）に違反して信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別して管理しなかった場合において、信託財産に損失又は変更が生じたときは、受託者は、分別して管理をした場合にも当該損失又は変更が生じたことを証明しなければ、不可抗力を理由として損失てん補責任又は原状回復責任（以下「損失てん補責任等」という。）を免れることはできないものとする。

（注）受益者が複数の場合における損失てん補請求権と原状回復請求権の行使のあり方については、なお検討するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第27条及び第29条

[結論] 1及び2について賛成する。ただし、問題点として指摘する事項に留意されたい。

[理由]

- 1 現行法27条は、「管理の失当によりて信託財産に損失を生ぜしめたるとき」、又は「信託の本旨に反して信託財産を処分したるとき」の要件と効果である「損失の填補」又は「原状の回復」の対応関係が不明確であった。
- 2 要綱案のように、a 信託財産に損失が生じたときは、当該損失のてん補を、b 信託財産に変更が生じたときは、原状の回復をそれぞれ求めることができると整理したことは評価できる。
- 3 受託者の債務不履行責任の効果として、信託財産の損失てん補や原状回復を認めることには異論はない。故意又は過失の要件を規定に明示しないことは民法415条の規定との対比からしても適切である。
- 4 なお、請求権者については、受益者又は他の受託者に限定し、委託者が削除された。一般的に委託者に信託財産の損失てん補や原状回復請求権を与えることは、受益者との利害衝突が生じる可能性がある。

ところで、受益者が幼少である、あるいは不存在の場合など受益者の監督的権能が期待できないときは、委託者の監督的権能が働くことが期待される。第53（注1）において、信託行為に別段の定めがあるときは、同1のa以外に信託の監視・監督的権能を委託者に留保することができるとされているから、第53（注1）が維持されることを前提とすれば、信託財産の損失てん補や原状回復請求権の規律については、要綱案でよいと思料される。

- 5 2については現行法29条の規律のとおりであり、受託者が負う基本的義務である分別管理義務違反が生じた場合の規律としては、適切である。
- 6 （注）については、受益者一人でも損失のてん補等を求めることができるようにするのか、あるいは、その要件を設けるのか、一人で請求ができるとしてもその判決効は第三者に及ぶようにするのか、請求する受益者とそれに反対する受益者の意見をどのように調整するのか（第31の2にはその規律

がある），また，受益者間の意見の対立を訴訟手続にどのように反映させるのかの，問題がある。

[問題点] 受益者が受託者に対し，当該損失のてん補や原状の回復を求める場合，受託者の固有財産から受託者の信託財産への移転を求めるもので，その請求の趣旨や判決主文について，どのような記載とするのか（例えば，被告である受託者に対し「受託者はその固有財産から受託者の 信託財産に金円を支払え」などでよいか），また，その執行はどのようにして行うのか，そもそも法的主体は受託者であるにも拘わらず，帰属主体が受託者の信託財産若しくは固有財産に分かれることを，民事執行法は念頭に置いていないので，併せて各関係法令の見直しを要する。

第26 損失てん補責任等に関する消滅時効等について

1 損失てん補責任等に係る債権の消滅時効期間

損失てん補責任等に係る債権の消滅時効期間は，10年間とするものとする。ただし，他の法令に債権に係る消滅時効期間に関する規定があるときは，その規定に従うものとする。

2 受益者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点

受益者が有する損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点は，受益者が，受益者として指定されたこと及び受託者の任務違反行為があったことをいずれも知った時とするものとする。

3 受益者以外の者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点

受益者以外の者が有する損失てん補責任等に係る債権の消滅時効の起算点は，受託者の任務違反行為の時とするものとする。

4 損失てん補責任等に係る債権の除斥期間

損失てん補責任等に係る債権については20年の除斥期間を設けるものとし，受託者の任務違反行為の時をその起算点とするものとする。

（注）いわゆる利益吐き出し責任を設けることとする場合には（第20の4の乙案参照），その責任のあり方の検討も踏まえつつ，これについても消滅時効等に関する規定を設けることとするか否かについて，なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 賛成する。

[理由] 1については，損失てん補責任及び原状回復責任（第25）の法的性質が債務不履行責任であると考えられることからすれば，債務不履行に基づく損害賠償請求権に関する民法，商法等の規定と整合性を持たせるべきで

あり、相当である。

2及び3については、消滅時効の起算点を「権利行使することができる時」とする民法上の原則（同法166条第1項）からすれば、受託者の信託違反行為の発生時点を起算点とすべきことになるが、受益者については、特にこれを保護すべく、信託違反行為の発生時点ではなく、受益者がこれを知った時点から消滅時効期間が進行するとすることは相当である。

4については、2において受益者の主観的要件を消滅時効の進行の要件とする以上、消滅時効がいつまでたっても進行を開始せず、権利関係の安定性を損ねることの無いよう、除斥期間を設けることは相当である。また、その期間についても、民法上の諸規定に準じて20年間とすることは相当である。

第27 法人役員の連帯責任について

受託者である法人が損失てん補責任等（第25参照）を負う場合において、受託者である法人の行った法令又は信託行為の定めに違反する行為につき、法人の理事又はこれに準じる者に悪意又は重大な過失があるときは、当該者は、連帯して、損失のてん補又は原状の回復をしなければならないものとする。

（注）いわゆる利益吐き出し責任を設けることとする場合には（第20の4の乙案参照）、かかる責任のあり方の検討も踏まえつつ、これについても連帯責任を課すこととするか否かについて、なお検討するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第34条

[結論] 賛成する。

[理由] 商法第266条の3第1項と平仄をあわせたものであり、特に異論はない。

第28 受託者の違法行為の差止請求権について（ ）

受託者が法令若しくは信託行為の定めに違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者又は他の受託者は、当該受託者に対し、その行為をやめることを請求することができるものとする。

＜現行法の関連条文＞ なし

[結論] 賛成である。但し、受託者から信託事務の処理の委託を受けた者（受任者）にも差止請求ができるとするべきである。

[理由] 受託者が、法令又は信託行為の定めに違反し、信託財産に損害を発生させる行為をする場合には、事後的救済のみでは十分ではなく、同行為によって著しい損害が生じるおそれがある場合に事前に損害を阻止するための差止請求権を認めることは、信託財産保護のため必要であり、同規定を設けることには賛成である。

差止請求権者に「他の受託者」を加えることは、「他の受託者」には監視義務があることから、上記と同様に必要性があり、賛成である。

差止請求に担保提供が濫用防止のために必要ではないかとの点については、差止請求は差止めるべき行為が完了してしまえば差止めることはできなくなるのであるから、早期に決着がつくことが予測でき、濫用については権利の濫用理論あるいは仮処分の立担保命令（民事保全法第14条）で十分対応可能と考えられるので、試案に賛成である。

しかし、受任者については、受益者が受託者の解任権その他の監督的機能を有しているから差止請求権を認める必要はないとの試案には反対である。何故なら差止請求権自体が受益権の監督的機能の発動であり、受託者の解任まで要しないが、受任者の行為を差止請求する必要性は十分予測することができ、差止請求の仮処分の相手方を受託者のみとした場合には、受任者の行為にまで仮処分の効力が及ばないからである。

第29 検査役選任請求権について()

受託者の信託事務の処理に関し、法令又は信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務及び信託財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任を請求することができるものとする。

(注1) 検査役の権限（報告徴収権・物件検査権）に関する規定を設けるものとする。

(注2) 検査役は、調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、裁判所に提供して報告しなければならないものとする。

(注3) 検査役は、検査役の選任請求をした受益者及び受託者に対し、調査結果の内容を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた受託者は、検査役の選任請求をしていない受益者に対し、検査役から調査結果の通知を受けた旨を通知しなければならないものとする。

(注4) 裁判所は、必要があると認めるときは、受託者に対し、裁判所が相当と認める方法により調査結果の内容を検査役の選任請求をしていない受益者に通知することを命じなければならないものとする。

(注5) 検査役の報酬等については、信託財産の中から支出するものとする。

<現行法の関連条文> 第41条第2項

[結論] 賛成する。

[理由] 株式会社においても、会社債権者に会社の業務及び財産状況を検査するための検査役選任請求権は認められておらず（商法第294条），申立権者から債権者を除くことに、特に異論はない。また、法令又は信託行為に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由がある場合に限定した点についても、商法第294条と平仄をあわせたものであって、特に異論はない。

第30 受託者の権限の範囲について

受託者は、信託財産の管理又は処分その他信託目的の達成のために必要な行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めを設けることにより、当該権限の範囲を制限することを妨げないものとする。

<現行法の関連条文> 第1条及び第4条

[結論] 賛成する。

[理由] 「管理又ハ処分」（例示）に限らず「信託目的の達成のために必要な行為を行う権限」を有することを明確にするものであり、実情に即したものである。補足説明には理由がある。

第31 受託者の権限違反行為について

1 権限違反行為の取消し

受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、相手方が、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知り、かつ、当該行為が受託者の権限に属しないことを知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、受益者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

2 取消しの効果

受益者が複数存在する場合において、その一人が1によりした取消しは、他の受益者のためにもその効力が生じるものとする。

3 取消権の消滅

1の取消権は、受益者が取消しの原因を知った時から1月内に行使されないとときは、消滅するものとする。行為がされた時から1年を経過したときも同様とするものとする。

（注1）相手方の主観的要件の証明責任を受益者又は相手方のいずれが負うべきかについては、なお検討するものとする。

(注2) 3の「1月」又は「1年」の期間を見直し、より長期なものとするかどうかについては、受託者との取引の相手方が、受益者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に取消しをするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、当該期間内に取消しがされないときは、取消権は消滅する旨の規定を設けることとするかどうかと併せて、なお検討するものとする。

(注3) 信託債権の責任財産が信託財産に限定された場合にあっても、民法第117条の規定における無権代理人の責任と同様に、善意（無重過失）の相手方は受託者に対して固有財産から履行又は損害賠償をすることを求めることができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 第31条から第33条まで

1及び(注1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 登記・登録の有無にかかわらず、相手方又は転得者の悪意・重過失によって取消の可否を決するものである。登記・登録の有無という形式的なファクターによってではなく（この場合は、登記・登録さえしていれば相手方等の悪意が擬制されてしまうことになる）、相手方等の主觀的態様によってより実質的に取引の安全を図ろうとするもので、妥当である。

また、取消の対象を「処分」に限定しない点は、権限外の債務負担行為などにも対応できることとなり、妥当である。

なお、(注1)(相手方の主觀的要件の証明責任)については、受託者の権限の範囲内か否かは一義的に明確でないこと（このことは「信託の本旨」を「受託者の権限の範囲」と言い換えても本質的にかわるものではないと思われる）、および、受託者の権限違反によるリスクは、基本的には委託者側(受益者を含む)に負わせるのが妥当であることに照らし、取引安全の観点から、受益者に証明責任を負わせる要綱試案の考え方賛成する。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者が複数存在する場合、受益者間で意見の対立があり得るが（例えば、受託者によって権限違反行為がなされたが結果的にそのまま追認したほうが有利なような場合）、法律関係の明確化の観点から、賛成する。

3及び(注2,3)について

[結論] 反対する。

[理由] (注2)のうち、「1月」又は「1年」の期間を見直し、より長期なものとするかどうかについては、法律相談に与る弁護士の実務感覚からすれば「1月」という期間設定は余りに短期に過ぎ、受益者の保護に欠けるおそれがある。例えば、取り消し得べき行為に関する民法126条の5年・2

0年（民法126条）か、少なくとも詐害行為取消にかかる2年・20年（426条）程度に延伸すべきではなかろうか。

但し、その場合には、補足説明が指摘しているとおり、長期間にわたり法律関係を不安定にし信託の利用を阻害する要因とならないよう、相手方の催告権を導入するべきものと考える。

（注3）については、そもそも受託者の権限違反行為は取り消されるまでは一応有効であり（この点で、無権代理行為〔浮動的無効〕とは本質的に異なる）、しかも、受益者は、善意（無重過失）の相手方に対しては取り消すことはできないはずであるから、善意（無重過失）の相手方としては、信託財産に対して請求することをもって必要かつ十分である。

もっとも、そのような場合であっても、受益者が相手方の悪意（重過失）を主張し、争いに巻き込まれる可能性もないではないが、そのようなことは常に生じうることであり、この場合に特有の問題ではない。

前記のとおり、相手方の悪意（重過失）の証明責任は受益者にあると考えるべきであるから、上記のような無権代理行為との本質的違いを無視してまで、あえて「民法117条と同趣旨の規律」を設ける必要はないのではなかろうか。

第32 費用等の補償請求権について

1 信託財産から費用の補償を受ける権利

- (1) 受託者は、信託事務を処理するために必要又は有益と認められる費用を支出した場合には、当該費用について信託財産から補償を受けることができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 受託者は、(1)の権利を行使するに必要があるときは、信託財産を任意に処分することができるものとする。ただし、信託目的の達成の妨げとなる場合には、この限りでないものとする。
- (3) 受託者は、信託財産に属する債務を固有財産をもって弁済した場合には、当該債務に係る債権者に代位することができるものとする。この場合において、受託者は、遅滞なく、信託財産に属する債務を固有財産をもって弁済した旨を債権者に通知しなければならないものとする。
- (4) (1)の権利は、当該権利に係る費用が次のa又はbに該当する場合には、それぞれ当該a又はbに定める額につき、当該費用によって利益を受けた他の権利者に先立って行使することができるものとする。
 - a 信託財産の保存のために支出した金額その他の必要費 全額
 - b 信託財産の改良のために支出した金額その他の有益費 支出した金額又は現に存する増価額のいずれか低い金額

(5) 信託財産について、強制執行等が開始された場合には、受託者は、(1)の権利を行使するために、配当要求をすることができるものとする。

2 受益者から費用の補償を受ける権利

【甲案】

受託者は、1(1)の場合には、受益者からも補償を受ける権利を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

【乙案】

受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げないものとする。

3 引渡拒絶権

受託者は、補償を受ける権利について満足を受けるまで、受益者又は帰属権利者に対し、信託財産の引渡しを拒むことができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 損失てん補責任等に係る義務の先履行

補償を受ける権利は、受託者が損失てん補責任等に係る義務を履行した後でなければ、行使することができないものとする。

5 損害補償請求権

受託者が信託事務を処理するために自己に過失なく受けた損害の補償についても、1から4まで(1(3)及び(4)を除く。)と同様とするものとする。

(注1) 1(1)については、支出した費用の償還のほか、費用の前払も受けとができるようとする方向で検討するものとする(民法第649条参照)。

(注2) 1(5)については、受託者が、信託財産から補償を受ける権利を有することを文書によって証明することにより、配当要求をすることができるようとする方向で検討するものとする。

(注3) 2において乙案を採用した場合には、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げない旨を明文で規定する方向で検討することとする。

(注4) 受託者は、費用等の補償を受ける権利について満足を受けることができないときは、委託者及び受益者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了させることができるものとする。

(注5) 受託者が第三者の故意又は過失により受けた損害については、受託者にも過失があるときであっても、第三者に対して請求することができる損害賠償の額を限度として、信託財産等からその補償を受けることができるものとする。

<現行法の関連条文> 第36条第1項及び第2項並びに第38条

[結論] 賛成する。ただし、1 の(5)には問題点で述べる問題があり、2 は乙案に賛成する。

[理由]

1 受託者が、信託事務を処理するため必要費等の費用を支出した場合に信託財産から補償を受けられること、またこの場合、費用の前払いも受けができるようとする方向で検討する(注1)ことは、民法の規定とも整合し、妥当である。

受託者が配当要求できる方向で検討することも、補償請求権の実現を確保することになり妥当である(注2)。

2 受益者から補償を受ける権利については、受託者・受益者のいずれが、最終的に信託事務処理費用負担のリスクを負うべきかという問題であるが、そもそも受益者は信託行為に関与していないこと、またそれゆえ、受益者が費用負担のリスクを負うことはその予想を超えていていること(受益者の合理的意思に反する)などから、基本法としての信託法においては、原則として受益者に信託事務処理費用負担のリスクを負わすべきではない。

受益者に費用負担を転化しなければならないような信託は、終了を考えるべきである。

[問題点] 1(5)の配当要求について、補足説明には、「受託者の有する固有財産と信託財産との振り分けを変更する形成権の一種」とある。形成権の一種とすると、必要費等を支出すればその時点で形成権が生じるのかどうか、また、信託財産について強制執行等が開始された時点で形成権が生じるのかどうか、受託者の債権者は、債権者代位権を行使して形成権の行使ができるのかどうかの問題が残る。また、民事執行法上、配当異議の申出、配当異議訴訟の債権者に受託者が含まれるのかどうかの問題がある。

第33 報酬請求権について

1 受託者が信託報酬を受けることができる場合

(1) 受託者は、次のいずれかに該当する場合には、信託事務の処理を行うことの対価としての報酬(以下「信託報酬」という。)を受けることができるものとする。

- a 信託行為において、信託報酬を受ける旨の定めがある場合
- b 商人がその営業の範囲内において信託を引き受けた場合

(2) (1)の場合においては、受託者は、相当の額の信託報酬を受けることができるものとする。ただし、信託行為において信託報酬の額又はその算定方法の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 信託報酬を受ける権利の行使方法

(1) 受託者は、1(1)の場合には、信託財産から信託報酬を受けることができるものとする。

(2) 受益者から信託報酬を受ける権利については、次のとおりとするものとする。

【甲案】

受託者は、信託行為に定めがある場合には、受益者から信託報酬を受けることができるものとする。

【乙案】

受託者は、信託行為の定めにより当然に受益者から信託報酬を受けることができるものとはしないが、受託者と受益者との間で個別に報酬の負担の合意をすることを妨げないものとする。

(3) 信託報酬を受ける権利の行使については、費用等の補償を受ける権利の行使に関する規律（第32の1(2)及び(5)並びに4参照）と同様とするものとする。

(4) 受託者が信託報酬を受ける権利について満足を受けていない場合における信託財産の引渡しについては、費用等の補償を受ける権利に関する規律（第32の3参照）と同様とするものとする。

(注1) 1(2)の場合においては、受託者は、信託報酬を受ける前に、信託報酬の額及びその算定根拠を受益者に通知しなければならないものとする。

(注2) 受託者は、信託報酬を受ける権利について満足を受けることができないときは、委託者及び受益者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了させることができるものとする（第32の（注4）参照）。

(注3) 信託報酬の支払時期等については、民法第648条第2項及び第3項に準じて、所要の規定を整備するものとする。

<現行法の関連条文> 第35条、第37条及び第38条

[結論] 賛成する。ただし、2(2)は乙案に賛成する。

[理由]

- 1 受託者の原則無報酬は、民商法の規定とも整合し妥当である。
- 2 受託者は原則無報酬であること、受益者は信託契約の当事者でないこと等から、受益者から信託報酬を受けるためには、信託行為で定めるだけでは足りず、受託者と受益者との間で個別に報酬の負担の合意をしなければならないとすべきである。よって2(2)の乙案に賛成する。

第34 受託者が複数の信託に関する規律について

1 信託財産の所有形態

1つの信託で複数の受託者があるときは、信託財産は、その合有とするものとする。

2 信託事務処理の方法

(1) 信託事務の決定

信託事務は、共同受託者の過半数をもって決定するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 信託事務の執行

各受託者は、(1)の意思決定に基づき、信託事務を執行することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(3) 保存行為を行う場合の特例

保存行為については、各受託者は、単独で決定し、執行することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(4) 信託行為に職務分掌の定めがある場合の特例

信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合においては、各受託者は、分掌された職務の限度で、独立して信託事務を決定し、執行するものとする。

3 受託者間の信託事務処理の委託

(1) 受託者は、信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事情が生じた場合を除き、他の受託者に対し、重要な信託事務の決定を委託することはできないものとする。

(2) 信託行為の定めにより信託事務を執行する受託者を定めた場合においては、信託行為に別段の定めがあるとき又は当該受託者にやむを得ない事情が生じたときに限り、当該受託者は、他の受託者に対し、信託事務の執行を委託することができるものとする。

4 共同受託者の責任

(1) 受益者に対する責任()

受託者が信託財産に関してその任務に違反する行為をした場合に負う損害賠償責任等(第25参照)について、受託者が複数の場合には、当該行為に係る意思決定又はその対外的な執行をした受託者が連帯して責任を負うものとする。

(2) 取引の相手方に対する責任

a 信託事務の処理により共同受託者が第三者に対して債務を負担したときは、共同受託者は、固有財産をもって連帯して弁済の責任を負うものとする。

b 信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合において、受託者が分掌された職務の限度で独立に信託事務を処理することに

より第三者に対して債務を負担したときは、職務を執行した受託者のみが固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。

- (注1) 受益者の受託者に対する意思表示は、信託行為に別段の定めがない限り、共同受託者の1人に対してすれば他の受託者にもその効力が生じるものとする。また、第三者の受託者に対する意思表示は、共同受託者の1人に対してすれば、他の受託者にも効力が生じるものとする。
- (注2) 信託行為の定めにより複数の者が受託者として指定された場合において、指定された者の一部が信託の引受けを拒絶し、又は引受けをすることができないかったときであっても、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続するものとする。また、共同受託者の一部について任務が終了した場合においては、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続し、任務が終了した受託者の有していた権限等は、残りの受託者が承継するものとする。
- (注3) 2及び3の規律に反してなされた行為（例えば、ある受託者が受託者の過半数の賛成を得ずに第三者とした取引）は、受託者の権限に属しない行為となることを前提としている。
- (注4) 信託債権者が信託債権に関して受託者の1人に対して債務名義を取得した場合において、当該債務名義をもって共同受託者の合有財産である信託財産に強制執行をできるものとするかどうかについては、債務名義の対象となっていない他の受託者に対する手続保障、執行文付与のあり方等を踏まえ、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 第24条及び第25条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産に対して、共同受託者に持分権を観念し、その持分権の自由譲渡を認めるべきではなく、このことは強行規定と考えるべきであって、現行法第24条第1項を維持する要綱試案に賛成する。

2(1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第24条第2項は、信託事務処理の共同執行を規定するのみであり、不明確且つ硬直的であったが、共同委託者間の相互監視・協力と効率的な信託事務処理の実現の観点から、共同受託者間の対内的な意思決定につき過半数を持って決定するという要綱試案に賛成する。

また、これをデフォルトルールとして信託行為に別段の定めをすることを認める点も賛成する。

やむ得ない事由によって信託事務に参加できないものがある場合の意思決定方法については、後記の他の受託者に対する信託事務の委託によって

対応すべきであり，この点も要綱試案に賛成する。

2 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 各受託者は，(1)の意思決定により，受託者相互間に代理権を与えることにより，迅速な信託事務処理を行うことが可能になるとともに，信託財産のために行為する限り，信託財産とともに各受託者の固有財産にも効果帰属することとできるから，要綱試案に賛成する。

ただし書きにつき，デフォルトルールとする点にも賛成する。

2 (3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 保存行為については，迅速な事務処理が要求されることが多く，また信託財産にとって利益となるものであり，共同受託者間の過半数による意思決定を待つべきではなく，信託財産のために保存行為をする限り各受託者の固有財産にも効果帰属すべきであるから，要綱試案に賛成する。

ただし書きにつき，デフォルトルールとする点にも賛成する。

2 (4)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託行為につき職務分掌がなされている場合には，分掌された職務の限度において，個々の受託者が独立して事務処理することを期待されているから，当該受託者は単独で意思決定し，対外的に職務執行することができるとすべきであり，賛成する。

3 (1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 各共同受託者は，共同委託者間の相互監視・相互協力を期待されているから，安易な受託者間の信託事務の意思決定の委託を認めるべきではないが，常務に属する信託事務の決定を委託することは認めてよいし，また，やむ得ない事由によって信託事務に参加できないものがある場合に共同受託者間の意思決定を可能にする必要性があるから，要綱試案に賛成する。

3 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託行為の定めにより信託事務を執行する受託者を定めた場合は，本来当該受託者による信託事務の執行を期待されているから，安易な信託事務の委託は認めるべきではないが，やむをえない事由により信託事務処理を行えないため，信託事務を執行するものがいなくなる状況に対応する必要性があるから，要綱試案に賛成する。

4 (1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第25条はいかなる債務が対象となるのかが不明確であるから，共

同受託者の責任を明確にする規定を置くことは賛成である。

受益債権に関する受託者の責任は信託財産の範囲に限られ，このことは受託者が複数の場合も同じであることを前提として，法令違反ないし信託行為の定めに反する行為等の受託者の任務違反行為に関する損失てん補責任については，受託者に故意または過失ある場合の責任であることに鑑み，受託者が複数の場合には任務違反行為に関与していない受託者は連帯責任を負担しないと考えるべきであり（特に職務分掌のある場合には当該受託者のみが責任を負担すると考えるべきであり），当該行為に係る意思決定又はその対外的な執行をした受託者が連帯して責任を負うとする要綱試案に賛成である。

なお，共同受託者のうち，当該任務違反行為に関する意思決定について反対した受託者は，過失がなく，意思決定に関与していないから，損失てん補責任から免責されるべきであり，その点を明記すべきである。

4 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] a については，受託者相互間に代理権を与えているとみなされるから，共同受託者の一人がした行為の第三者に対する責任については，各受託者の固有資産をもって負担するとすることに賛成する。

b については，共同受託者は，分掌された職務の限度において個々の受託者が独立して事務処理することを期待されており，当該受託者は単独で意思決定し，対外的に職務執行することができるとするのであるから，その第三者に対する責任についても，当該受託者において負担すべきであり，要綱試案に賛成する。

(注1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者相互間に代理権を与えているとみなされること及び信託事務処理の便宜から，賛成する。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] こうした場合には，信託は終了するのではなく，引き受けをした共同受託者を受託者として存続すると考えるべきである。

また，共同受託者の一部について任務が終了した場合にも，信託は終了するのではなく，残りの受託者が任務の終了した受託者の権限等を承継するとすべきであり，賛成する。

なお，「残りの受託者が任務の終了した受託者の権限等を承継する」というのは，原則として，法律上当然に任務の終了した受託者の権限が他の受託者に移転すると考えるべきである。そして，これを前提に，選任された信託財産管理人については，新受託者の選任はなくても，必要性がなく

なればその任務も終了するものとし（第42の注5），信託の終了事由についても，新受託者の選任はなくても信託は終了しないとすべきである（第57の注2）。

但し，当該受託者に職務分掌のある場合については，その権限が法律上当然に承継されるとするのではなく，他の受託者に当該職務の引受けを拒絶する余地を認めるべきであろうか。その場合には，新受託者が選任されなければ，信託は一定期間の経過で終了するものとし（第57の1e及び同注2），その信託の終了とともに，選任された信託財産管理人の任務も終了するということになろうか（第42の注5及び第57の1e）。

（注3）について

[結論] 賛成する。

[理由] かかる行為は，無権代理行為と考えられるのであり，賛成である。

（注4）について

[結論] 合有である信託財産に対する民事訴訟及び民事執行についての規定を設けるべきであるが，法的な他制度との整合性について問題点がある。

[理由] 共同受託者の有する信託財産に対する民事訴訟ないし民事執行については，信託財産が合有である以上必要的共同訴訟となるとも考えられる。確かに，共同受託者全員を被告として判決を取得した場合は，かかる債務名義を持って信託財産・固有財産双方に対して強制執行は可能と考えられる。

しかしながら，共同受託者の一人に対して判決を得て，それに基づいて当該受託者の固有財産に対して強制執行することも可能であると考えるべきであり，その際には，かかる債務名義をもって，信託財産にも強制執行が可能であるべきではないかとも考えられる。

そうすると，信託財産は共同受託者の合有としても，受託者は信託財産に対する固有の利益を持たないこと及び共同受託者間の連携も図られるから，個別に当事者としても手続き保障上問題はないとして，固有必要的共同訴訟と考えるべきではなく，個別訴訟が可能と考えるべきとも思える。そして，更に進んで，共同受託者の一人に対する債務名義をもって，合有名義となっている信託財産や他の共同受託者の占有下にある信託財産を含めて全ての信託財産に対して執行できるとすべきとも考えられる。

しかしながら，現行の民事執行法上こうした制度が可能かどうか，他の制度との整合性を維持できるかどうか問題がある。

第35 受託者の職務の引受けについて（ ）

1 受託者として指定された者に対する利害関係人の催告権

利害関係人は，信託行為の定めにより受託者として指定された者に対し，相

当の期間を定めて、その期間内に就任を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

2 被指定者による回答の相手方及び不回答の効果

1の場合において、受託者として指定された者がその期間内に受益者に対して確答をしないときは、就任を拒絶したものとみなすものとする。

(注) 2の場合において、受託者として指定された者は、信託管理人、受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)(第44参照)に対して確答することができるものとする。ただし、受益者として権利を行使することのできる者がいない場合において、信託管理人が選任されていないときは、1の催告をした者に対して確答すべきものとする。

<現行法の関連条文> なし

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者未確定の不安定な状態を早期に解消する必要がある。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者就任後の厳格な種々の義務からすると、催告に対する確答がないばあいには就職を拒絶したものとみなすことが適切である。

(注)について

[結論] 賛成する。

[理由] 「信託管理人、受託者監督人(仮称)又は受益者代理(仮称)」(要綱案第44参照)は、2で確答すべき相手方である受益者に代わる地位にあり、特に問題ないし、「ただし」以下の方法も適切である。

第36 合併又は会社分割による受託者の変更について

1 合併による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が合併により解散したときにおいても、受託者の任務は終了せず、合併によって設立された株式会社又は合併後存続する株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続(会社法第789条・第810条参照)の対象とはしないものとする。

2 会社分割による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が会社分割により営業の全部又は一部を設立する株式会社又は他の株式会社に承継させることにより信託財産を移転するときにおいても、受託者の任務は終了せず、当該設立する株式会社又

は他の株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続（会社法第799条・第810条参照）の対象とはしないものとする。

（注1）資本減少及び法定準備金減少の手続においても、受益債権については、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

（注2）信託財産のみを責任財産とする信託債権を有する者についても、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第42条

1について

[結論] 「株式会社」とされている部分を反対し、「法人」と変更すべき。それ以外は、賛成する。

[理由] 会社の合併の場合、消滅会社の契約上の地位は存続会社に全て包括承継されることになるところ、受託者たる会社が合併した場合、現行法42条1項では「受託者たる法人が解散したるとき」に該当し受託者の任務終了となってしまう不都合があり、現行法を改め、消滅会社が受託者であった場合においても存続会社に包括承継されて引き継がれると規律すべきであり、この点は、適切である。

しかし、要綱案では受託者を「株式会社」と限定しているが、「持分会社」（会社法575条以下）が受託者で合併する場合も同様に解すべきであるし、また、医療法人、学校法人、宗教法人等の法人も、受託者の可能性がありかつ合併規定がある（私立学校法52条等）ことから同様に解すべきであり、受託者を「株式会社」と限定せずに、一般的に広く「法人」とすべきである。

2について

[結論] 「株式会社」と限定されている部分を反対し、「株式会社又は合同会社」と変更すべき。それ以外は、賛成する。

[理由] 会社分割は、合併に類似し、合併同様に考えるべきである。

要綱案では受託者を「株式会社」と限定するが、会社分割は、株式会社のみならず合同会社もすることができるのであり（会社法757条、762条）、合同会社が受託者で会社分割する場合も同様に解すべきであり、「株式会社」に限定せず「株式会社又は合同会社」とすべきである。

（注1）について

[結論] 賛成する。

[理由] 合併又は会社分割により信託財産は、独立性を保ったまま新たな受託者に承継されるに過ぎず、信託財産のみを責任財産とする債権、つまり「受益債権」（受益者の有する債権でも、受託者の固有財産に対する損害賠償

請求権等は別論)については、信託財産の承継によってその利益を害されるものではないと考えられる。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] (注1)と同様、信託財産のみを責任財産とする債権、つまり「有限責任債権」は、信託財産の承継によってその利益を害されるものではないと考えられる。

第37 受託者の解任及び辞任について

1 受託者の解任

- (1) 委託者及び受益者の合意により、受託者をいつでも解任することができるものとする。
- (2) (1)の場合において、受託者の不利な時期において解任することとしたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (4) 受託者がその任務に違反したことその他重要な事実があるときは、委託者又は受益者は、受託者の解任を裁判所に請求することができるものとする。

()

2 受託者の辞任

- (1) 現行法第43条の規定の趣旨を維持し、受託者は、委託者及び受益者の承諾がなければ辞任することができないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 現行法第46条の規定の趣旨を維持し、受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

<現行法の関連条文> 第43条、第46条及び第47条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者を解任するには、現行法上47条で(4)のような場合の規律しかなく、それ以外では信託行為を解除する他ない、という不都合があったが、民法の委任の規定と同趣旨の規律を加え、さらに、信託行為の定めによる場合を加え、その上で裁判所の関与する現行法47条の趣旨の規定を残し、適切である。なお、検討課題の段階では、(1)について「ただし、受託者の解任が信託目的に反しないときは、受益者のみで行うことができるもの

とする。」との部分もあったが、受託者の任務終了の場合の新受託者選任では委託者及び受益者の合意による（要綱案第40）等の規律に平仄を合わせてか、解任について、上記ただし書き部分も削除されており、適切である。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法43条、46条では、受託者を辞任できる場合は、信託行為に別段の定めがある場合、受益者及び委託者の承諾がある場合、やむを得ない事由があつて裁判所の許可を得た場合に限定しているところ、これを維持して整理したものであり、適切である。

第38 解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について

受託者の任務は、解任又は辞任があつた場合のほか、次の場合に終了するものとする。

- a 受託者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- b 受託者が合併以外の事由により解散したとき。
- c 受託者について破産手続開始の決定があつたとき。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- d 信託行為に定めた事由が生じたとき。

(注) 現行法第44条の規定（受託者の資格喪失による任務終了）は、削除するものとする。

<現行法の関連条文> 第42条及び第44条

本文について

[結論] 賛成する。

[理由]

- 1 現行法42条1項での規律を維持するものであり適切である。
- 2 現行法42条1項に記載する「解散」でも、「合併」の場合には受託者の任務は終了しないので（第36参照）、合併を除外しており適切であり、また、受託者が解散により任務が終了した場合にも、受託者であった法人は清算法人としてなお存続していることから、aと分離してbとして規定することも適切である。
- 3 委任においては、受任者が破産手続開始の決定を受けたときは、委任契約は終了するものとされているが（民法第654条参照）、これは任意規定であり、かかる事由が生じた場合であつても、委任契約が終了しない旨の特約は有効と解されており、信託においても委任と同様の考え方で、受託者の任務

が終了しない場合もあるとしており、要綱案第4の考え方とも一貫し、適切である

4 私的自治の原則から適切である。

(注)について

[結論] 賛成する。

[理由] 特定の資格を有する者を受託者とすることとされた信託においては、受託者となった者がその資格を喪失したときはその任務が終了するとの当然のことを表した規定に過ぎず、信託行為において受託者の任務終了事由を定めたものと解すれば足りる(本文d)と考えられる(検討課題第40)。

第39 前受託者等の義務等について

1 受託者の解任等による任務の終了の場合

- (1) 解任その他の事由(第38のa及びcの事由を除く。)により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨の通知をしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) (1)の事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、引き続き信託財産の保管をし、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (3) (2)にかかわらず、辞任(裁判所の許可による辞任を除く。)による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、引き続き受託者の権利義務を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受託者の死亡等による任務の終了の場合

- (1) 第38のaの事由により受託者の任務が終了した場合において、受託者の相続人(法定代理人があるときは、その法定代理人)、成年後見人又は保佐人(以下「相続人等」という。)がその事実を知っているときは、相続人等は、受益者及び他の受託者に対し、受託者の任務が終了したことを通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第38のaの事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理人又は信託財産法人の管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、信託財産の保管をし、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。

(3) 受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理人又は信託財産法人の管理人に対し、(1)又は(2)による事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。

3 受託者の破産による任務の終了の場合

- (1) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、破産管財人に対し、自己の有する信託財産の内容、所在その他の事項を通知しなければならないものとする。
- (2) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (3) 第38のcの事由による受託者の任務の終了により、受託者の全部が欠けたときは、破産管財人は、新受託者又は信託財産管理人が事務を処理することができるようになるまで、信託財産を保管し、かつ、事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。
- (4) 破産管財人は、新受託者又は信託財産管理人に対し、(3)による事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。

<現行法の関連条文> 第42条及び第45条

1 (1)について

[結論] 本文は賛成し、「ただし」以下は反対で削除すべきである。

[理由] 受益者及び他の受託者には、速やかに新受託者を選任し、信託財産を適切に管理処分させる緊急の必要があると考えれ、新たに通知義務を課したこととは適切である。

「ただし」以下について、補足説明では、「当初受託者の任務が終了した場合に備えて、受託者となるべき者をあらかじめ信託行為で定めておくことも可能であるところ、このような場合にまで受益者への通知義務を課すことは、不必要的費用を負担させる結果となるため、信託行為に定めを置くことにより通知義務を課さないことができるもの」としているとある。しかし、「通知義務を課さないことができる」ように定めおかれる「信託行為」の「定め」は、上記の場合に限らず、種々の定め方の可能性があり、通知義務回避の場合を広く認めてしまう危険性があること、受託者の任務が終了した場合は、受益者に対する職務内容が変わる等、受益者に対して重大な影響を及ぼす事項に関わることであること、「当初受託者の任務が終了した場合に備えて、受託者となるべき者をあらかじめ信託行為で定めて」あったとしても、受託者へ通知のための不必要的費用を負担させてしまうという不利益よりも、受益者及び他の受託者に対して情報を通知することの利益の方が高いと考えられることから（第45参照）、信

託行為で例外を認めるべきでなく、「ただし」以下は削除すべきである。

1 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者の任務が終了した場合には、信託財産保護のために、新受託者又は信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで、信託財産の保管及び引き継ぎに必要な行為を前受託者にしてもらう必要があると考えられ、この点適切である。

共同受託者の一部の任務が終了した場合の取り扱いについては、第34（注2）で明示されており、適切である。

1 (3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 「辞任」について、「裁判所の許可による辞任の場合」には(3)、それ以外の辞任の場合には(2)と、異なる処理とするが、「裁判所の許可による辞任の場合を除く」辞任の場合は、委託者及び受益者の承諾がある場合の辞任、信託行為の別段の定めによる辞任（第37の2）であり、このように受託者自らが辞任した場合には、解任や裁判所の許可による辞任の場合と異なり、新受託者等が事務の処理をすることができるようになるまで「引き継ぎ受託者の権利義務を有する」とこととし、「裁判所の許可による辞任の場合」は、の辞任と異なり、信託財産の保管・事務の引き継ぎに必要な行為にとどめると区別することは、バランスとして適切と考える。

2 (1)について

[結論] 本文は賛成し、「ただし」以下は反対で削除すべきである。

[理由] 1 (1)と同様である。

2 (2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 1 (2)と同様である。

2 (3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 前受託者ではなく、新たに信託財産の保管・事務の引き継ぎに必要な行為を行った人の費用償還請求権は認めるべきであり、この費用償還請求は、民法の不当利得法理等の一般法理でも可能とも思われるが、信託法において、費用償還請求できることを明示することは適切である。

3 (1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産が破産財団に属しないことを破産管財人にに対し明示して、信託財産を保護する必要があり、適切である。

3 (2)について

[結論] 本文は賛成し、「ただし」以下は反対で削除すべきである。

[理由] 1(1)と同様である。

3(3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 1(2)と同様である。

3(4)について

[結論] 賛成する。

[理由] 2(3)と同様である。

第40 受託者の選任について

1 合意による受託者の選任

受託者が任務を終了した場合においては、委託者及び受益者の合意により、受託者を選任することができるものとする。

2 裁判所による受託者の選任()

現行法第49条第1項の規定の趣旨を維持し、受託者が任務を終了した場合においては、利害関係人は、新受託者の選任を裁判所に請求することができるものとする。

<現行法の関連条文> 第49条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者が任務を終了した場合の新受託者の選任については、現行法上第49条（裁判所による受託者の選任）しかなかったところ、合意による選任の場合も明文で加え、私的自治の観点から適切である。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 合意によらない場合、遺言による場合には、現行法49条の規律が必要であり、維持することは適切である。

第41 受託者の交代に伴う法律関係について

1 受託者の全部の任務が終了した場合の信託財産の帰属

受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任していないときは、信託財産の帰属は、次のとおりとするものとする。

a 受託者の死亡以外の事由による場合 前受託者に帰属するものとする。

b 受託者の死亡による場合 信託財産は法人とするものとする。ただし、新

受託者が就任したときは、存立しなかったものとみなすものとする。

2 新受託者に対する権利義務の承継

(1) ア 受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

イ アにかかわらず、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）により受託者の全部の任務が終了したときは、新受託者は、新受託者又は信託財産管理人が就任した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

(2) (1)により信託に関する権利及び義務を承継したものとみなされた場合においても、新受託者が就任するまでに、前受託者、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人がその権限内でした行為の効力は妨げられないものとする。

3 債務の承継に伴う前受託者又は新受託者の責任の範囲

(1) 前受託者は、次に掲げた時点で存する信託財産に属する債務について、その固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。

a 2 (1)アの場合には、前受託者の任務が終了した時

b 2 (1)イの場合には、新受託者又は信託財産管理人が就任した時

(2) 新受託者は、(1)の債務について、信託財産のみをもって弁済の責任を負うものとする。

4 新受託者への事務引継ぎ等()

(1) 新受託者又は信託財産管理人が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく信託事務に関する計算を行い、新受託者又は信託財産管理人がその事務の処理を行うのに必要な事務の引継ぎをしなければならないものとする。

(2) 次に掲げる場合には、前受託者のその受益者に対する引継ぎに関する責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、前受託者に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。

a 受益者が(1)の計算を承認した場合

b (1)の計算の承認を求められた時から1月以内に受益者が異議を述べなかった場合

(注1) 裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産法人の管理人を選任することができるものとし、信託財産法人の管理人の権限、義務、報酬、任務終了事由等については、信託財産管理人の規律（第42参照）を準用するものとする。

(注2) 3(1)の「信託財産に属する債務」については、信託財産のみを責任財産とする債務を除くものとする。

(注3) 受託者の交代に関する現行法の規定のうち、現行法第51条（新受託者の前受託者に対する損失てん補請求権等の行使）及び第53条（信託財産に対する執行手続の続行）については、現行法の規定の趣旨を維持するものとする。

- (注4)共同受託者の一部の任務が終了した場合における受託者の交代に伴う法律関係について、規定を設けるものとする。
- (注5)前受託者は、新受託者（新受託者が就任していない場合において、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人（以下「信託財産管理人等」という。）が選任されているときは、当該信託財産管理人等）から費用等の補償（第32参照）又は信託報酬（第33参照）を受けることができるものとする。この場合において、受益者から費用等の補償又は信託報酬を受ける権利については、第32の2及び第33の2(2)に準じるものとする。
- (注6)相続人等の新受託者への事務引継ぎ等に関する規定を設けるものとする。
- <現行法の関連条文> 第50条から第55条まで

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 前受託者の任務終了時から新受託者選任までの間の信託財産の帰属先を定めるものであるところ、aは、その間は前受託者に帰属するとの現行法の規律（法50条1項）を維持したものであり、b本文は、死亡による交代の場合には、死者への権利帰属という構成は権利能力制度と相容れず、また、信託財産は受託者の相続財産に含まれない（法15条）ことから、信託財産法人に帰属すると構成するものであり、bただし書は、後に新受託者が就任した場合は後記2(1)アにより、前受託者の死亡時に遡って信託財産が新受託者に承継されたこととなり、信託財産を法人と擬制する理由を失うからであって、いずれも妥当と思われる。

2について

[結論] 賛成する。

[理由]

(1)アは、現行法50条1項の趣旨を維持するものであるところ、同条は「信託財産ヲ・・・譲渡サレタルモノモノト看做ス」と規定しているものの、承継するものは信託財産を含む信託に関する権利及び義務であることを明確化したもの。

(1)イは、委託者及び受益者の承諾による辞任や信託行為の定めによる辞任の場合には、前受託者が新受託者または信託財産管理人が事務の処理をすることができるようになるまで受託者の権利義務を有することとなるので（信託法改正要綱試案（案）第39、1(3)），承継時を信託財産管理人又は新受託者が就任したときとするもの。

(2)は、前受託者の任務終了後、新受託者が就任するまでの間において、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人が選任されていた場合は、1bた

だし書により信託財産法人が存立していなかったものとみなされたり、2(1)アで前受託者任務終了時に遡って信託に関する権利及び義務が承継されるとみなされることにより、信託財産法人の管理人又は信託財産管理人が行った行為が無効と解される懸念があることから、注意的にそれらの行為の効力を失わないことを規定したものであって、いずれも妥当である。

3について

[結論] 賛成する。

[理由]

(1)は、前受託者が任務終了後も信託財産の属する債務について固有財産を持って弁済の責任を負うとするものであり、その債務の範囲を定める時期を前受託者から信託財産管理人又は新受託者に信託に関する権利及び義務が承継されたときとするもの。

(2)は新受託者も前受託者と併存的に債務弁済責任を負うが、それは信託財産の限度においてであるとする現行法52条3項の趣旨を維持するものであって、いずれも妥当である。

[問題点] 次のような意見があることを付記する。

新受託者は、従前の信託債権について、信託財産のみをもって弁済の責任を負うとした場合においても、前受託者が破産するなど現に弁済ができないときは、従前の信託債権自体は(信託財産が債務超過状態であっても)消滅せず、新受託者が承継することになる。その後、新受託者は新たに発生する信託債権については、無限責任を負うことになるが、その後の関係がよくわからない。新受託者は、有限責任である従前の信託債権と無限責任である新たな信託債権について、その選択に従い、弁済の順序をつけることが可能なのか。ただ、従前の信託債権に係る債権者は、信託財産に対する強制執行が可能であるから、結局、信託状態を維持しようと考えれば、信託財産をもって優先的にでも従前の信託債権を弁済せざるを得なくなり、新たな信託債権は専ら新受託者の固有財産を責任財産とするものになってしまふことも予想される。

翻って考えると、新受託者は、従前の信託債権について、信託財産のみをもって弁済の責任を負うとした場合においても、従前の信託受託者について破産手続が開始され、かつ、信託財産自体も債務超過状態であるような場合、誰も、新受託者になるものはいないのではないか。この場合、信託財産は清算せざるを得ず、かつ、その場合、破産制度等の利用ができないれば、適正かつ公正な清算手続は不能ではないか。

4について

[結論] 賛成する。

[理由] 引き継ぎにおける計算義務・引き継ぎ義務と、引き継ぎに関する責任の免責規定であり、妥当と考える。

(注1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 管理内容において差異はないので妥当と考える。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益債務や信託財産に責任が限定された信託事務の処理によって生じる債務などは信託財産のみによって購われ、前受託者がその固有財産でもつて責任を負うべきものではない。

(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 妥当と考える。

(注4)について

[結論] 賛成する。

[理由] 検討課題において、現行法50条2項の規律に変更を加え、信託行為で別段の定めをすれば、他の受託者は前受託者の任務を引き継がないとすることが提案されているが、この方向での規定であれば妥当と考える。

(注5)について

[結論] 賛成する。

[理由] 補償等を当然に信託財産から償還を受けるものとすることは、信託財産を毀損するおそれがあることから、新受託者等に請求するとするものであって、妥当である。

(注6)について

[結論] 賛成する。

[理由] 基本的に前受託者の場合と同種の規定が想定されるが、相続人等には受託者と同程度の引き継ぎ義務を果たすことが困難な場合も想定されるので、その点に配慮した規定とすべきである。

第42 信託財産管理人について

1 信託財産管理人の選任()

受託者の任務の終了により受託者の全部又は一部が欠けた場合において、信託財産を保護するために必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産管理人を選任することができるものとする。

2 信託財産管理人の権限

信託財産管理人は、次に掲げる行為をする権限を有するものとする。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、信託財産管理人に対して上記の権限を超える権限を付与することができるものとする。

a 信託財産の保存行為

- b 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- 3 信託財産管理人の義務
- 信託財産管理人の義務については、民法の受任者の義務と同様とするものとする（民法第644条、第646条及び第647条）。
- （注1）裁判所に対して受託者の辞任又は解任の請求がされたにすぎない段階においても、信託財産を保護するために必要があると認めるときに、裁判所が信託財産管理人を選任することを認めるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。
- （注2）信託財産管理人が選任された場合においては、任務が終了した受託者は、その権限を行使することができないものとする。
- （注3）信託財産管理人が選任された場合の信託財産関係の訴えについては、信託財産管理人を原告又は被告とするものとする。
- （注4）信託財産管理人の費用及び報酬については、信託財産の中から支出するものとする。
- （注5）信託財産管理人の任務終了事由（辞任・解任等）について、所要の規定を整備するものとする。
- （注6）民事保全法第23条第2項に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者については、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、信託財産管理人と同様の権限を有するものとする。
- <現行法の関連条文> 第48条

1について

[結論] 基本的に賛成する。但し、裁判所による許可辞任ないし解任決定、破産、後見ないし保佐の場合など裁判所の関与のある場合には、裁判所の職権による信託財産管理人選任の余地も認めるべきである。

[理由] 現行法では、信託財産管理人が選任されるのは裁判所による許可辞任と解任決定の場合に限られるが、それ以外にも裁判所の関与しない辞任ないし解任、死亡、解散、破産、後見ないし保佐などによって受託者が欠けた場合や、共同受託者の一部が欠けた場合で他の受託者が欠けた受託者の業務を行うことが酷になる場合にも信託財産管理人選任の必要性がある。

裁判所の関与しない辞任の場合には受託者は新受託者が選任されるまで引き続き受託者としての権利義務を負うが、かかる場合でも受託者に受託者の業務を継続させることが適当でない場合があるから、信託財産管理人を選任できるとしてよい。

信託財産管理人選任請求の濫用の危険については、裁判所による必要性の判断において防止することができる。

また、信託財産管理人は利害関係人の請求により裁判所によって選任されるとする点自体は妥当であるが、裁判所による許可辞任ないし解任決定、破産、後見ないし保佐等裁判の関与がある場合で、裁判所において信託財産管理人選任の必要性を認めるにもかかわらず、利害関係人が信託財産管理人選任請求をしない場合には、利害関係人の利益のために暫定的な地位である信託財産管理人を裁判所が職権で選任できる余地を残すべきである。

後記（注1）のとおり受託者の辞任又は解任の申立てがされたにすぎない段階においても必要性のある限り信託財産管理人を選任できると考えると、受託者の辞任又は解任の申立てのみがなされているが、当該受託者に適切な信託財産の管理が期待できない場合にも、職権による信託財産管理人選任の必要性がある。

2について

[結論] 賛成する。なお、上記a,b以外に信託財産管理人に付与される権限には、信託財産管理人が裁判所の個別の許可なしになしいうる権限と、裁判所の許可を得た上でなしいうる権限が考えられるのではないか。

[理由] 信託財産管理人の地位は、新受託者が選任されるまでの一時的・暫定的な地位であるから、受託者の地位とは自ずから異なる。受託者と同一の権限を有する（ないしそこから権限を限定していく）との考えでは、信託財産管理人にとって酷になるから、原則として民法103条規定の範囲での権限のみを有し、かかる範囲で業務を行っていれば、信託財産管理人は免責された上で、必要性に応じて裁判所が信託財産管理人に権限を付与することができるとする要綱試案に賛成する。

なお、上記a,b以外に信託財産管理人に付与される権限には、常務に属する事項など個別の裁判所の許可を得るにはなじまない事項も考えられる一方、信託財産管理人は裁判所の監督の下で信託財産の管理を行うこと、一時的・暫定的地位であることに鑑みれば、信託財産について重要な変更を行う場合には裁判所の許可を得た上でなしいうるとすべき場合がありうるのでなかろうか。法律上要許可事項を列挙するのは硬直に過ぎるが、裁判所が信託財産管理人に権限を付与するにあたって、裁判所が一定の事項を要許可事項と定めることができるとしてはどうか。

3について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産管理人の地位は、新受託者が選任されるまでの一時的・暫定的な地位であり、受託者の地位とは自ずから異なるものであるから、2と同様の理由で、現行法の非訟事件手続法71条の6の規律と同様に、民法の受任者の義務に関する規定を準用するとすることに賛成する。

（注1）について

[結論] 受託者の辞任又は解任の申立てがされたにすぎない段階においても、裁判所は、必要性のある限り信託財産管理人を選任できるとすべきである。

[理由] かかる場合には、既に受託者に適正な信託財産の管理を期待できない場合があり、また、辞任または解任の決定がなされるまでに時間を要することを考えると、信託財産管理人の選任を選任すべき場合がありうる。ただし、この場合は、受任者と信託財産管理人の権限の競合の問題が生じるが、受託者は辞任または解任の決定がなされるまで受任者の地位にはあるものの、後記(注2)とおり、受託者は権限を行使できないとすることで対応できる。また、民事保全法23条第2項による職務代行者選任の仮処分も同時に適用されうる場面とはなるが、後記(注6)のとおりに、制度間の調整を図る。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者は辞任後も新受託者が選任されるまではその権利義務を負担するものの、任務終了後は充分な信託事務が期待できないから、信託財産管理人が選任された以上、権限の行使を認める必要性はない。

また、上記(注1)のとおり、受託者の辞任又は解任の申立てがされたにすぎない段階に信託財産管理人選任を認めるるとすると、受託者と信託財産管理人との権限の競合が問題となるが、信託財産管理人が選任されると受託者は権限を行使できなくなるとすることで、かかる問題は回避できる。

(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産管理人は、一時的・暫定的ではあるが裁判所の監督の下で信託財産を管理していく地位にあること、(注2)のとおり信託財産管理人が選任されると受託者は権限を行使できなくなるとすること、新受託者が選任されるまで時間がかかる場合があることから、信託財産管理人を訴訟の原告又は被告とすることに賛成する。

(注4)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者と同様、信託財産管理人の費用及び報酬は信託財産の中から支出すべきである。

(注5)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託財産管理人の任務終了事由としては、検討課題(4)及び(12)記載の 裁判所の許可を得た辞任、 裁判所による解任、 新受託者の選任のほか、要綱試案第57の1eのとおり、「受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま1年を経過して、信託が終了したとき」が考えられる(なお、この1年の期間の妥当性については議論の余地がある。)。

また，上記(注1)のとおり，受託者の辞任又は解任の申立てがされたにすぎない段階に信託財産管理人選任しうるとした場合には，信託財産管理人選任の必要性がなくなり，受託者に信託事務を継続させることが妥当となった場合には，信託財産管理人の任務を終了させる余地を認めるべきである。

また，受託者の一部が欠けた場合に選任された信託財産管理人についても，欠けた受託者の権限が法律上当然に他の受託者に承継されるとすると，新受託者が選任されない場合もありえるから，新受託者が選任されなくとも信託財産管理人による信託事務の継続の必要性がなくなった時点で，その任務を終了させる余地をみとめる必要がある。

更に職務分掌のある場合などに，他の受託者に欠けた受託者の当該職務の承継を拒絶することを許容するなら，受託者の一部が欠けてから新受託者が就任しないまま一定期間を経過して，信託が終了したときにも信託財産管理人の任務が終了するとすべきである(第34の注2，第57の1e及び同注2参照)。

(注6)について

[結論]賛成する。ただし，信託財産管理人と職務代行者の適用場面や競合する場合の権限の関係，信託財産管理人選任手続きを明確にする必要がある。

[理由]民事保全法23条2項によって受託者の職務代行者が選任される余地があるが，その地位については明文規定がないところ，受託者の職務代行者の地位も暫定的なものであることは信託財産管理人と同様であるから，その権限の範囲を，仮処分命令に別段の定めがない限り，信託財産管理人と同様とすることには賛成する。

ただし，上記(注1)のとおり受託者の辞任又は解任の申立てがされたにすぎない段階に信託財産管理人選任しうるとした場合に，民事保全法23条2項の職務代行者と信託財産管理人の競合が問題となり，両制度間の関係を明確にする必要がある。職務代行者選任後に信託財産管理人が選任された場合には，(注2)にならって職務代行者の権限も失われるとすべきである。

また，職務代行者選任と信託財産管理人の選任とのいざれが用いられるかについては，要審尋事件である民事保全法23条2項による受託者の職務代行者の選任の仮処分と比較して，信託財産管理人選任の手続がどの程度軽い手続きになるかどうかにかかっているが，信託財産管理人の必要性や倒産法上の保全管理人選任手続きに鑑みれば，迅速な選任決定がなされる必要があり，かかる迅速な選任手続きの整備が必要である。

第43 受益者の利益の享受について

1 受益権の取得時期

信託行為の定めにより受益者として指定された者は、受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受益者として指定された者に対する通知

1により受益者として指定された者が受益権を取得した場合には、受託者は、遅滞なく、当該者に対し、受益権取得の事実を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

<現行法の関連条文> 第7条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者には、「不特定」の者や「未だ存在セサル」者（現行法8条1項）あるいは重度の障害者など自ら意思表示をすることが困難な者が指定されることがあり、受益の意思表示を求めるることは困難で、これらの者にその信託から生じる利益を享受できるとすることは、当該受益者の保護に資するし、委託者の意思にもかなう。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益権取得の事実を通知を行うことにより、初めて受益者の監督的権能の発動が可能になる。また、委託者には、一定の時期まで受益者として指定された者には信託の事実を知らせたくない意向もある場合もあるから、ただし書きは適切である。

第44 信託管理人等について

1 信託管理人

(1) 受益者として権利を行使することのできる者がいない信託にあっては、次に掲げる方法により信託管理人を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法（ ）

(2) 信託管理人は、自己の名をもって、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする。

2 受託者監督人（仮称）

(1) 次に掲げる方法により、受託者監督人（仮称）を選任することができるものとする。

- a 信託行為の定めにより選任する方法
 - b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法（受益者が受託者を十分に監督することができないおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合に限る。）（ ）
- （2）受託者監督人（仮称）は、信託に関する受益者の権利のうち、損失てん補請求権その他受託者を監督するために認められた権利（第45の別表「受益者の権利」参照）を行使することができるものとする。
- 3 受益者代理（仮称）
- （1）信託行為の定めにより、受益者の全部又は一部のために、受益者代理（仮称）を選任することができるものとする。
 - （2）受益者代理（仮称）は、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする。
 - （3）受益者代理（仮称）が選任された場合においては、受益者は、前記別表記載の権利を除き、信託法において受益者に認められた権利を行使することができないものとする。
- （注1）信託行為の定めにより信託管理人が選任されている場合には、裁判所は、信託管理人を選任することはできないものとする。受託者監督人（仮称）についても同様とするものとする。
- （注2）受託者監督人（仮称）が選任された場合であっても、受益者は、損失てん補請求権その他受託者を監督するために受益者に認められた権利（第45の別表「受益者の権利」参照）を行使することができるものとする。
- （注3）信託行為の定めにより、信託管理人、受託者監督人（仮称）又は受益者代理（仮称）（以下「信託管理人等」と総称する。）の権限を変更することができるものとする（ただし、裁判所によって選任された信託管理人又は受託者監督人（仮称）については、この限りでないものとする。）。
- （注4）信託管理人等の義務及び責任は、民法の受任者の義務及び責任と同様とするものとする。
- （注5）未成年者、成年被後見人、被保佐人及び受託者（受託者が法人であるときはその役員又は使用人を含む。）は信託管理人等になることができないものとする。
- （注6）信託管理人等の報酬及び任務終了事由について、所要の規定を整備するものとする。
- <現行法の関連条文> 第8条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第8条では、信託管理人の選任、権限等について、受益者未存在の

場合と受益者不特定の場合とを同列に取り扱っていた。しかし、受益者不特定の場合については、受益者が存在するが変動する場合も含まれると解されるが、かような場合には受益者が現に存在するのであるから、受益者未存在の場合と同列に取り扱うべきではない。受益者未存在の場合に限って信託管理人の選任を認めることとしたことは適切である。

2について

[結論] (1)aについて反対し、(1)bについて賛成する。(2)については賛成する。

[理由] 本項は、受益者が存在する場合であっても受益者による受託者の監督が期待できない特段の事情がある場合に、受益者保護の観点から受託者監督人の選任を認めようとするものであり、基本的に適切である。ただし、3の受益者代理の制度を設け、かつ受益者代理の権限を信託行為の定めにより上記別表記載の権利の行使に制限することができる（注3参照）とすれば、信託行為の定めによる受託者監督人の制度は、受益者代理に包含されうことになるから不要である。

また、(2)については、信託管理人の場合と異なり、権利の行使につき「自己の名をもって」するものとされていないことからすると、受託者監督人は受益者の法定代理人であるとの位置づけであると思われるが、反対はない。ただし、受益者本人が重複して権利を行使できるか否かについては、（注2）に関する意見を参照されたい。

3について

[結論] 基本的に賛成する。ただし、(3)については、受益者本人が上記別表記載の権利を行使した場合は、受益者代理は、当該受益者のために当該権利を重ねて行使することができず、既に先行して行使中のときは失効する旨の定めを付加すべきである。

[理由] 主として受益者多数の場合の信託の執行の円滑を目的として、現行法上の信託管理人の制度を拡張する趣旨と思われるが、上記のとおり受益者に代わって受託者の監督をさせる目的でも利用することもできるものであり、基本的に賛成する。ただし、受益者代理は、2の受託者監督人と同様、受益者の法定代理人であるとの位置づけをしていると思われるが、受益者と受益者代理とが重複して権利を行使する事態は避けるべきである。受託者としてはいずれを相手方として対応すべきか混乱するし、訴訟上で権利が行使される場合は、いずれについて当事者適格を認めるのか、いずれについても認めるとすれば合一確定のためにどのような措置を講ずるのか等、種々の問題を生じ、法律関係が複雑になる。したがって、受益者保護の観点から上記別表記載の権利につき受益者本人による行使を認めるとしても、受益者代理による権利行使と重複しないような措置を講ずるべきである。

（注1）について

[結論] 賛成である。ただし、上記のとおり、私見では信託行為の定めによる受託

者監督人の選任を認めない。

[理由] 私的自治を尊重し、また複数の信託管理人等の競合による法律関係の複雑化を避けようとする趣旨であり、相當である。なお、信託行為の定めにより受託者の監督を目的とする受益者代理が選任されている場合については、裁判所による受託者監督人の選任の可能性を排除する必要はない。既に信託行為の定めにより受益者代理が選任されていることを、受益者が受託者を十分に監督することができないおそれがあると認めるべき特別の事情の有無の判断において考慮すれば足りる。

(注2)について

[結論] 反対である。

[理由] 私見では、裁判所の選任による受託者監督人しか認めないので、受益者が受託者を十分監督することができないおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合に限って受託者監督人が選任されること、及び選任された受託者監督人が不適切であることが判明したときには(注6)についての意見で記したとおり裁判所による解任を認めるべきことからすれば、受益者本人による権利の重複行使を認めるることは、必要ではなく又適切でもない。

(注3)について

[結論] 基本的に賛成であるが、私見では信託行為の定めによる受託者監督人の選任を認めないから、信託行為の定めによるその権限の変更はそもそも認められない。

[理由] 信託行為の定めにより選任された信託管理人等について、必要に応じてその権限に変更を加えることを認めるもので、適切である。

(注4)について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法第8条の信託管理人については、非訟事件手続法において民法の委任に関する規定を準用すべきものとされており、信託行為の定めにより選任された信託管理人についても別異に取り扱う必要はない。また、受託者監督人及び受益者代理についても、受益者の法定代理人であると位置づけるのであれば、同様に民法の受任者の義務及び責任を負うものとするのが適切である。

(注5)について

[結論] 賛成する。

[理由] 適切であり、異論はない。

(注6)について

[結論] 賛成であり、以下の内容の規律を設けるべきである。

(1) 信託管理人等は、その職務を行うために必要と認めるべき費用については、信託財産中から前払い又は支出額の償還を受けることができる。ただ

し，信託行為に別段の定めがある場合はこれに従う。

- (2) 信託行為の定めにより選任された信託管理人等は，信託行為の定めに基づき，報酬を受けることができ，裁判所により選任された信託管理人等は，裁判所の決定により，信託財産の中から報酬を受けることができる。
- (3) 上記費用償還請求権及び報酬請求権は，受益債権に優先し，かつ受託者の債権と同順位とする。
- (4) 信託行為の定めにより選任された信託管理人等については，委託者又は受益者においてこれを自由に解任することができ，また，信託管理人等は，委託者及び受益者の同意を得て辞任することができる。ただし，信託行為に別段の定めがある場合はこれに従う。
- (5) 裁判所の選任による信託管理人等については，裁判所による解任が認められ，また信託管理人等は，裁判所の許可を得て辞任することができる。

[理由] 信託監督人等の報酬，任務終了事由等については，不適切な信託管理人等の排除のみならず，適切な人材が信託管理人等に円滑に就任できるようにするための配慮も必要である。

第45 信託行為の定めによる受益者の権利の制限について

別表記載の権利（番号19，20，30から32までの権利を除く。）を信託行為で制限することはできないものとする。

- （注1）帳簿等の閲覧等請求権の制限の可否については第23を，受益者名簿の閲覧等請求権の制限の可否については第24を参照。
- （注2）受益者が多数に上る場合について，一定割合を超える受益権を有する受益者に限って権利行使を認めるなどの特例を設けるものとするかどうかについては，なお検討するものとする。

＜現行法の関連条文＞ 別表「受益者の権利」の「現行法の関連規定」欄参照

（別表）「受益者の権利」

番号	類型	権利の内容	現行法の関連規定
1	利益を享受する権利等	信託の利益の受領権（配当を受ける権利）	第19条
2		受益権取得請求権	なし
3	裁判所に対する請求権	信託の変更請求権	第23条
4		信託の併合（仮称）請求権	なし
5		信託の分割（仮称）請求権	なし
6		受託者の解任請求権	第47条

7	受託者の選任請求権	第49条第1項・第2項
8	信託財産管理人等の選任請求権	第48条
9	信託財産管理人等の解任請求権	なし
10	信託財産管理人等の任務終了に係る請求権	なし
11	受託者監督人（仮称）の選任請求権	第8条
12	受託者監督人（仮称）の解任請求権	第8条
13	受益者代理（仮称）の解任請求権	第8条
14	検査役選任請求権	第41条第2項
15	信託の終了請求権	なし
16	信託に関する情報入手権	帳簿等の閲覧等請求権
17		信託財産の状況に関する書類の閲覧等請求権
18		受託者に対する説明請求権
19		信託財産の状況に関する情報受領権（）
20		受益者となった事実の通知受領権（）
21		受益者名簿の閲覧等請求権
22	信託違反行為のは是正権	損失てん補請求権
23		原状回復請求権
24		いわゆる利益吐き出し責任の追及権
25		受託者の違法行為の差止請求権
26		権限違反行為の取消権
27	信託財産に関する権利	破産管財人による信託財産の処分行為等の差止請求権
28		受託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権
29	その他の権利	受託者交代時の受益者の計算の承認権
30		受託者の任務の終了時の通知受領権（）
31		利益相反行為等に関する通知受領権（）
32		信託の変更に関する通知受領権（）
33		信託の終了時の受益者の計算承認権等
34		受託者に対する引受けの催告権

[結論] 別表番号30ないし32の権利について信託行為による制限を認めることに反対する。その他については、賛成する。

[理由] 別表19（信託財産の状況に関する情報受領権）については、受益者に帳簿等閲覧請求権（別表16）、書類閲覧請求権（同17）及び受託者に対する説明請求権（同18）が認められているから、信託行為の定めによる制限、すなわち受託者の義務の軽減を認めないとするまでの必要はないと考えられる。

同20（受益者となった事実の受領権）については、委託者の中には、受益者として指定した者に対して、受益権取得の事実を通知したくないと考える者もありうるし、受益者の権利の時効の起算点について、受益者となつたことを知ったことを要件とすれば、特に支障はないと考えられる。

しかし、同30（受託者の任務の終了時の通知受領権）、同31（利益相反行為等に関する通知受領権）及び同32（信託の変更に関する通知受領権）については、受益者にとって重大な影響を及ぼす事項に関わる情報受領権であるから、信託行為の定めによる制限を認めることは相当ではない。また、これらの権利が問題になる場面は比較的稀であると考えられ、信託行為の定めによる制限を認めずとも、受託者に過大な負担をかけることにはならない。

なお、（注2）については、検討の必要性は認めるものの、特例は必要最小限にとどめるべきである。

第46 受益権取得請求権について（ ）

次に掲げる事項（以下「特別決定事項」という。）に係る信託の変更又は信託の併合（仮称）若しくは信託の分割（仮称）がされた場合においては、当該変更により損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、自己の有する受益権を公正な価格で取得するよう請求することができるものとする。

- a 信託の目的の変更
- b 受益者から費用等の補償を受ける権利又は受益者から信託報酬を受ける権利の創設（第32の2又は第33の2(2)で甲案を採用した場合に限る。）
- c 受益権の譲渡性の制限
- d 受託者の責任の全部又は一部の免除
- e 受益者間の衡平を害する受益債権の内容の変更

（注1）信託の変更等の決定の方法については、信託行為の定めによる限界を設けることはしていないが（第54の3参照）、上記の受益権取得請求権との関係でこのような方向で良いかどうかについては、なお検討するものとする。

（注2）特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）及び信託の分割（仮称）以外にも受益者に対して受益権取得請求権を付与すべきものがあるかどうかについては、なお検討するものとする。

（注3）受益権取得請求権を行使できるのは、特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）によって損害を受けるおそれのある受益者に限定しているが、このような限定の当否については、なお検討するものとする。

（注4）特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮

称）に関して受益者が関与できる場合にあっては、変更等に賛成した受益者は受益権取得請求をすることができないものとする。

（注5）特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）に当たっては、その当事者は、これらの行為の中止に関する条件を合意又は決定しなければならないものとする。

（注6）裁判所による受益権の取得価格の決定その他受益権取得請求に係る手続に関して所要の規定を整備するものとする。

（注7）受託者は、受益者に対し、特別決定事項に係る信託の変更、信託の併合（仮称）又は信託の分割（仮称）がされたことを通知しなければならないものとし、この通知については公告によることも認めるものとする。

＜現行法の関連条文＞ なし

本文について

[結論] 賛成する。

[理由] と、信託行為において受益者に不利な定めを設けることを許容しないとされており、少数受益者を保護する観点から適切である。

仮に第32の2又は第33の2で甲案が採用されたとしても、bに、受益者から信託報酬をうける権利の創設の場合も、追加されているが、受益者から費用等をうける権利の創設と同様、受益者に負担の生ずる場合であり、適切である。

eは、「受益債権の内容の変更」であっても、さらに「受益者間の衡平を害する」ことを要件に加えており、反対する少数派への配慮に欠けていのではないかとも思われるが、「受益債権の内容の変更」という広い概念の中で、保護すべき対象者とすれば、「受益者間の衡平を害する受益債権の内容の変更により損害を受けるおそれがある受益者」と限定することは適切と考えられる。

注1について

[結論] 賛成する。

[理由] 本件の受益権取得請求権の発生は、信託の変更等の決定の方法と連動するものであり、慎重に検討することが望ましい。

注2について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託行為で特別決定事項以外の事項でも受益権取得請求権を付与することを定め置くことは別論にして、法律の規律において、多数決原理に漏れた少数受益者保護の観点から、なお検討することは適切であり、特に、第47（受益者が複数の場合の意思決定方法について）において、多数決に反対する受益者の保護について検討すべきである。

注 3 について

[結論] 賛成する。

[理由] その限定自体が不合理なものとは思われないが，多数決原理に漏れた少數受益者保護の観点から，限定の当否をなお検討することは適切である。

注 4 について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の変更に関して受益者が関与できる場合（例えば，当該信託の変更については受益者の過半数の同意を要するとされた場合）には，信託の変更に賛成した受益者は，受益権取得請求をすることができない旨を明らかにしたものであり，その反面，それ以外の受益者は受益権取得請求をすることができると解される。これまでの検討課題において受益権取得請求をすることのできる「反対受益者」の範囲について，議論がなされてきたが，範囲が明確となり，また，少数受益者の保護にもとることはないので，適切である。

注 5 について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の変更を行おうとしたところ，受益権取得請求に応じていては引当てとなる信託財産が毀損するような場合もあり，このよう場合を念頭において，特別決定事項に係る信託変更等をするに当たっては，変更等に先立って，信託の変更の中止に関する条件を合意又は決定しなければならない，とするのは適切である。

注 6 について

[結論] 賛成する。

[理由] これまで議論されてきたところであり，法的安定性の観点から，検討課題(13)P37～の議論等を参考にして，所要の規定を整備すべきである。

注 7 について

[結論] 賛成する。

[理由] これまでの検討課題(6)P15～及び(13)P37～にて，議論されてきたところであり，受益者に対し受益権取得請求の行使の機会を与える必要性，また，法的安定性の観点から受益権取得請求権の行使期間を限定する場合の期間計算の基準にかかわるところから，適切であり，具体的方法として，多数の受益者の存在を考慮し，公告によることを認めるのも適切である。

第 4 7 受益者が複数の場合の意思決定方法について

1 複数の受益者による意思決定の方法

1 つの信託で複数の受益者がある場合において，別表「受益者の合意を要す

る信託法上の事項」記載の事項（以下「別表記載事項」という。）に関して、受益者による意思決定を要するときは、信託行為の定めにより受益者集会その他の方法で行うことができるものとする。

2 信託行為の定めによる多数決制度の導入

別表記載事項に関しては、原則として、受益者全員の合意を要するものとするが、信託行為の定めにより受益者の多数決をもって意思決定をすることを認めるものとする。

3 受益者集会に関する規律

(1) 受益者集会の招集

ア 受益者集会は、受託者又は受託者監督人（仮称）が招集するものとする。

イ 受益者は、受益者集会の招集権者に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができるものとする。

ウ 受益者集会は、必要があると認められる場合に隨時招集するものとする。

(2) 議決権の数・受益者集会の決議

ア 受益者は、その所有する受益権の個数に応じた議決権を有するものとする。

イ 受益者集会の決議については、原則として、普通決議（議決権総数の過半数又は信託行為の定める議決権の数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の過半数をもって行う決議をいう。）によるものとする。

(3) 受益者集会の決議の効力

受益者集会の決議は、すべての受益者に対して効力が及ぶものとする。

(4) 受益者集会に要した費用の負担

受益者集会に要した費用は、信託財産をもって支出するものとする。

(5) 任意規定

（1）から（4）までにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

（注1）受益者集会の招集手続に関して、所要の規定（受益者に対する招集通知、受益者提案権、招集手続の省略等）を整備するものとする。

（注2）別表記載事項の中には、受益者の利害に深く関連するものがあると考えられることから、このような事項に係る決議については、特別決議（議決権総数の過半数又は信託行為の定める議決権の数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議をいうものとする。）によるものとし、その範囲については、なお検討するものとする。

（注3）議決権の行使について、所要の規定（議決権の代理行使、書面等による議決権の行使、議決権の不統一行使等）を整備するものとする。

（注4）受益者集会の議長、議事録、利害関係人の受益者集会への出席その他所

要の規定を整備するものとする。
 <現行法の関連条文> 別表「受益者の合意を要する信託法上の事項」の「現行法の関連規定」参照

(別表)「受益者の合意を要する信託法上の事項」

	権利の内容	現行法の関連規定
1	受託者の解任の合意権	なし
2	受託者の辞任に対する承諾権	第43条
3	受託者の選任の合意権	なし
4	受託者監督人(仮称)の解任の合意権	なし
5	受託者監督人(仮称)の辞任に対する承諾権	なし
6	受益者代理(仮称)の解任の合意権	なし
7	受益者代理(仮称)の辞任に対する承諾権	なし
8	信託の変更の合意権	なし
9	信託の併合(仮称)の合意権	なし
10	信託の分割(仮称)の合意権	なし
11	信託の終了の合意権	第57条
12	受託者の責任の全部又は一部の免除の合意権	なし
13	忠実義務違反行為等の承認権	なし

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者複数の信託においては、受益者による意思決定につき、当該信託に適する意思決定方法を選択させるのが合理的であり、信託行為によって意思決定方法を定めることを認めるべきである。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者による意思決定は全員の合意を原則とするものの、受益者が多数にのぼる場合に、全受益者の合意を得ることは容易ではなく、円滑な意思決定を阻害することにもなりかねず、かえって信託事務処理を停滞させるおそれもあるので、受益者複数の場合の意思決定方法として多数決制を導入することは合理的であり妥当である。

3(1)について

[結論] いずれも賛成する。

但し、イについては受益者代理にも招集請求権を認めるべきである。

[理由] ア 信託事務を処理するのは受託者であるので受託者に受益者集会の招集権を認めるのは当然であるが、それにとどまらず受益者の利益を保護す

るために受益者に代わって受託者を監督する地位にある受託者監督人にも受益者集会の招集権を認めるのが受益者監督人を設ける制度の趣旨にも合致し，妥当である。

イ 受益者の利害にかかわる事項の決定に関し，受益者に招集請求権を認めるのは当然のことである。また，受益者に代わり受益者の利益のために，受益者の権利を行使する受益者代理にも招集請求権を認めることが受益者の利益保護に資する。

ウ 意思決定の必要の有無にかかわらず，定期的に受益者集会を招集することは無意味であり，必要に応じて隨時招集できれば必要にして十分である。

3 (2)について

[結論] いずれも賛成する。

但し，アの「受益権の個数」は客観的，かつ画一的な基準により算定しうることが前提とされるべきである。

[理由] ア 各受益権の内容が同一であるか，画一的な基準により各受益者の受益権の個数が算定されるのであれば，受益権の個数に応じて議決権を付与するのが公平であり妥当であるが，受益権の内容が異なるような場合には，異なる受益権ごとに1個の議決権を付与することは，受益者間の公平を失すことになる。1つの信託に内容の異なる数種類の受益権が存在するような場合には，各種類毎に同一の基準で議決権を付与し，会社更生手続にあるように各受益権の種類毎に決議するなど受益者間の実質的公平が図られるような配慮が必要である（受益権の内容が種々雑多で類型化すらできない場合には受益者毎に1個の受益権を付与すべき場合もあると考える）。

イ 多数決制を採用する場合において普通決議を原則とするのが合理的である。

3 (3)～(5)について

[結論] いずれも賛成する。

[理由] (3) 多数決制を導入する以上，その決議の効果がすべての受益者に及ぶことは当然である。

(4) 受益者の意思決定にかかる費用は信託事務処理に要する費用の一つであり，信託財産から支出するのが妥当である。

(5) (1)～(4)を任意規定とし，信託行為をもって自由に定めうるとすることは信託の本質から妥当である。

(注1)(注3)(注4)について

[結論] いずれも賛成する。

但し，(注1)については，受益者による招集請求に対して招集権者が受益者集会等を招集しない場合に受益者がとりうる措置についても規定を設

けるべきである。

[理由] 受益者集会や多数決制を採用する場合には、その手続の公平を担保する必要があり、(注1)(注3)(注4)のような手続規定の整備は不可欠である。

また、受益者に受益者集会等の招集請求権を付与したことの実効性を確保するため、招集権者が招集請求を受けてこれを誠実に履行しない場合に受益者がとりうる措置についても整備すべきである。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者の利害に深くかかわる事項の意思決定について、決議要件を加重し、慎重を期すことは少数受益者の保護の点からも妥当である。

[問題点] 多数決に反対する受益者の利益保護の措置についても規定すべきである。

受益権買取請求権(第46)には「損害を受けるおそれ」という要件もあり、反対受益者の利益保護として十分とはいえない。とくに受益権に譲渡制限がある場合などは反対受益者の利益保護が困難となる。

第48 受益権の譲渡について

1 受益権の譲渡性

- (1) 受益者は、その有する受益権を譲渡することができるものとする。ただし、その性質に反するときは、この限りでないものとする。
- (2) (1)は、信託行為において別段の定めをした場合には、適用しないものとする。ただし、善意の第三者に対抗することができないものとする。

2 受益権の譲渡の対抗要件

- (1) 受益権の譲渡は、受益権の譲渡をした者がこれを受託者に通知し、又は受託者がこれを承諾しなければ、受託者その他の第三者に対抗することができないものとする。
- (2) (1)の通知及び承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、これを受託者以外の第三者に対抗することができないものとする。

3 受益権の譲渡における受託者の抗弁

受託者は、(1)の通知又は承諾があるまでに受益権の譲渡をした者に対して生じた事由をもって受益権の譲渡を受けた者に対抗することができるものとする。

(注) 受益権の譲渡があった場合における受益者に対する補償請求権及び報酬請求権の取扱いについては、これらの権利の位置付けをどのようなものと整理するか(第32の2及び第33の2(2)参照)を踏まえ、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 賛成である。但し、異議を留めない承諾については、債権譲渡と同じ効力を付与すべきである。

[理由] 受益権の譲渡があった場合における補償請求権及び報酬請求権の取扱いについては、補償請求権（第32）および報酬請求権（第33）について乙案を採用すれば、補償請求権および報酬請求権は受益権の内容ではなく、別個の契約において定められるものであるから、特に規定する必要はないと考える。

受益権は原則として譲渡できるものであることから、これを明文化することには賛成であり、補償請求権に乙案を採用すれば権利性のみを有するので、受託者の承諾は不要と考える。

また、受益権の基本は債権と考えられるから、譲渡の対抗要件は債権譲渡と同様とすることには賛成であるが、異議を留めない承諾には、同様の理由から債権譲渡の場合と同じ効力を付与すべきである。

第49 受益権の放棄について

1 第32の2（受益者から費用等の補償を受ける権利）又は第33の2(2)（受益者から信託報酬を受ける権利）で甲案を採用した場合

(1) 受益権の放棄及びその例外

受益者は、受益権を放棄することができるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでないものとする。

【甲案】

受益者が、受託者に対し、受益権を放棄しない旨の意思表示をしたとき。

【乙案】

a 信託行為に別段の定めがあるとき（ただし、信託行為の定めにより受益者として指定された第三者が受益権を放棄できない旨の定めを置くことは許されないものとする。）。

b 受益者が、受託者に対し、受益権を放棄しない旨の意思表示をしたとき。

(2) 受益権の放棄の効果

a 受益者（信託行為の定めにより受益者として指定された第三者を除く。）は、放棄の時点以前に生じた原因に基づく責任を免れないものとする。

ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

b 信託行為の定めにより受益者として指定された第三者が受益権を放棄した場合にあっては、当該第三者は、当初から受益権を取得しなかったものとみなすものとする。

2 第32の2及び第33の2(2)で乙案を採用した場合

信託行為の定めにより受益者として指定された第三者は、受益権を放棄することができるものとする。この場合において、受益権を放棄した第三者は、当初から受益権を取得しなかったものとみなすものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第36条第3項

[結論] 第32の2及び第32の(2)で乙案を採用した場合として賛成である。

[理由] 乙案を採用すれば、受益権に債務は含まれないこととなり、この関係での権利放棄の規定の必要はないことになる。しかし、提案理由にあるように、受益者として指定されても受益の意思表示をすることなく利益を享受することとなるため、受益を強制されないように、権利放棄の規定を定めることは必要であり、同目的を達成するための放棄の効果として当初から受益権を取得しなかったものとみなすとしておく必要があると考えられるからである。

第50 受益債権についての物的有限責任について

受益債権に係る債務については、受託者は、信託財産のみをもってその履行の責めに任ずるものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第19条

[結論] 賛成する。

但し、「受益債権に係る債務」という文言は、その意味が不明確であるので、定義規定を入れるか、補足説明126頁の「受託者が信託行為により受益者に対して負担する信託財産の給付債務」のようにその意味が明確な文言に改めるべきである。

[理由] 受益債権は、信託行為の定めに従い、信託財産から一定の給付を受ける権利であるから、その責任財産を信託財産に限定することも何ら不合理ではない。

現行法19条と同趣旨の規定であるが、現行法19条の「信託財産ノ限度ニ於テノミ」という文言を「信託財産のみをもって」と改めることで物的有限責任をより明確に規定するもので、文言としても妥当である。

第51 受益債権と信託債権との優先劣後関係について

受益債権と信託債権との優先劣後関係については、次のとおりとするものとす

る。

【甲案】

受益債権は信託債権に劣後するものとする。

【乙案】

同順位とするものとする。

(注) 乙案を採用した場合においても、信託行為等によってする受益債権の劣後特約が一律に効力を有しないことにはならないことを前提としている。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 甲案に賛成する。ただし、既発生かつ履行済みの受益債権については、優先劣後関係を問題とすべきではない。

[理由] 受益債権とは、補足説明126頁の「受託者が信託行為により受益者に対して負担する信託財産の給付債務に係る債権」とされている。理論上の問題はあるが、信託債権は、信託事務処理に基づいて生じた債権であり、信託財産の価値の維持、増加を目的として行った行為の中で生じたものと理解されるので、信託財産からの分配を受ける受益債権よりも優先するものと理解するのが、衡平にかなう。

なお、既発生かつ履行済みの受益債権について優先劣後関係を問題とすると、受益者からの取り戻しの問題などが生じ、法的安定性を害するので、既発生かつ履行済みの受益債権についてまで、信託債権の優先性を認めるべきではない。

[問題点] 次のような意見があることを付記する。

(1) 受益債権は信託債権に劣後するとか、同順位とすると規定して、その実際上の適用場面は、受益債権による差押えと信託債権による差押えとが競合した場合のほか、どのような意味があるのかよくわからない。甲案によった場合、受託者は、信託債権の支払が不能であるときは、受益債権の弁済をしてはならないとの法的効果も生じる趣旨か。仮に、そのような趣旨を含むのであれば、会社法における配当規制と同様の形式での規定ぶりにすべきではないか。なお、上記問題提起は、信託の清算局面において受益債権（ただし、残余財産の分配を内容とする受益債権）が劣後することは甲案及び乙案共通の前提であるとの補足説明であり、清算局面以外の局面についての問題提起である。

(2) 仮に、甲案が採用され、かつ、甲案は、受託者は、信託債権の支払が不能であるときは、受益債権の弁済をしてはならないとの法的効果も生じる趣旨であるした場合、あるいは、会社法における配当規制と類似した規定を設けるとした場合において、有限責任信託でない信託のときは、信託債権の責任財産として受託者の固有財産が含まれることになる反面、同受

託者の固有財産は受託者固有財産に帰属する債務の責任財産でもあることから，受益債権の信託債権に対する劣後性のほか，間接的に受益債権の受託者固有財産に帰属する債権に対する劣後性をも考慮する必要があるのでないか。なお，会社法における配当規制と類似した規定を設ける場合において，信託債権の責任財産として受託者固有財産が含まれることを取りあえず無視して，信託財産のみを基準とした会社法における配当規制と類似した規定を設けることはどうか。

第52 受益債権等の消滅時効について

1 受益債権の消滅時効等

- (1) 受益債権の消滅時効は，他の法令の債権に係る消滅時効に関する規定に従うものとするが，受益者が受益者として指定されたことを知った後でなければ，受益債権の消滅時効は進行しないものとする。
- (2) 受託者は受益債権の消滅時効を援用することができないものとするが（第19参照），時効期間の経過後において，受益者に対して受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し，かつ，当該期間内に受益者から履行の請求を受けなかったときは，この限りでないものとする。
- (3) 受益者の所在が時効期間の経過時において不明である場合その他(2)の通知をしなかったことについて正当な理由がある場合にも，受益債権の消滅時効を援用することができるものとする。
- (4) 受益債権については20年の除斥期間を設けるものとし，受益債権を行使することができる時をその起算点とするものとする。

2 残余財産に関する権利の消滅時効等

信託財産の帰属権利者（第58の4(1)a参照）が受託者に対して有する残余財産に関する権利についても，1と同様に取り扱うものとする。

＜現行法の関連条文＞ なし

[結論] 賛成する。但し，1(2)については，通知だけでなく権利行使の催告も必要とすべきである。

[理由] 起算点を債権者の知・不知にからしめることによる法的不安定に対しては，詐害行為取消権（民法第426条），不法行為（民法第724条），相続回復請求権（民法第884条）におけるのと同様に，20年の除斥期間を設けることにより対処しており，適当といえる。

但し，消滅時効援用にあたっての受益者への通知の手続きは，効果として権利放棄を擬制するようなものであるから，通知だけでなく権利行使の催告も必要とすべきである。

第53 私益信託における委託者の権利義務等について

1 委託者の権利義務

私益信託における委託者の信託法上の権利義務は、信託行為に別段の定めがない限り、次のとおりとするものとする。

- a 信託の監視・監督的権能については、受託者、受託者監督人（仮称）等の選任、解任及び辞任に関する権利並びに利害関係人一般に認められる権利を除き、委託者には、付与しないものとする。
- b 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更、併合（仮称）若しくは分割（仮称）又は信託の終了については、委託者の同意を要しないものとする。
- c 委託者は法定帰属権利者（第58の4(2)参照）となるものとする。

2 委託者の地位の移転

委託者の地位については、他の委託者、受益者及び受託者の同意を得て移転することを妨げないものとする。

（注1）1について信託行為に別段の定めがあるときは、

- ・ aの各権利以外の信託の監視・監督的権能を委託者に留保し、又は上記の各権利を放棄させること
- ・ 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更等又は信託の終了についても委託者の同意を要するものとすること、及び信託の目的に反する信託の変更等又は信託の終了であっても委託者の同意を要しないものとすること
- ・ 第三者を帰属権利者に指定すること

ができるものとする。

（注2）裁判所に対する請求により、信託の変更、併合、分割又は終了をすることができるものとする場合には、その請求権を委託者にも認めるものとする（第54から第57まで参照）。

（注3）1については、別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」参照。

＜現行法の関連条文＞ 別表「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」の「現行法上の根拠規定」欄参照

（別表）「私益信託における委託者の権利義務の取扱い」

種別	権利の内容	現行法上の根拠規定	別段の定めがない場合
----	-------	-----------	------------

				の権利の存否
1	信託の監視・監督的機能	受託者の固有債権者からの強制執行等に対する異議申立権	第16条第2項	×
2		任務違反等に係る受託者に対する損失てん補等請求権	第27条・第29条	×
3		帳簿等の閲覧等請求権	第40条第2項	×
4		受託者に対する説明請求権	第40条第2項	×
5		いわゆる利益吐き出し責任の追及権	なし	×
6		受託者の違法行為の差止請求権	なし	×
7		検査役選任請求権	第41条第2項	×
8		受託者の解任の合意権（委託者及び受益者の合意）	なし	
9		裁判所に対する受託者の解任請求権	第47条	
10		受託者の辞任に対する承諾権	第43条	
11		受託者の選任の合意権（委託者及び受益者の合意）	なし	
12		破産管財人による信託財産の処分行為等の差止請求権	なし	×
13		裁判所に対する信託財産管理人等の解任請求権	なし	
14		裁判所に対する受託者監督人（仮称）の解任請求権	なし	
15		裁判所に対する受益者代理（仮称）の解任請求権	なし	
16	17以下は利害関係人としての権限	受益者名簿の閲覧等請求権	なし	×
17		受託者の職務の引受けの催告権	なし	
18		裁判所に対する信託管理人の選任請求権	第8条	
19		裁判所に対する信託管理人の解任請求権	なし	
20		裁判所に対する受託者監督人（仮称）の選任請求権	なし	
21		信託財産に関する書類の閲覧等請求権	第40条第1項	
22		裁判所に対する受託者の選任請求権	第49条第1項・第2項	
23		裁判所に対する信託財産管理人等の選任請求権	第48条	
24	信託の基礎的な変更に関する権利	信託の変更（信託目的に反するもの）の合意権	なし	
25		信託の変更（信託目的に反しないもの）の合意権	なし	×
26		裁判所に対する信託の変更請求権	第23条	
27		信託の併合（仮称）（信託目的に反するもの）の合意権	なし	
28		信託の併合（仮称）（信託目的に反しないもの）の合意権	なし	×
29		裁判所に対する信託の併合（仮称）請求権	なし	
30		信託の分割（仮称）（信託目的に反するもの）の合意権	なし	
31		信託の分割（仮称）（信託目的に反しないもの）の合意権	なし	×
32		裁判所に対する信託の分割（仮称）請求権	なし	
33		信託の終了の合意権（委託者及び受益者の合意）	第57条	
34		裁判所に対する信託の終了請求権	なし	
35	法律行為の当事者とし	報酬支払義務	第35条（解釈上）	×

36	ての権利・義務	信託契約の無効・取消し	なし	
37	財産出捐者としての地位	信託終了時に帰属権利者が存しない場合における信託財産の帰属	第62条	

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 委託者と受益者の意見対立を回避し, 信託に係る法律関係を簡明にすべきである一方で, 委託者は信託を設定するものとして信託に対する監視・監督機能は留保されるべきであるから, 委託者には, 受託者ないし受益者監督人の選任, 解任, 辞任に関する権利及び利害関係人に認められる権利や, 信託の目的に反しないことが明らかではない信託の変更, 併合, 分割又は信託の終了に関する同意という必要最小限度の権限のみをデフォルトルールとして認めることとし, (注1) 及び (注2) のとおり信託行為においてこれらの委託者の権限を限定したり, 追加したりできるとする要綱試案に賛成する。また, 信託終了時に指定帰属権利者が存しない場合に委託者を法定帰属権利者とする点についても, 賛成する。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 委託者の上記の地位は, 合併その他の包括承継において承継される財産的地位であるから, 移転することができると解すべきである。信託行為が個人的信頼関係に基づくといつても, 直ちに委託者の地位が一身専属的であって移転もできないとの帰結にはならない。

ただし, 信託行為が個人的信頼関係に基づくものであることに鑑み, 他の委託者, 受益者及び受託者の同意を得た場合に, 委託者の地位を移転することができるとする要綱試案に賛成である。なお, 原則として委託者の地位の移転に受益者ないし受託者の同意を要するとしても, これはデフォルトルールであり, 信託行為によって, これらの同意なくして委託者の地位を移転できるとする余地も残すべきであり, この点も明記すべきである。

(注3)について

[結論] 別表に列挙される権利については異論はないが, 「合意権」との表現には違和感がある。

[理由] 受託者の解任など, 複数の当事者の合意があればなしうる行為が複数あるが, かかる権限をについて, 合意という言葉に対して「合意権」の表現は馴染まないのでないか。

第54 信託の変更について

1 信託の変更の要件

信託の変更（第55及び第56に該当するものを除く。以下この第54において同じ。）は、委託者、受益者及び受託者の合意により行うことができるものとする。

2 1の例外

1の例外として、下記の趣旨の規定を整備するものとする。

(1) 次のa又はbに掲げる要件を満たすときは、それぞれa又はbに定めるものにより信託を変更することができるものとする。この場合において、受託者は、aに定めるところにより信託の変更がされたときは委託者に対し、bに定めるところにより信託の変更がされたときは委託者及び受益者に対し、変更された内容を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。

a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受益者及び受託者の合意

b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の決定

(2) 次のa又はbに掲げる要件を満たすときは、それぞれa又はbに定める者は、受託者に対して、信託の変更を請求することができるものとする。この場合において、bに定める者が受託者に対して信託の変更を請求したときは、受託者は、委託者に対し、変更された内容を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。

a 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

b 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者

3 1及び2の例外

1及び2にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 裁判所に対する変更の請求（ ）

信託行為の当時予見することができない特別の事情が生じた場合における裁判所に対する変更の請求については、次のとおりとするものとする。

(1) 【甲案】

信託行為の当時予見することのできない特別の事情によって信託財産の管理方法が信託の目的に適合しなくなることとなったときは、委託者、受益者又は受託者は、その変更を裁判所に請求することができるものとする。

【乙案】

信託行為の当時予見することのできない特別の事情が生じた場合においては、委託者、受益者又は受託者は、信託財産の管理方法の変更に限定することなく、より広い範囲の信託の変更を裁判所に請求することができるものとする。

(2) (1)は、(1)により変更された信託行為について準用するものとする。

(注1) 2(2)の請求は形成的効果を生じさせるものであり、2の請求がされた場合において、信託の変更は、請求に係る通知が受託者に到達した時に、その効力を生じるものとする。

(注2) 3の信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について、制限を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

なお、3の信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について制限を設けることとする場合には、いわゆる合同運用の信託において、各信託の受益者の多数決によって信託の変更をすることが一定の範囲で制限されることになる。

(注3) 4において乙案を採用した場合には、裁判所に変更を請求することができる事項(例えば、受益債権の変更に係るものを除くこととするなど)、裁判所に請求するための要件(例えば、緊急性の要件を設定するなど)等について、なお検討するものとする。

(注4) 4において乙案を採用した場合には、当事者は、必ず変更内容を提示して請求をしなければならないこととし、裁判所が行う判断は、提示された内容の許可・不許可だけであり、内容が合理的ではないと判断した場合においても、裁判所が職権で変更することまでは要求されないとすることが合理的であると考えられるがどうか。

<現行法の関連条文> 第23条

[結論] 賛成する。ただし、3については2(1)の受益者の通知受領権を制限するような例外を設けることには反対し、(1)については、乙案に賛成する。

[理由] 2について

変更合意の当事者に受託者を含めることないし信託の変更の可否について受託者の利益を考慮することについては異論もあるが、受託者が信託契約の当事者であることや、信託事務遂行における受託者の重要性に鑑み、その意思を無視するべきではない。

また、上記のように受託者の立場を考慮したとしても、委託者及び受益者はいつでも受託者を解任できるのであるから、委託者及び受益者の利益を害することもない。

3について

信託行為の別段の定めにより変更することができる事項の範囲について、受益者の通知受領権を侵害するような例外を設けることには反対する。第45で述べたように、受益者にとって重大な影響を及ぼす事項に関わる情報受領権であるから、信託行為の定めによる制限を認めることは相当で

はない。

その余については制限を設ける必要はないと考える（注2）。一般的の法律行為同様，要綱試案の他の強行規律による規制，あるいは他の法律による規制に委ねればよいと考えられる。

4について

必要性〔緊急性も含む。なお，変更の必要性は，決定の当然の前提であるから特に要件として定める必要はない（注3）〕があり，かつ，複雑な形成作用を裁判所に要求しない限り〔すなわち，申立てを行う当事者は，必ず変更内容を提示して申立てをしなければならないこととし，裁判所が行う判断は，提示された内容の許可・不許可だけとする（注4）〕，裁判所に変更を請求することができるとする 것을否定する理由はない。

なお，裁判所に変更を請求することができる事項を限定する必要もないと考える（注3）。例えば，受益債権の変更が信託の目的に適うと判断することができなければ，裁判所は申立を不許可にすればよいだけだからである。

第55 信託の併合（仮称）について

1 定義

「信託の併合」（仮称）とは，2に定めるところに従い，同一の受託者に係る複数の信託の信託財産を一の新たな信託における信託財産とすることをいう。

2 信託の併合（仮称）手続

- (1) 受託者は，信託の併合（仮称）をするには，一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。
- (2) 第54（2(2)を除く。）は，信託の併合（仮称）について準用するものとする。
- (3) 受託者は，信託の併合（仮称）がされる前に，信託財産について信託前の原因によって生じた債権又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた債権を有する者に対し，信託の併合（仮称）に異議があれば一定の期間（1月を下回ってはならないものとする。）内に述べるべき旨を官報に掲載して公告し，かつ，債権者（信託財産のみを責任財産とする債権を有する者に限る。）であって知れているものに対しては各別にこれを催告しなければならないこと等を内容とする債権者保護手続を設けるものとする。
- (4) (3)にかかわらず，信託の併合（仮称）をしても債権者を害するおそれのないことが明らかである場合には，(3)の手続を要しないものとする。
- (5) 信託の併合（仮称）がされる前に信託財産について信託前の原因によって

生じた権利又は第12の1の(2)から(4)までに規定する受託者の行為により生じた権利を有する者は、信託の併合（仮称）がされた後においては、新たな信託行為における信託財産に対し強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。

（注1）(1)の一定の事項としては、例えば、

- a 信託の併合（仮称）をする理由
- b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
- c 他の信託行為の内容
- d 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
- e 信託の併合（仮称）をする時期
- f 信託行為及び他の信託行為に係る信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項

を規定することが考えられる。

（注2）(3)の債権者保護手続においては、債権者が(3)の期間内に異議を述べなかったときは、信託の併合（仮称）を承認したものとみなすこととし、債権者が異議を述べたときは、信託の併合（仮称）をしても異議を述べた当該債権者を害するおそれがないことを証明しない限り、受託者は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 賛成する。

[理由] 商法(会社の合併)の規定とも整合し、妥当である。

信託の併合は、信託の変更の一形態であること、信託事務処理の方法などの変更を伴うことなどから、基本的に信託変更の手続（第54）の規律を準用することも妥当である。

第56 信託の分割（仮称）について

1 定義

- (1) 「新規信託分割」（仮称）とは、2に定めるところに従い、信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託における信託財産とすることをいう。
- (2) 「吸収信託分割」（仮称）とは、3に定めるところに従い、信託に係る信

託財産の一部を受託者を同一とする他の信託における信託財産の一部とする
ことをいう。

2 新規信託分割（仮称）の手続

- (1) 受託者は、新規信託分割（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第54（2）（2）を除く。）は、新規信託分割（仮称）について準用するものとする。
- (3) 新規信託分割（仮称）がされる前に信託財産について信託前の原因によつて生じた権利又は第12の1の（2）から（4）までに規定する受託者の行為により生じた権利を有する者は、新規信託分割（仮称）がされた後においては、新たな信託行為に係る信託財産に対しても強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。

3 吸収信託分割（仮称）の手続

- (1) 吸収信託分割（仮称）をするには、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 受託者にあっては、第55の2の（3）の債権者保護手続をしなければならないものとする。この場合において、第55の2の（4）を準用するものとする。
- (3) 2の（2）及び（3）の規定は、吸収信託分割（仮称）について準用するものとする。

（注1）2（1）の一定の事項としては、例えば、

- a 新規信託分割（仮称）をする理由
- b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
- c 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内容及びその価額
- d 新規信託分割（仮称）をする時期
- e 信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項を規定するこ
とが考えられる。

（注2）3（1）の一定の事項としては、例えば、

- a 吸収信託分割（仮称）をする理由
- b 新たな信託行為における受益権の内容が従前の信託行為における受益権の内容と異なるときは、その旨及び理由
- c 他の信託行為の内容
- d 受益者に対して金銭その他の資産を交付するときは、当該資産の内
容及びその価額
- e 吸収信託分割（仮称）をする時期

f 信託行為及び他の信託行為に係る信託財産の収支その他の信託財産の状況に関する事項

を規定することが考えられる。

(注3) 信託の分割(仮称)に伴い、信託債権の全部又は一部が、新たな信託行為に係る信託財産に属する債務に係る債権となり、従来の信託行為に係る信託財産に属する債務に係る債権とならないこととするための債権者保護手続を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 「新規信託分割」(仮称)は、受託者が、受益者である幼少の兄弟が将来において事業を始めた場合の資産として信託財産を管理していたところ兄弟が成人したものとの仲違いをし1つの信託財産として運用してもらうのは煩わしいと兄弟が判断する場合等に、「吸收信託分割」(仮称)は、一方の年金信託を分割して他方の年金信託と併合する場合等に、それぞれ必要と思われる。現行法では、「信託行為の変更」と「信託財産の分割」との手法しかなかったところ、実態に即した手法としての定義規定がなされることとなり、適切である。また、検討課題では「単純信託分割」(仮称)とされていた仮称を「新規信託分割」(仮称)と変更しているが、実態に即し、また会社法制の表現とも類似し理解しやすく適切である。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 「信託の分割」も信託行為の変更の一形態であることから、信託行為の変更に関する規律(第54の1, 2(1), 3, 4)を準用しており、適切である。

なお、準用が除かれている第54の2(2)は、(注1)で、その「請求は形成的効果を生じさせるものであり、2の請求がされた場合において、信託の変更は、請求に係る通知が受託者に到達したときに、その効力を生じるものとする。」とされており、「信託の分割」において「準用」しないのは適切である。

3について

[結論] 賛成する。

[理由] 上記2以外の点では、(2)において、吸收信託分割の場合には、既に存する信託財産間で一部移転が行われる点において、信託の併合の要素が含まれてあり、信託の併合の場合と同様に、分割前の双方の信託財産に対する債権者に対して債権者保護手続きとその一定の例外を規定しており、適

切である。

(注1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の併合(第55)と同様の趣旨から,適切である。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の併合(第55)と同様の趣旨から,適切である。

なお, c, fが, (注1)と異なるが, 吸収信託分割の場合, 既存の信託行為が複数存在しており, 相手方の信託の内容, また, 自らの信託及び相手方の信託の状況を明らかにする必要があり, 適切である。

(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 「信託によっては, 複数の先から借り入れを行っている信託, 多数のスワップ契約を締結している場合も想定され, 信託債権者を信託財産によって切り分けるニーズも想定され, ニーズとの兼ね合いでなお検討する」ものとされている(検討課題(6)第59)。ニーズ自体は強調されるべきではなく, 信託の法制度のバランスから検討されるべきと考えるが, なお検討すること自体は賛成である。

第57 信託の終了事由等について

1 信託の終了事由

信託の終了事由は, 次のとおりとするものとする。ただし, b及びeについては, 信託行為に別段の定めがあるときは, その定めに従うものとする。

- a 信託の目的を達成したとき又は信託の目的の達成が不能になったとき。
- b 委託者及び受益者が共同して, 受託者に対して信託の終了を請求したとき。
- c 信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により, 信託を継続することが信託の本旨に適合しないこととなった場合において, 裁判所が, 委託者, 受益者又は受託者の請求により, 信託の終了を命じたとき。()
- d 受託者が受益権の全部を固有財産で取得した場合において, 当該受託者が受益者と受託者を兼ねる状態を解消するのに必要な期間を超えて, 受益権の全部を保有していたとき。
- e 受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま, 1年を経過したとき。
- f 他の規定又は信託行為に定める終了事由が生じたとき。

2 受託者の損害賠償請求権

1 b の請求が、受託者に不利な時期になされたときは、受託者は、損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。

(注1) 信託の設定が公益的見地から容認し難い目的をもってされたときなどにおいては、対処の方法として、新たな規定（例えば会社法第824条参照）を設けることとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注2) 1 e に関連して、受託者の一部が欠け、その任務を他の受託者が承継せず、かつ、新受託者が就任しない場合の取扱いについては、なお検討するものとする。

(注3) 信託の終了事由の対抗については、民法第655条を参考に規定を整備するものとするか、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> 第9条、第56条から第60条まで

1について

[結論] aないし fについていずれも賛成する。ただし、a, c, d, e, fについては、信託の終了について争いがある場合、訴訟手続上、誰と誰が信託の終了を争うことになるのか、判決効を当事者以外の第三者に及ぼすかどうかなどの規律の検討を要する。eについては、「1年」という期間が適切なものかどうか、検討を要する。

[理由] 「信託の終了」の概念について、現行法では「清算の終了」も含まれている（65条）ので、両者の区別を図り、かつ、「信託の解除」について、現行法では遡及効がない旨の規定（60条）があるが、もともと民法とは異なる概念であることから、「信託の終了」という表現をとったうえで、整理されている。

aは、現行法56条の終了事由と同じある。ところで、信託の終了について、委託者、受益者、受託者、信託債権者間で争いがある場合の訴訟手続上の措置について検討を要する。

bは、現行法57条（委託者の解除による終了規定）やその類推解釈を明文化したものである。

cは、現行法58条を整理したもので、その要件は、現行法よりも厳しいが、信託の継続に利益を有する者と、終了に利益を有する者との利害ができる要請との調整弁としては、妥当であろう。申立権者を委託者、受益者、又は受託者に絞っていることも妥当と理解される。

ところで、委託者、受益者、又は受託者のいずれかが裁判所に申し立てたときの相手方は受託者のみにするのか、あるいは、委託者、受益者、又は受託者なども相手方になるのか、訴訟手続上の規律の整備を要する。

dは、第5と同様、受託者を監督すべき受益者が存在しないような信託

は終了させるべきである観点から妥当である。ところで、信託の終了について、委託者、受託者（＝受益者）、信託債権者間で争いがある場合の訴訟手続上の措置について検討を要する。

eは、受託者の長期不在の信託は終了させるべきである観点から明確化を図ることは妥当である。ところで、信託の終了について、委託者、受益者、信託債権者間で争いがある場合の訴訟手続上の措置について検討を要する。また、「1年」という期間は、受託者の長期不在の期間としては適切かどうか、信託財産管理人が選任された場合はその任務終了事由との兼ね合い、信託財産管理人すら選任されない場合は信託財産をいつまで放置して良いのか、放置状態を解消するにあたり終了すれば裁判所が職権で清算受託者を選任できるとすべきかどうかなどの事項が検討されるべきである。

fは、現行法56条の終了事由と同じである。信託の終了について争いがある場合の訴訟手続上の措置について、同様に検討を要する。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法57条で準用されている民法651条第2項と同趣旨であり、妥当である。

（注1）について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の設定が公益的見地から容認し難い目的をもってされたときなどは、会社法824条や信託財産に対する保全処分（会社法825条）と同様の趣旨の規定を設けるべきである。

（注2）について

[結論] 賛成する。

[理由] 欠けた受託者の権限が法律上当然に他の受託者に承継されるとするならば、受託者の一部が欠けたことによって信託が終了するに至ることはないが、職務分掌の定めのある受託者が欠けた場合等に、他の受託者にその権限の承継を拒絶する余地を認めるならば、1eのごとく一定期間の経過しても新受託者が選任されないことによって信託が終了するものとする必要性が生じる。

(注2)の想定は、第34の(注2)の考え方と合わない。(注2)の想定は欠けた受託者の権限が法律上当然に他の受託者に承継される訳ではないと理解されるが、このような理解のもとでは、欠けた受託者の任務を信託財産管理人が行うことになるが、いつまでも信託財産管理人に任務を行わせることは適当でないので、信託自体を終了させるのか、あるいは、継続させるのかについて、1eや第42の(注5)信託財産管理人の任務終了事由と絡めて考慮すべきである。

(注3)について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の終了事由の対抗については、民法655条が参考になるが、信託の終了を争うことができる者は誰なのか等を念頭に対抗要件も検討すべきではないかと思料される

第58 信託の清算について

1 清算目的の信託

信託の終了事由（第57参照）が生じた場合においても、信託は、清算のため、清算事務の結了に至るまで、なお存続するものとみなすものとする。

2 清算受託者の職務

(1) 信託の終了事由が生じた以後の受託者（以下「清算受託者」という。）の職務は、次のとおりとするものとする。

a 現務の結了

b 信託財産に属する債権の取立て及び信託財産に属する債務の弁済

c 帰属権利者等（4(2)参照）に対する残余財産（bの債務の弁済後に残存する信託財産をいう。以下同じ。）の引渡し

(2) 清算受託者は、信託の清算を達成するために必要な一切の行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 帰属権利者等への残余財産の給付の制限

清算受託者は、信託財産に属する債務の弁済をした後でなければ、帰属権利者等（4(2)参照）に残余財産を引き渡すことができないものとする。ただし、当該弁済に必要な財産を留保したときは、その余の財産を引き渡すことができるものとする。

4 残余財産の帰属

(1) 残余財産は、信託行為において次に掲げる者として指定されたものに帰属するものとする。

a 残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。現行法第62条参照）

b 残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（以下「残余財産受益者」という。）

(2) 帰属権利者若しくは残余財産受益者（以下「帰属権利者等」という。）の指定がない場合又は帰属権利者等の指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合（5(2)、第49参照）には、委託者が帰属権利者に指定されていたものとみなすものとする。

(3) (1)及び(2)により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算

受託者に帰属するものとする。

5 帰属権利者の権利義務等

- (1) 帰属権利者は、信託の終了事由が生じた後は、受益者としての権利義務を有するものとする。
- (2) 帰属権利者の利益の享受及びその権利の放棄については、受益者と同様とするものとする（第43、第49参照）。
- (3) (2)にかかわらず、委託者である帰属権利者は、その権利を放棄することができないものとする。

6 最終計算（ ）

- (1) 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務の最終の計算を行い、受益者及び帰属権利者に対し、その承認を求めなければならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、受益者及び帰属権利者に対する清算受託者の責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、清算受託者に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。
 - a 受益者及び帰属権利者が(1)の計算を承認した場合
 - b (1)の計算の承認を求められた時から1月以内に受益者又は帰属権利者が異議を述べなかった場合

（注）条件付債権等に係る債務の弁済については会社法第662条を、信託財産の競売については商法第524条を参考に、それぞれ所要の規定を整備するものとする。

<現行法の関連条文> 第61条から第65条まで

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 清算中の会社が、清算目的の範囲内において、清算の結了するまで存続するとみなされる（会社法476条、645条）のと同様の趣旨で、信託の清算において当然の定めである。

2について

[結論] 賛成する。

但し、清算受託者については、裁判所による職権選任の規定を設けるべきである。

[理由] 信託の清算受託者の職務としては、(1)に掲げられた3項目がその内容となることは、妥当であり、これは、会社の清算人についての会社法481条、649条と同趣旨である。

職務について、そのような限定がされていることが前提であるので、信託財産管理人とは異なり、(2)の「清算を達成するために必要な一切の行為

を行う権限を有する」とすることも、妥当である。

なお、試案では、裁判所による新受託者の選任（第40 2）、裁判所による信託財産管理人の選任（第42 1）のいずれについても、職権による選任を認められていない。それを前提とすると、「信託の終了事由が生じた以後の受託者」である清算受託者について職権による選任の規定を設けないと、「受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま、1年を経過したとき」に該当して信託が終了しても（第57 1 e）、受託者の事務を行うものが存在せず、1年以上その状態が続いたのであるから、その後も、利害関係人から新受託者ないし信託財産管理人の選任の申立がなされない蓋然性がある。

したがって、清算受託者について、裁判所による職権選任の規定を設ける必要がある。（新受託者、信託財産管理者についての職権選任を設けることにより、清算受託者についての職権選任が不要となることはありうる。）

[問題点] 清算受託者の清算事務の遂行について、信託の清算段階に入ると信託財産に関する局面が大きく変わるので、清算前と同様に忠実義務（第19）を負うのか、相殺制限（第14）に服するのかどうか、別途検討すべきである。

3について

[結論] 賛成する。

[理由] 信託の清算において、信託財産に属する債務の弁済が、残余財産の引渡しに優先することは当然である。

なお、信託債権と受益債権の優先劣後関係については、試案第51で、甲案・乙案の2案が呈示され、甲案では信託財産が優先、乙案では同順位とされているが、信託の清算過程では、受益債権が劣後するのは当然であるから、清算についての規定である3においては、その旨を明示するべきである。

4ないし6について

[結論] 賛成する。

[理由] これらは、（注）も含め、信託の清算についての規律として、相當である。

第59 信託財産の破産に関する規律の整備について

新たな信託類型として有限責任信託（仮称）（第66参照）を創設する場合には、信託財産がその債務に比して過少となったときにおける信託に係る債権者の公平弁済を確保するため、相続財産の破産に倣って、信託財産の破産に関する規律を整備するものとする。

(注) 信託財産の破産に関する規律を一般の信託についても整備するものとする
かどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 有限責任信託の類型が設けられる場合、信託財産の破産に関する規律を整備することには、賛成である。

有限責任ではない信託についても、破産に関する規律を整備するべきである。

以上の規律の整備については、倒産法制全体との法体系との整合性や信託財産固有の問題について、パブリックコメントを行うことを含め、相当時間をかけて検討されたい。

[理由]

- 1 有限責任信託においては、会社（合名会社、合資会社を除く）と同様に、信託財産だけが信託債権者に対する責任財産なのであるから、信託財産が倒産状態にあれば、破産に関する規定を設ける必要がある。
- 2 受託者の固有財産も信託債権者に対する責任財産とする一般の信託においても、信託財産が倒産状態になった場合を想定すると、有限責任信託に受託者の人的保証が加わったに過ぎず、受託者の固有財産によって信託債権が満足されるとは限らない。受託者の弁済能力についての信託債権者の見込みがはずれたことをもって、破産という責任財産による公平な弁済の仕組みの利用を拒否することは相当ではない。
- 3 なお、破産に関する規律を整備することは、理念的には信託債権者の利益の保護のために要請されるのであるが、実際には、信託契約の当事者にとってのメリットも無視できない。

信託財産が倒産状態に陥った場合、その清算を自主的に行おうとしても、必ずしも信託債権者の信頼を得られないことが予想される。そのような場合、信託契約の当事者にとっても、受託者が清算を行うのではなく、裁判所の選任した破産管財人が清算を行うという破産手続によって信託財産の清算を行うことにより、自らの責任の有無ないし範囲を明確にすることは望ましいのである。

[意見1]

試案が「信託財産がその債務に比して過少となったときにおける」としていることは、設けられるべき破産制度の破産原因としては、債務超過のみを想定していると思われる。

これについては、反対であり、支払不能及び債務超過を破産原因とすべきである。

まず、債務超過が外部の者にとっては立証困難なことが多く、それのみが

破産原因であれば、債権者が申立をすることは实际上困難であるという批判は、既に、相続財産の破産についても行われている。（注解 下 153頁以下）

相続財産の破産においては、既に死亡した被相続人の技能や信用についての能力によって今後に財産を獲得することが想定されず、かつ、相続財産そのものが清算を前提としているものであるので、現在の財産のみを基準として、すなわち、債務超過を基準とすることは、理論的には妥当する。清算が前提となれば、債務については履行期を問わず処理されることとなり、債務超過以外に支払不能を原因とする必要がないのである（それでも、实际上の難点があることは前記のとおりである）。

しかし、信託財産は、受託者の運用による増殖を期待するものが少なからずあり、相続財産とは異なり、清算を前提としているものではない。信託財産として「生きている」以上、債務超過ではなくても、弁済期にある債務を一般的かつ継続的に弁済できない支払不能（破産法2条1項11号）となることは想定される。支払不能が明らかであっても、債務超過の立証がなければ手続を開始しえないという破産制度は、法的清算手続としては不適切である。

なお、法人について、支払不能とならんで債務超過を破産原因とすることについては、現行破産法の立法過程で、債権者申立の場合については、削除すべきであるという意見があった。債務超過が明確な概念ではないこと、期限未到来の債務を含めて債務超過であるから当然に破産ということでよいのか、ということが基本的理由である。

しかし、債務超過は明らかであっても、小口債務は支払っているために支払停止には至らず、大口債務は期限の猶予を得ているとして支払不能を争う、そのようにして、破産を免れようとするケースがあること、債権者の債務超過を理由とする破産申立があっても、債務者は再建型手続の申立によって破産手続を阻止できることなどから、旧破産法の定めが維持されることになった（平成13年9月21日 法制審議会倒産法部会破産分科会第4回会議）。

このような問題があることを考えると、信託財産の破産についても、債務超過を破産原因とするのであれば、再建型手続が要請されるのではないかと思われる。

[意見2]

信託財産の破産制度を設けるについて、「相続財産の破産に倣う」ことは、妥当ではない。

法主体性のない信託財産について破産制度を設けることができるか、という疑問に対して、既に、法主体性のない相続財産について破産法が規定しているから、信託財産の破産制度を設けても制度上の矛盾はないという意味で「相続財産の破産」が登場するのであり、信託財産の破産の個々の仕組は、

相続財産の破産の仕組に倣うべきということはできない。

意見1で述べた破産原因について債務超過に限定するという試案の規定は、相続財産の破産管財人に倣うことの弊害の一つの現れであり、相続財産の破産原因が債務超過のみであるからといって、信託財産の破産原因が債務超過のみでよいということにはならない。

第60 受益者を指定又は変更する権利について

信託行為の定めにより、受益者指定権又は受益者変更権（以下「受益者指定権等」という。）を有する者が存する場合にあっては、次の1から4までによるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

1 遺言による受益者指定権等の行使

受益者指定権等の行使は、遺言によってすることができるものとする。

2 受益者指定権等が行使された場合の効果

受益者指定権等の行使により受益者として指定された者は、受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。

3 受益者指定権等を有する者が死亡した場合

(1) 受益者指定権を有する者が受益者指定権を行使せずに死亡したときは、信託は終了するものとする。

(2) 受益者変更権を有する者が死亡したときは、受益者は、これにより確定するものとする。

4 受託者が受益者指定権等を有する者である場合の特則

(1) 遺言による受益者指定権等の行使

受託者は、遺言によって受益者指定権等を行使することはできないものとする。

(2) 受託者の死亡の場合

a 受託者が受益者指定権を行使せずに死亡した場合には、新受託者が受益者指定権を承継し、信託は終了しないものとする。

b 受益者変更権を有する受託者が死亡した場合には、新受託者が受益者変更権を承継し、受益者は、これにより確定しないものとする。

(注) 受託者は、受益者指定権等が行使された場合にあっては受益権を取得した者に対して受益権取得の事実を、受益者変更権が行使された場合にあっては受益権を喪失した者に対して受益権喪失の事実を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 1ないし4のいずれも賛成する。

[理由] 原則は、信託行為により受益者として指定された者は、当然に受益者となるから、信託設定後には委託者等が受益者を変更することはできない。しかし、現行法7条但書では、信託行為で別段の定めをおくことを許容しているから、信託行為で受益者変更権を自己又は第三者に与えている場合には、当該権利の行使により、受益者の受益権を失わせることができると解されている。

受益者が受益権を放棄した場合、受益権が受益者の一身に専属していたときに受益者が死亡した場合、信託存続中に受益者が存在しない場合に、新たに受益者を指定する権利についても受益者変更権と同様と考えられる。

遺言代用の信託（第61）を初め民事信託において有効に活用できると考えられる。現行法では、この場合の法律関係が明確ではないことから、その取扱の明確化を図ったもので、適切である。

（注）は、通知についての規律であり、必要なものと考える。

第61 遺言代用の信託における第60の特則について

委託者の死亡を始期として信託から給付を受ける権利を取得する受益者（以下「死亡後受益者」という。）についての定めのある信託においては、委託者は、死亡後受益者を変更する権利を有するものとし、死亡後受益者は、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利及び義務を有しないものとする。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

（注）上記以外の事項については、受益者指定権等に関する一般的規律（第60参照）に従うものとする。

＜現行法の関連条文＞ なし

[結論] 本文、但書とも賛成する。

但し、民法が遺留分制度を採用していることに鑑み、遺言代用の信託においても遺留分を侵害することができない旨の規定をおくべきである。

[理由] 遺言代用の信託は、死因贈与に類似する機能を有するものであり、従つて、遺言代用の信託の委託者は死因贈与の場合と同様に、いつでも死亡後受益者を変更できるという意思を有するのが通常であり、死亡後受益者を変更する権利を否定することは、委託者の通常の意思に反することになる。

そして、遺言代用の信託の委託者の通常の意思を基準に考えれば、委託者の生存中に、死亡後受益者に受益者の権利義務を認める必要はない。

もっとも、委託者がこれと異なる意思を表明する場合には、それに従うことが委託者の意思に合致するのであり、それを否定する理由はなく、但書は当然のことである。

但し、民法が遺留分制度を採用し、相続人に一定の範囲での相続を保障していることからすれば、遺言代用の信託を用いることで遺留分制度の潜脱を認めるのは妥当でない。

第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

信託行為の定めにより、受益権を複数の者に連続して帰属させる信託は、一般に有効に成立すると考えられるところ、いわゆる後継ぎ遺贈と代替的な機能を果たし得る信託（例えば、夫が生前は自らを受益者とし、自身の死亡後はまず妻を、妻の死亡後はさらに長男を連続して受益者とする旨を定める信託）の有効性については、どのように考えるべきか。

＜現行法の関連条文＞ なし

〔結論〕 有効と考える。

〔理由〕 自らの死後の配偶者や子の生活の安定を図りたいという委託者の意思を実現するための制度を設計することは合理的である。

また、受益者連続の信託の場合は信託設定時において信託財産の所有権は受託者に移転するので、一般に無効と解されている後継ぎ遺贈の場合のように存続期間を定めた所有権を創設することにはならない。

但し、信託財産を半永久的に受託者のもとに拘束することも妥当でないので、一定の期間制限等を検討すべきである。また、第61と同様に遺留分制度との整合性も明確にすべきである。

第63 遺言信託について

1 遺言による信託の設定

現行法第2条の規定の趣旨を維持し、信託は、遺言により設定することができるものとする。

2 遺言信託における委託者の相続人の権利義務

遺言信託における委託者の相続人の有する権利義務は、次のとおりとするものとする。

【甲案】

相続人は、委託者としての権利義務を有するものとする。

【乙案】

相続人は、委託者としての権利義務を有しないものとする。

3 遺言信託の受託者の選任の請求

遺言により受託者に指定された者が信託の引受けをせず、又はこれをすることができない場合（現行法第49条第2項参照）のほか、遺言によって受託者の指定がされていない場合についても、利害関係人は、裁判所に対して受託者の選任を請求することができるものとする。

（注）2の乙案も、遺言信託における委託者の相続人が法定帰属権利者（第58条の4(2)参照）となることをその前提としている。

＜現行法の関連条文＞ 第2条、第8条第1項、16条第2項、第23条、第27条、第40条、第41条、第47条、第49条、第57条及び第58条

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 現行法2条と同様の規定であり、あえて遺言信託を否定する合理的な理由はないから。

2について

[結論] 甲案に賛成する。

[理由] 委託者の相続の場合にだけ、相続性を否定する合理的な理由はない。相続性を肯定することによる契約関係の複雑化や委託者（遺言者）の相続人と受益者との利害対立のおそれという問題は、信託行為で定めることで対処可能であり、相続性を否定する根拠たりえない。

3について

[結論] 賛成する。

[理由] 受託者が存在しないことは、現行法49条2項が規定する場合だけでなく、遺言によって受託者の指定がない場合にも考えられるが、後者の場合にも利害関係人から裁判所に対する受託者の選任請求を認めるのが合理的である。

第64 契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について

契約による私益信託における委託者の相続人の有する権利義務は、次のとおりとするものとする。

【甲案】

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継するものとする。

【乙案】

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続によ

り承継しないものとする。

(注) 乙案も、委託者の相続人が法定帰属権利者（第58の4(2)参照）となることをその前提としている。

<現行法の関連条文> 第8条第1項、第16条第2項、第23条、第27条、第40条、第41条、第47条、第49条、第57条及び第58条

[結論] 甲案に賛成する。ただし、信託行為の定めにより別段の定めを設けることができるることを明記すべきである。

[理由] 委託者は信託行為をすることによって、極僅かの権能を有しないに至るもの、信託を監視・監督する法的権能を有する。かかる法的地位は合併その他の包括承継において承継されるのであるから、相続によっても承継されると考えるのは、素直な解釈である。委託者の死亡によって信託の監視監督という委託者の権能を有する者、受任者の信託違反行為を是正する者がいなくなることは、望ましいことではなく、不自然でもある。また、自益信託の委託者の地位も相続されないというのは、当事者の合理的意思に合致しない。

乙案を支持する見解の根拠は、相続によって委託者たる地位を有する者が多数になると法律関係が複雑になると指摘するが、法律関係が複雑になることは信託に限った問題ではないし、それ以上に、相続によって委託者が不存在になることを肯定できる理論的根拠がない。受託者と委託者の相続人との間で利益衝突が予想される場合には信託行為の定めにおいて個別に対処すれば足りる。

また乙案を支持する根拠として委託者の地位を一身専属的地位とすることも考えられるが、信託行為が個人的信頼関係に基づくものといつても、それが直ちに委託者の地位の一身専属性を帰結するものではない。個人的信頼関係に基づく法律関係であるが、一身専属性がなく、譲渡や相続による包括承継の対象となる法律関係はある。委託者ないし受託者が死亡しても信託自体は存続するのであるから、委託者の地位を一身専属的とすることはできない。

また、委託者に留保される信託の監視・監督にかかる権利は、委託者としての地位が委託者から相続人に移転することによって、その権利行使が常に恣意的・濫用的になされるものではない。

本来、信託を委託者が自由に設計できるものと考えるならば、委託者死亡後に委託者たる地位による監視・監督をどうするのかについては、委託者の判断に委ねるべきであり、私益信託における委託者の地位は原則として相続により承継され、例外として信託行為に別段の定めがあれば相続により承継されないとすべきである。

第65 営業信託の商行為性について

信託の引受けは、営業としてこれを行う場合には、これを商行為とするものとする。

<現行法の関連条文> 第6条

[結論] 賛成する。

[理由] 営業として信託を引き受けた場合は、当該引受行為はもちろん、これに基づく信託の事務処理全体が商行為的色彩を帯びるので、現行法第6条を維持し、これを商行為とすることが相当である。

第66 有限責任信託（仮称）について

【甲案】

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型として、有限責任信託（仮称）を創設するものとする。

【乙案】

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型を創設しないものとする。

（注1）有限責任信託（仮称）にあっては、第三者が受託者に対して有する債権であって、信託事務に関する取引により生じたもの、法定の原因により生じたもの等については、責任財産が信託財産に限定されることとなる。なお、受託者が不法行為（民法709条）により第三者に損害を与えた場合においては、当該受託者の固有財産も不法行為債権の責任財産となる。

（注2）仮に、有限責任信託（仮称）を創設することとする場合にあっては、一定の債権者保護のための措置を設けることが必要になると考えられるところ、その規律の骨子として、次のようなものが考えられるがどうか。

1 信託財産の確保のための措置

（1）受託者は、一定の金額を超えて、受益者に対して信託財産の分配をすることはできないものとする。

（2）受託者が（1）に違反して信託財産の分配をした場合には、受託者は、分配した財産に相当する金銭を信託財産にてん補しなければならないものとする。

（3）（2）の場合において、受託者は、当該分配を受けた受益者に対し、（1）に違反して当該受益者が分配を受けた財産に相当する金銭の支払を請求することができるものとする。ただし、当該受益者が、当該分配を受けた日ににおいて、受託者が（1）に違反して信託財産の分配をしたことについて善意で

ある場合には、この限りでないものとする。

(4) (2)の場合において、信託債権者は、当該分配を受けた受益者に対し当該受益者が当該分配を受けた財産の額（当該財産の価額が当該債権者の受託者に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができるものとする。

2 受託者の第三者に対する責任

受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該受託者は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

3 予見可能性の確保

(1) 受託者が取引をする場合には、特定の有限責任信託（仮称）の受託者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 受託者が有限責任であることについて、第三者が予見可能であるような客観的状況を作る手段として、登記等の制度を整備するものとする。

（注3）（注2）の措置のほかに、いかなる債権者保護のための措置を講じるかについては、なお検討するものとする。

（注4）有限責任信託（仮称）の創設とは別に、既存の類型の信託について、特定の信託の受託者である旨及び特定の信託に係る信託財産に責任が限定される旨を明示して受託者が取引をした場合において、当該取引により受託者に対して債権を有することとなった者は、当該債権に基づき、固有財産に対し、強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することはできないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 甲案に賛成する。

[理由] 現在において実務上、責任財産限定特約を個別に締結することによって同様の信託が行われていることに鑑みれば、社会的なニーズは認められるのであり、これを制度化することについて異論はない。

(注1)について

[結論] 一般論としては異論はないが、民法717条などの法定の無過失責任については、受託者（所有者）の責任を限定する規定を検討すべきである。

[理由] 不法行為責任ということで民法717条のような場合にも受託者の固有財産も責任財産となるという一般論を前提とすると、少なくとも不動産信託に関しては有限責任信託を創設することの意義が大きく減殺されることになる。

(注2)について

[結論] 1ないし3とも賛成する。

但し、1(1)の「一定の金額」は、抽象的かつ基準として極めて曖昧であるので、一定の時点での信託財産の評価額など客観的かつ明確な基準を定立すべきである。

[理由] 1について

有限責任とする以上、債権者の引当は信託財産のみとなるので、信託財産の価値を維持することは債権者保護の点で不可欠であり、そのための措置を規定することには賛成である。

しかし、信託財産の価値を維持する基準が「一定の金額」という不明確な内容にとどまるときには、債権者保護のために信託財産の価値を維持することが有名無実となりかねないので、客観的かつ明確な基準の定立が不可欠である。

2について

当然の規定であり、相当である。

3について

有限責任信託を創設する以上、その公示は不可欠であり、登記等の第三者が容易に認識しうる制度の整備が望まれる。

(注3)について

本来無限責任である受託者の責任を有限責任に限定するものであることに鑑み、債権者保護制度の整備には万全を期されるよう要望する。

(注4)について

[結論] 反対する。

[理由] 取引にあたり受託者が、特定の信託の受託者である旨及び特定の信託に係る信託財産に責任が限定される旨を明示したとしても、取引の相手方(第三者)からすれば責任財産となる信託財産の内容・範囲は知り得ないため、責任の限定を認めると取引の相手方の利益を害することになる。

第67 受益権の有価証券化について

1 信託行為の定めに基づく受益証券の発行

信託行為の定めに基づき、受益権につき有価証券(以下「受益証券」という。)を発行することができるようとするものとする。

2 受益証券の種別等

- (1) 受益証券は、記名式又は無記名式とする。
- (2) 受益権につき受益証券が発行されているときは、当該受益権を譲渡するには、受益証券を交付しなければならないものとする。
- (3) 受託者は、記名式の受益証券を発行したときは、受益者名簿(第24参照)の作成を要するものとする。
- (4) 受託者対抗要件は記名式の受益証券については受益者名簿の記載又は記録、

無記名式の受益証券については受益証券の占有によるものとし，第三者対抗要件は受益証券の占有によるものとする。

(5) 受益証券を占有する者は，適法にこれを所持しているものと推定するとともに，受益証券については善意取得を認めるものとする。

(注1) 受益証券が発行された場合には，当該受益者に対する補償請求権及び報酬請求権の行使（第32の2及び第33の2(2)参照）を認めないものとする。

(注2) 受益証券の記載事項に関する規律，受益証券の発行前にした受益権の譲渡に関する規律，受益証券を喪失した場合の規律，記名式と無記名式との間の転換に関する規律，受益証券の譲渡に伴う譲渡人が有する委託者の地位の承継に関する規律等を整備するものとする。

(注3) 受益権の有価証券化を認めることに加えて，受益権を振替制度の対象とする実務上の必要性があるとの指摘があることから，受益権を振替制度の対象とすることにつき，なお検討するものとする。

(注4) 信託財産のみを引当財産とする債券の発行を認めるニーズがあるとの指摘があることから，このような債券の発行につき，なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

1について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益権の有価証券化にあたっての一つの問題点は，有価証券化に伴う善意取得制度において，真の権利者の権利保護をどう考えるかである（善意取得を認めるることは反面，これによって権利を失う者も出ることになる。）。

しかしながら，一般に，信託における受益権の内容は，そもそも信託行為によって規定されるところである。

したがって，有価証券化の有無が信託行為によって定められるのだとすれば，善意取得制度により権利の円滑な流通の観点から権利を失うこともあるそのような内容としての受益権が信託行為によって定められたのであり，善意取得の適用により権利を失った受益者もそもそもそのような受益権を取得していたにすぎないと考えれば足りると考えられる。

2について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者名簿の作成義務（第24）の任意規定化に賛成する立場から，無記名式の受益証券について受益者名簿の作成を要しないとするこにも異論はない。

(注1)について

[結論] 賛成する。

[理由] 受益者に対する補償請求権及び報酬請求権を認めない(但し,受託者・受益者間で個別に合意した場合を除く。)案に賛成する立場であり,受益証券が円滑に譲渡されるようにとの観点から,妥当である。

(注2)について

[結論] 賛成する。

[理由] 立法により明文化することが法律関係の明確化に資する。

(注3)について

[結論] 異論はない。

[理由] 1と同様,信託行為によって譲渡につき振替制度の適用ある受益権を認めることも構わないと考えられる。

(注4)について

[結論] 賛成する。

[理由] 責任限定特約については一般に有効と解されているところである。但し,有限責任信託におけるのと同様に,信託財産のみが引当財産となることの公示その他債権者保護のための措置を講じるべきである。

第68 いわゆる信託宣言について

【甲案】

委託者と受託者が同一である信託を設定することはできないものとする。ただし,対象となる財産が自らを受託者とする他の信託の信託財産である場合にあっては,この限りでないものとする。

【乙案】

委託者と受託者が同一である信託を設定することについては,特段の制限を設けないものとする。

【丙案】

一定の要件の下,委託者と受託者が同一である信託を設定することを許容するものとする。

(注)一定の要件としては,例えば,次のようなものが考えられるがどうか。

1 信託の効力発生の時期に関する特例

a 委託者と受託者が同一である信託の効力は,受益者として指定された者に対して受益権取得の事実の通知をした時又は当該受益者として指定された者が受益権を取得することとなる事実を知った時以後に発生するものとする。

b aにかかわらず,当該信託の設定が公正証書によってされたときは,当該信託の効力は,当該公正証書の作成された時以後に発生するものと

する。

2 信託財産に対する強制執行等の禁止の例外

委託者と受託者が同一である信託が設定された場合においては、債務者である委託者に対して債権を有する者（以下単に「債権者」という。）は、詐害信託取消し（第3参照）の手続を経ることなく、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。これに対し、受益者等による異議の主張（第12の2参照）があったときは、債権者は、当該信託の設定が債権者を害することを債務者が知っていたことを証明しなければならないものとする。

＜現行法の関連条文＞ 第1条

[結論] 甲案に賛成する。

[理由] 信託宣言を認めると、ただでさえ信託を利用した執行妨害事例が散見される現状において、協力者を探す必要なくより容易に執行免脱が可能となり信託を使った執行妨害事例が増大するおそれがある。

一方、信託宣言を認めないとできない信託の具体的な活用方法といったものは特段見当たらず、信託宣言を認めるべきとするニーズは、結局のところ費用と手間がかからないといったことにつきると思われるところである。

よって、信託宣言を認めることによりもたらされる債権者詐害・執行免脱の危険を考えると、上記ニーズに基づいて特段の制限なく信託宣言を認めようとする乙案には賛成できない。

丙案については、債権者詐害に対する対応は一定程度とれているとも思えるが、債務者の悪意を要件としており、容易に危機状態ではない時点まで信託宣言の日付を遡らすことのできないよう確定日付を要求すべきである。また、一次的にではあっても信託設定前の債権者に信託財産に対する強制執行を認めるこのような折衷案を設ける実務的ニーズが存するかどうか不明である。

第69 いわゆる目的信託について

【甲案】

受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は、公益信託を除き、有効に成立しないものとする。

【乙案】

1 受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は、有効に成立するものとする。

2 公益信託以外の信託であって受益者が確定されないものは、効力の発生の日から起算して一定の期間を超えて存続してはならないものとする。

(注) 一定の期間としていかなる期間を定めるかについては、なお検討するものとする。

<現行法の関連条文> なし

[結論] 甲案に賛成する。

[理由]

- 1 信託法は信託における基本法であるところ、特に基本法において目的信託を認めるほどの必要性があるものとは思われない。
- 2 乙案は、現行法の規定を変更し公益信託以外にも目的信託を認めるものであるが、特に認める必要として指摘されているのは、目的信託が導入できれば資産流動化の取引として、わが国でもケイマン諸島の手法に代替できるスキームを導入できるとの点であるところ、それは商事信託における資産流動化の手法としての場面のみの必要性であって商事信託一般の必要性ではなく、民事信託においてはあえて目的信託を設けなければならないほどの必要性があるとは思われない。
- 3 目的信託を認めると、特に民事信託においては詐害目的で濫用される危険が高く、詐害行為取消権や強制執行免脱罪は十分に詐害的行為を抑止できていない現状からすれば、むしろ弊害面の方が大きい。
- 4 従って、信託法において目的信託を認めるべきではなく、前記の流動化の要請は他の特別法によって達成すべき。

第70 公益信託について

公益信託について、主務官庁制を廃止するものとするかどうかについては、公益法人法制の改正の動向を踏まえて、なお検討するものとする。

(注) 平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」においては、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止するなどの公益法人制度の抜本的改革を実施していくため、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み等について更に具体的な検討を進め、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指すこととされている。

<現行法の関連条文> 第66条から第75条まで

[結論] 基本的に賛成する。

[理由] より広範な分野で公益活動を促進する観点から、許可主義（法68条）

を廃して、準則主義による公益信託を認めるべきであるが、公益性のチェックが適正におこなわれるような機関の設置、適切に信託が運営されていることを管理する信託管理人の必置など、濫用防止のための諸制度を整備する必要がある。また、現行法での枠組みを拡げ、助成型の公益信託以外に事業型の公益信託も認めるべきであるし、よりシ・プレ原則を徹底する観点から、信託終了後の財産帰属についても、同種の公益信託や公益非営利法人などの公益性のある活動に承継できるようにするべきである。